

# 廿日市市の環境

## 【第39集】

(令和7年度廿日市市環境年次報告書)



ハッチョウトンボ（おおの自然観察の森）

左：メス 右：オス

令和7年12月

廿日市市

～海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち～

本書は、令和2年3月に策定した「第2次廿日市市環境基本計画」に基づく環境の保全に関する施策の実施状況と本市の環境に関する各種のデータを報告するものです。原則、令和6年度の実績に基づき掲載していますが、発行時点で公表前の中一部データは、令和5年度のデータを掲載しています。

# 廿日市市環境都市宣言

私たちのまち廿日市市は、海や山、川など恵まれた自然をもつまちです。豊かな緑と清らかな水を育む山々。穏やかで美しい瀬戸の海、そこに浮かぶ厳島神社は、悠久の時を越えて現在に至っています。

これらの自然や歴史・文化を守り、次の世代に引き渡すことは、私たちの責務です。

私たち廿日市市民は、自然への思いやりをもち「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現にむけて取り組むことを、ここに宣言します。

- 美しく豊かな自然を愛し、自然と共生した潤いのあるまちをつくります。
- 資源とエネルギーを大切にし、健康で安心して暮らせるまちをつくります。
- ふるさとに愛着と誇りをもち、快適で魅力に満ちた住みよいまちをつくります。
- 地球に暮らす一員としての自覚をもち、持続可能な循環型のまちをつくります。
- 人と自然を思いやる心を育み、環境を守るために自ら行動するまちをつくります。

廿日市市



## 廿日市市「ゼロカーボンシティ」宣言

「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向けて

2020（令和2）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを表明しました。

廿日市市は、環境基本計画の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向け、市民、事業者、行政の「オールはつかいち」で、「2050年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを力強く宣言します。

2022（令和4）年6月9日

廿日市市長 松本 太郎

# 目 次

## 本 編

### I 廿日市市の概要

1 位置及び地勢	1
2 地質	2
3 気候	2
4 人口・世帯数の推移	3
5 土地利用	3
6 産業別就業人口	4

### II 環境基本計画の推進

1 第2次廿日市市環境基本計画の概要	5
(1) 計画策定の趣旨	5
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	5
(4) 計画の対象	5
(5) 環境の将来像	5
(6) 基本目標と基本的施策	6
(7) 重点的施策	6
2 第2次廿日市市環境基本計画に基づく取組の状況	7
(1) 自然環境	7
(2) 生活環境	9
(3) 地球環境	14
(4) 環境活動	19

### III 自然環境

1 自然環境の概要	23
2 自然公園及び自然環境保全地域等	24
3 天然記念物	26
4 本市に生息する貴重な野生生物	27

### IV 大気

1 大気汚染の概要	29
2 大気汚染の現状	29
(1) 二酸化硫黄	33
(2) 二酸化窒素	34
(3) 浮遊粒子状物質	34
(4) 降下ばいじん	35
(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)	36

### V 水質

1 水質汚濁の概要	37
2 水質汚濁の現状	37
(1) 河川の現状	42
(2) 海域の現状	48

<b>VI 騒音・振動</b>	
1 騒音の概要	4 9
2 振動の概要	5 0
3 騒音の現状	5 0
(1) 24時間調査	5 5
(2) 騒音マップ調査	5 5
(3) 航空機騒音の実態	5 6
<b>VII 化学物質関係</b>	
1 ダイオキシン類の概要	5 7
2 ダイオキシン類の現状	5 7
<b>VIII 悪臭・廃棄物・生活排水・公害苦情</b>	
1 悪臭	6 3
2 廃棄物	6 5
(1) ごみ（固形状廃棄物）の処理	6 5
(2) し尿	6 6
3 生活排水	6 7
4 公害苦情	6 8
<b>IX 地球温暖化</b>	
1 地球温暖化の概要	6 9
2 廿日市市の現状	6 9
3 廿日市市の取り組み	7 1

## 資料編

I 環境指標	7 3
II 大気関係	7 5
III 水質関係	7 9
IV 騒音・振動関係	9 9
V 化学物質関係	1 1 3
VI 用語解説	1 1 8

# I 廿日市市の概要

## 1 位置及び地勢

本市は、広島県の西部に位置し、大別して沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の5地域からなり、総面積は489.49km<sup>2</sup>で、約86%が山林で占められています。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ地勢を有し、自然環境に恵まれた市です。

瀬戸内海に浮かぶ宮島、沿岸部はなだらかな丘陵とその背後に山地が連なり、極楽寺山等とその尾根が北及び西に連なり大竹市まで続いており、それに沿って平たん地や緩傾斜地が形成されています。

内陸部は、標高200m以上で北東から北西にかけて大峯山等1,000m級の山々が連なり、内部は600m~700m級の山々が複雑に分布し、これらの間を小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されていますが、まとまった平たん地は幹線道路沿いに限られています。

山間部の標高は耕地部で平均580m、広島県、山口県、島根県の県境に位置する冠山をはじめ、十方山等に囲まれ、これらの山々を水源とする支流を合わせて太田川（総延長103km）が中央部を南から北に貫流し、小規模な高原盆地を形成しています。

歴史的に見ると、沿岸部は古くから山陽道の要衝に当たり、広島県西部における政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

本市においては、広域行政、広域合併への取組として平成15年3月に廿日市市、佐伯町、吉和村が合併し、平成17年11月には大野町、宮島町と合併し現在に至っています。

平成28年3月に、新たなまちづくりの指針として第6次廿日市市総合計画を策定し、めざす将来像として「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち～夢と希望をもって世界へ～」を掲げています。

**市役所の経緯度：** 東経 132 度 19 分 54 秒

北緯 34 度 20 分 55 秒（世界測地系によります）

**面 積：** 489.49 km<sup>2</sup>

**人 口：** 114,976 人\*

**世 蕃 数：** 53,904 世帯\*

**人 口 密 度：** 234.9 人/km<sup>2</sup>

\*人口及び世帯数は令和7年4月1日現在



(図 I - 1) 廿日市市の位置

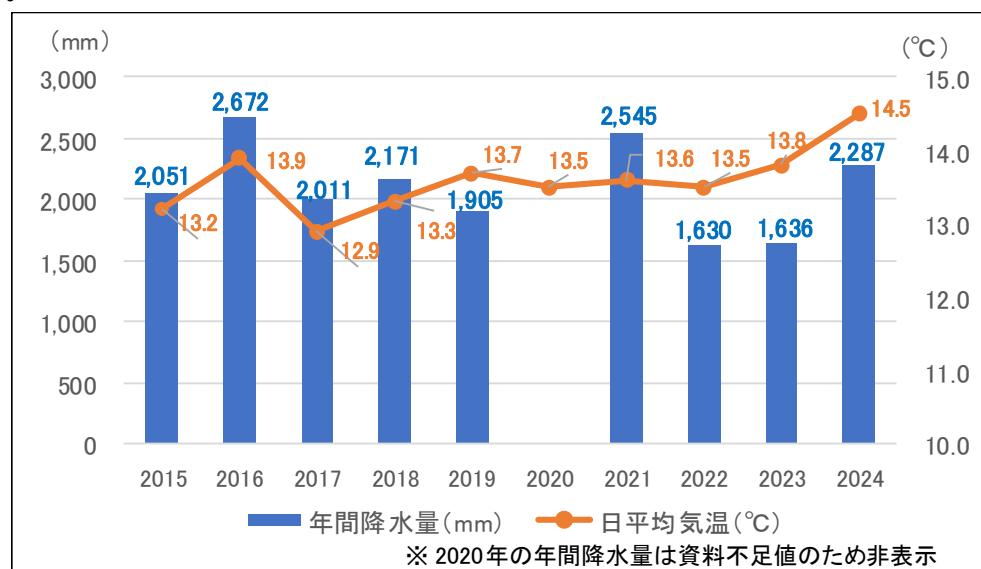
## I 廿日市市の概要

### 2 地質

本市の地質は、山地の大部分が花こう岩類岩石（角閃石黒雲母花崗閃緑岩・黒雲母花崗岩）からなっています。これは中生代白亜紀のもので、いわゆる広島型花崗岩とよばれるものです。廿日市地域の北方（極楽寺山）には、角閃石黒雲母花崗閃緑岩を覆った段れき層が分布し、市の天然記念物（昭和50年5月15日）に指定されています。

### 3 気候

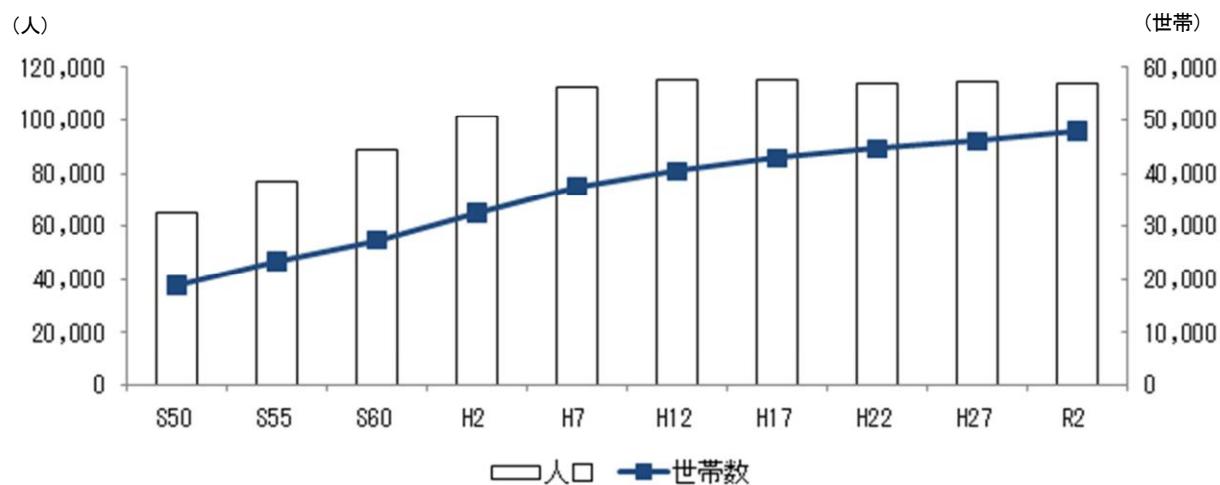
1,000mを超える中国山地から瀬戸内海まで南北に広い本市の気候は、地域によって大きく異なります。沿岸部（廿日市・大野・宮島地域）は瀬戸内海式気候に属し、年間を通して温暖・少雨です。中央部にある佐伯地域は、中山間地域であり、冷涼・多雨の傾向にあります。内陸部にある吉和地域は、市内で唯一日本海側気候に属し、沿岸部に比べて気温が低く、豪雪地帯対策特別措置法による「豪雪地帯」に指定されています。廿日市津田観測所での年間降水量と日平均気温は図I-2のとおりで、年間降水量は1,600mmから2,600mm、日平均気温は13.5℃前後です。最低気温は-10℃以下となる年もあります。



図I-2 廿日市津田観測所での年間降水量と日平均気温

#### 4 人口・世帯数の推移

本市の人口（合併後の人口）は、昭和50年から平成17年までの30年間で約1.8倍と増加しています。それに応じて世帯数（合併後の世帯数）も大幅に増え、約2.3倍となっています。特に市内に大規模な団地が開発された昭和50年代以降、2度の合併を経て、人口、世帯数とも急激に伸びています。令和2年の国勢調査では、人口114,173人、世帯数47,821世帯となっています。地域別で見ると、廿日市・大野地域が人口、世帯数とも横ばい傾向、佐伯・吉和・宮島地域は減少傾向となっています。



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)  
(図 I - 3) 人口・世帯数の推移

#### 5 土地利用

本市は、全市域面積が489.49km<sup>2</sup>であり、このうちの23.9%、11,690.3haが都市計画区域に指定され、市街化区域は2093.0haの区域が指定されています。

総面積に対する土地利用の割合は、山林、原野、雑種地31.8%、宅地3.3%、農地2.4%等で、近年の推移では宅地の増加が目立っています。

都市計画区域においては、住宅用地15.0%、商業用地1.9%、工業用地3.2%、用途地域の定めのない地域（市街化調整区域を含む）79.9%の構成となっています。

本市の土地利用状況（地目別土地面積）は、（表 I - 1）のとおりです。

(表 I - 1) 地目別土地面積

年 次	総面積 (km <sup>2</sup> )	田 (ha)	畠 (ha)	宅地 (ha)	山林 (ha)	原野 (ha)	雑種地 (ha)	その他 (ha)
令和2年	489	890	303	1,606	14,349	91	999	30,711
令和3年	489	884	301	1,609	14,361	92	998	30,557
令和4年	489	879	298	1,614	14,381	92	1,006	30,679
令和5年	489	873	296	1,617	14,452	92	1,017	30,602
令和6年	489	865	291	1,623	14,446	91	1,033	30,579

(資料：課税課、各年1月1日現在)

## I 甘日市市の概要

### 6 産業別就業人口

本市の産業別の就業人口は、(表 I - 2) のとおりです。

(表 I - 2) 産業別就業人口

区分		人 数 (人)	割 合 (%)
就業者数	男	29,313	53.3
	女	25,703	46.7
	合 計	55,016	100.0
就業人口	第一次産業	1,180	2.1
	第二次産業	12,733	23.1
	第三次産業	39,365	71.6
	分類不能産業	1,738	3.2
	合 計	55,016	100.0

(資料：総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年))

## II 環境基本計画の推進

### 1 第2次廿日市市環境基本計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

本市では、豊かな自然環境を守るために、平成12年に環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を策定し、環境を保全するための取組を推進してきました。

その後、2度の合併による市域の拡大や社会状況の変化等を踏まえて見直しをした「廿日市市環境基本計画（改訂版）」（平成21年4月）を策定し、同時に「廿日市市環境都市宣言」を行い、環境基本計画の基本理念「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向けて、その取組や行動をより一層推進してきたところです。

しかしながら、東日本大震災を起因とした国のエネルギー政策の転換、平成27年12月の気候変動枠組条約パリ協定の採択や、同年の国連サミットでの「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択等、現在では、環境をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

こうした中、前計画である「廿日市市環境基本計画（改訂版）」の計画期間が終了することに伴い、前計画の成果と課題を踏まえ、市民・事業者・市が共通の認識に立ち、共に力を合わせて良好な環境を将来の世代に引き継ぎ、地域にふさわしい環境への取組を総合的かつ計画的に進めるため、「第2次廿日市市環境基本計画」（以下「計画」といいます。）を策定しました（令和7年3月改訂）。

#### (2) 計画の位置付け

計画は、環境基本法に規定する地方公共団体の責務として、本市の環境を保全・創造するために必要な基本的事項について定めたものであり、本市の環境に関する最上位計画に位置付けられます。

また、「第6次廿日市市総合計画」を環境面で補完する役割を担い、具体的な環境施策を示すとともに環境行動の指針となるものです。

#### (3) 計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

#### (4) 計画の対象

計画の対象となる主体は、市民・事業者・市とします。市民にはNPO等市民団体、廿日市市への通勤、通学者及び滞在者を含むものとします。

また、計画の対象となる環境分野は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の3つの基本的な環境分野と、それら全てに関わる「環境活動」を加えた4つの環境分野とします。

#### (5) 環境の将来像

本市が目指す「環境の将来像」は、瀬戸内海から中国山地まで及ぶ広大な市域を持ち、海から山（緑）につながる豊かな環境の中で、そこに暮らす人々が協働し、より良い環境づくりに向けて取り組んでいくことをを目指し、「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」とします。



## II 環境基本計画の推進

### (6) 基本目標と基本的施策

計画の対象とする4つの分野（3つの基本的な環境と、それらすべてに関わる環境活動を加えた4つ）について、それぞれ「基本目標」と「基本的施策」を設定します。

「環境の将来像」及び「基本目標」から「基本的施策」への展開を体系的に表すと次のようになります。

環境の 将来像	基本目標	基本的施策
1 自然 環境	自然と人が共生するまち	1－1. 野生生物の暮らしを守ります 1－2. 豊かな森林や農地を守ります 1－3. 自然とのふれあいを大切にします
2 生活 環境	きれいに暮らしやすいまち	2－1. 清潔で静かな生活を守ります 2－2. ごみを適正に処理します 2－3. 美しいまちづくりを進めます
3 地 球 環 境	地球にやさしい低炭素のまち	3－1. 低炭素のまちづくりを進めます 3－2. 再生可能エネルギーの利用を進めます 3－3. 市の排出する温室効果ガスを削減します
4 環 境 活 動	環境について学び行動するまち	4－1. 環境にやさしい活動を実践します 4－2. 環境についてみんなで共に学びます

(図II-1) 施策の体系

### (7) 重点的施策

本計画に示された様々な取組の中から、特に重点的に取り組む必要のある事項について、次のとおり「重点的施策」を設定し、積極的に取り組むことにより、本計画を先導的に推進することとします。

重点的施策1 特定外来生物による生態系等への被害を防ぎます

重点的施策2 地球にやさしいエネルギー利用への転換を進めます

重点的施策3 環境活動の輪が広がる仕組み創りを進めます

(図II-2) 重点的施策

## 2 第2次環境基本計画に基づく取組の状況

本市では、環境の将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向けて、計画で示した4つの基本目標と11の基本的施策に基づき、様々な取組を実施しています。

計画では、実効性を担保するため、環境の状況を測る数値的なものとして環境指標を設定しています。環境指標を設定することで、基本目標の達成状況を明確にし、計画の進行管理を行います。

以下に、令和6年度の環境指標の状況と取組の状況について報告します。

### 【環境指標の進捗状況の凡例】

「○」：目標値を達成している。

「△」：目標値を達成していないが、基準値からは改善している。

「×」：基準値と同じ、又は基準値から後退している。

#### (1) 自然環境

##### 【基本目標1 自然環境】自然と人が共生するまち

(基本的施策1-1) 野生生物の暮らしを守ります

(基本的施策1-2) 豊かな森林や農地を守ります

(基本的施策1-3) 自然とのふれあいを大切にします

(表II-1) 自然環境の環境指標

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% (H30年度)	15.1% (R6年度)	△	18.7% <sup>*</sup> (R11年度)

<sup>\*</sup>※R7.3改訂前の目標値

#### ① ラムサール条約特別教室の開催

市内の小学生を対象に「ラムサール条約特別教室」を実施しました。令和6年度は、19名の参加がありました。「ラムサール条約特別教室」は、ラムサール条約やミヤジマトンボの生態を学習し、宮島の貴重な自然環境に触れる目的として開催しています



写真 ラムサール条約特別教室

#### 【野生生物の暮らしを守ります】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
環境講座等の開催（ラムサール条約特別教室）	市内の小学校でラムサール条約特別教室を開催しました。1回開催、19名参加。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課

## II 環境基本計画の推進

### ② 自然環境分野その他の取組

#### 【野生生物の暮らしを守ります】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
ミヤジマトンボの保全	ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会に参画し、生息状況調査、生息環境整備等を行いました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
ラムサール条約登録湿地の保全	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参画し、情報収集に努めました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
ラムサール条約登録湿地の保全	ラムサール条約登録湿地に獣害防止柵の設置等を行いました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
関係機関と連携したアルゼンチンアリ対策【重点1】	中国四国地方外来種対策ブロック会議に参画し、情報共有を行うとともに国への要望活動を行いました。	環境衛生一般事業	ゼロカーボン推進課
特定外来生物の実態や対策等の啓発【重点1】	市ウェブサイトや広報等へ特定外来生物（ヒアリ、アルゼンチンアリ等）に関する啓発記事を掲載しました。	環境衛生一般事業	ゼロカーボン推進課
アルゼンチンアリの防除（市民活動団体との連携）【重点1】	廿日市市公衆衛生推進協議会等が実施するアルゼンチンアリ一斉防除活動と連携して、49の公共施設に、2,649個の防除薬剤を設置しました。	環境衛生一般事業ほか	ゼロカーボン推進課
市内事業者との連携・協力【重点1】	フマキラー株式会社と締結している「廿日市市における特定外来生物の対策に関する協定書」に基づき、連携・協力して特定外来生物対策に取り組みました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課

#### 【豊かな森林や農地を守ります】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
市有林の適正管理の実施	市有林の適正管理を行うため、支障木等の伐採を実施しました。	森林育成事業	農林水産課
森林整備の促進支援と森林管理経営権の取得の推進	森林集積計画の作成、未整備人工林の経営管理権取得に向けた調査等を実施しました。	森林管理事業	農林水産課
市有林の人工林整備の実施	市有林の整備を図るため、再造林地の下刈り、スギ・ヒノキの保育間伐等を実施しました。	造林保育事業	農林水産課
森林整備の促進	人工林及び里山林の整備を実施しました。	ひろしまの森づくり事業	農林水産課
市産材の有効利用の促進	木材の流通を促進するため、市産材活用のための拠点整備にかかる支援を実施しました。	木材利用促進事業	農林水産課
公共施設への地元産木材の利用	池田保育園、宮島こども園の屋外木製遊具等に市産材を活用しました。	木材利用促進事業 保育園管理運営事業 保育園整備事業	農林水産課 こども課ほか
耕作放棄地の再生・農地の改良	耕作放棄地再生又は農地改良を支援することで、農地の将来的な保全等を図りました。	農地保全対策事業	農林水産課
地産地消の推進	地産地消における市内生産者（農業者）のPRや必要な施設整備に対する補助等を行いました。	地産地消推進事業	農林水産課
森林ボランティア活動等への支援	森林・林業体験活動や森林を活用する取組を行う団体を支援しました。	ひろしまの森づくり事業	農林水産課

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
有害鳥獣被害の防止対策の実施	市街地への出没に対する防除対策を実施し、イノシシによる農作物の被害の防止等に取り組みました。イノシシ295頭捕獲等。	有害鳥獣被害対策事業	農林水産課

## 【自然とのふれあいを大切にします】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
生き物観察会等の開催（おおの自然観察の森）	バードウォッチングやベニマンサクの観察会等を開催しました。	自然観察の森管理運営事業	農林水産課
自然にふれあえる施設の周知	市ウェブサイトや広報等へ自然とふれあえる施設の案内記事やイベント情報を掲載しました。	—	観光課ほか

## (2) 生活環境

## 【基本目標2 生活環境】きれいで暮らしやすいまち

(基本的施策2-1) 清潔で静かな生活を守ります

(基本的施策2-2) ごみを適正に処理します

(基本的施策2-3) 美しいまちづくりを進めます

(表II-2) 生活環境の環境指標

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率	100.0% (H29年度)	100.0% (R6年度)	○	100.0% (R11年度)
河川におけるBODの環境基準達成率	76.9% (H29年度)	100.0% (R6年度)	○	100.0% (R11年度)
市域における騒音の環境基準達成率	93.3% (H29年度)	80.0% (R6年度)	×	100.0% (R11年度)
家庭系ごみ排出量	544g／人・日 (H29年度)	495g／人・日 (R6年度)	△	470g／人・日 (R14年度)

## ① 工業団地等における環境保全の推進

これまで本市では、住民の健康を保護するとともに、地域の生活環境を保全することを目的に、工業団地等に立地する事業所と環境保全協定を締結してきました。現在では、環境保全に関する法令も十分に整備されてきたことから、これら法令や地域のルールなどをしっかりと守っていただくことにより、工業団地等における環境保全を図っています。

## ② 小型合併処理浄化槽の普及の推進

生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成6年度から、公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設の処理区域及び団地浄化槽等の集合処理施設による処理をしている区域以外の区域において、住宅用建物に設置されているくみ取り便所や単独処理浄化槽を合併処理

## II 環境基本計画の推進

化槽へ転換する市民を対象に設置費用の一部を補助しています。補助実績は、(表Ⅱ-3) のとおりです。

平成30年度までは、公共下水道事業処理区域の拡大及び建物の新築・建て替えに伴う浄化槽の設置の増加により補助基数が減少していましたが、令和元年度から、浄化槽整備区域（公共下水道計画区域等に含まれない区域をいいます。）において、主に居住の用に供する建物等の新築（建て替えを含みます。）に伴い合併処理浄化槽を設置する者を補助対象に加え、補助制度の充実を図っています。

(表Ⅱ-3) 合併処理浄化槽設置整備費補助実績（地域別）

(単位：基)

年度	補 助 基 数					補助対象外 基 数
	廿日市	佐伯	吉和	大野	合計	
R2	18	12	0	2	32	175
R3	6	13	0	3	22	154
R4	12	12	0	5	29	180
R5	15	8	0	2	25	109
R6	5	10	1	2	18	119

(資料：下水道経営課)

### 【清潔で静かな生活を守ります】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
小型合併処理浄化槽の普及の推進	くみ取り便所又は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する市民を支援しました。	生活排水対策事業	下水道経営課

### ③ ごみの減量化の推進（電動生ごみ処理機購入費の補助）

ごみ減量化を図るため、電動生ごみ処理機の購入費の補助を行いました。補助実績は（表Ⅱ-4）のとおりです。

補助金を利用した人を対象に、アンケート調査（購入後6ヶ月）を実施しており、そのアンケート調査では、ごみの減量効果があったと答えた方が、全体の7割以上という結果が出ています。また、乾燥させることでごみの量が減る、臭いがあまり気にならなくなつたという声もありました。

(表Ⅱ-4) 電動生ごみ処理機購入費補助実績（地域別）

(単位：台)

年度	廿日市	佐伯	吉和	大野	宮島	合計
R2	28	4	1	17	1	51
R3	23	2	0	12	0	37
R4	26	3	0	7	1	37
R5	50	1	0	16	0	67
R6	46	2	0	13	1	62

(資料：循環型社会推進課)

### 【ごみを適正に処理します】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
ごみ減量化の推進	電動生ごみ処理機等を購入する市民を支援しました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課

④ 3R活動の推進（資源回収推進報奨金の交付）

町内会・子ども会等の登録団体が行う地域の資源回収活動に対して、報奨金を交付することにより、資源回収活動の活性化を図るとともに、地域での実践活動を通じて、再資源化に対する理解を深めることを目指しています。資源回収量等の実績は（表II-5）のとおりです。

実施団体数は、ここ数年横ばいですが、回収量は減少傾向となっています。原因としては、事業所による店頭回収等排出方法の多様化のほか、少子高齢化により町内会・子ども会等の活動が縮小していることなどが考えられます。

（表II-5） 資源回収量等実績（地域別）

地域	年度	実施団体数 (件)	回収実績(t)				
			古紙類	古衣類	金属類	空瓶類	合計
甘日市	R2	44	260	0	8	0	268
	R3	40	245	0	8	0	253
	R4	41	228	0	8	0	236
	R5	38	200	0	7	0	207
	R6	40	205	1	7	0	213
佐伯	R2	6	64	0	2	0	66
	R3	6	57	0	2	0	59
	R4	6	49	0	2	0	51
	R5	6	41	0	1	0	42
	R6	6	30	0	2	0	32
大野	R2	21	349	0	14	0	363
	R3	24	349	0	20	0	369
	R4	23	326	0	19	0	345
	R5	22	294	1	15	0	310
	R6	22	274	3	14	0	291
全体	R2	71	673	0	24	0	697
	R3	70	651	0	30	0	681
	R4	70	603	0	29	0	632
	R5	66	535	1	23	0	559
	R6	68	509	4	23	0	536

（資料：循環型社会推進課）

【ごみを適正に処理します】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
ごみ減量化の推進	資源回収を行う町内会・子供会等に対して資源回収推進報奨金を交付しました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課

## II 環境基本計画の推進

### ⑤ 生活環境分野その他の取組

【清潔で静かな生活を守ります】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
環境調査の実施	公共用水域の水質及び大気汚染等の実態把握を行うため、市内各所で環境調査を実施しました。	環境管理事業	ゼロカーボン推進課
騒音調査の実施	自動車騒音及び環境騒音の実態把握を行うため、市内各所で騒音調査を実施しました。	環境管理事業	ゼロカーボン推進課
公用車への電動車の導入	老朽化した市用車を更新するため、電動車を5台調達しました。	市用車管理事業	総務課
公用車でのエコドライブの徹底	加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブの実施を、全職員に対して周知徹底しました。	市用車管理事業	総務課
廃棄物の屋外焼却の禁止の周知と指導	市ウェブサイトや広報等へ野焼きの禁止に関する啓発記事を掲載したほか、市民等の通報に基づき、現地で必要な指導を行いました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
公共下水道の計画的な整備	公共下水道の計画的な整備を実施するとともに、ストックマネジメント計画による施設の更新や浸水対策等を行いました。	下水道事業会計	下水道建設課

【ごみを適正に処理します】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
リサイクル講座の開催	ごみ減量化や資源化に関するリサイクル講座を開催しました。開催8回、参加者延べ52名。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
施設見学の実績	エネルギークリーンセンターの紹介とごみの減量化に関する施設見学を開催しました。小中高等学校14校811人、その他12件220人、延べ1,031人が参加。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
不法投棄の防止（パトロール）	不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が特に多い場所を中心にパトロール車による巡回監視を行いました。	清掃一般事業	循環型社会推進課
不法投棄の防止（監視カメラ）	不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が特に多い場所に、監視カメラを2箇所1台ずつ設置しました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
ごみ集積所の適正管理の推進	ごみ散乱防止ネット・ごみボックス等を購入する町内会等を対象に費用の一部を補助しました。ごみ散乱防止ネット66件、ごみボックス等26件。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
燃やせるごみの有料化の実施	有料指定袋の製造・保管・配送等を委託により実施しました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
ごみ排出困難者の支援（ふれあい収集）	高齢等によりごみ集積所までの家庭ごみの持ち出しが困難な世帯に対して戸別収集を実施しました。利用世帯416世帯。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
ごみの直接搬入が困難な地域の支援	ごみ処理施設の集約化に伴い、ごみの直接搬入先が遠方になった地域の利便性を図るため、月1回家庭ごみの拠点回収を行いました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
大型ごみ排出困難者の支援	大型ごみの排出が困難な世帯に対して、全地域同一料金で収集ができるよう支援を行いました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
小型家電回収ボックスの設置	リサイクルおよび適正処理の推進を目的とした小型家電の回収ボックスを設置しました。 既設 3 台、新設 1 台、窓口受け付け 1 間所。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課

## 【美しいまちづくりを進めます】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
重点的な景観施策の実施（宮島口地区）	宮島口地区景観ガイドラインに定める景観形成基準に基づく改修工事等に対する支援を行いました。	景観形成推進事業	都市計画課
屋外広告物に対する指導取締	廿日市市屋外広告物等に関する条例に基づく許可、指導等の事務を適正に行い、良好な景観形成の推進、風致の維持に取り組みました。	景観形成推進事業	都市計画課
廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区の良好な景観形成に向けた取組への支援	廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区の良好な景観形成を図るため、歴史的町並みを保存・復原・継承に資する活動や修理・修景工事等を支援しました。	伝統的建造物群保存推進事業	宮島企画調整課
良好な景観形成を推進する取組の支援	吉和地域景観協議会が行う良好な景観形成を推進するための活動を支援しました。	景観形成推進事業	都市計画課
緑地の保全	廿日市市緑の基本計画に基づき、良好な景観をする緑地の保全を図りました。	都市計画一般事業	都市計画課
都市緑化の推進	廿日市市緑の基本計画に基づき、都市公園の緑化率の向上など都市緑化を推進しました。	都市計画一般事業	都市計画課

## II 環境基本計画の推進

### (3) 地球環境

【基本目標3 地球環境】地球にやさしい低炭素のまち

(基本的施策3-1) 低炭素のまちづくりを進めます

(基本的施策3-2) 再生可能エネルギーの利用を進めます

(基本的施策3-3) 市の排出する温室効果ガスを削減します（廿日市市地球温暖化対策実行計画）

(表II-6) 地球環境の環境指標

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
市域における民生部門の二酸化炭素排出量	421千t-CO <sub>2</sub> (H25(2013)年度)※1	322千t-CO <sub>2</sub> (R4(2022)年度)	△	132千t-CO <sub>2</sub> (R12(2030)年度)※1
市の事務事業における二酸化炭素排出量	43,083t-CO <sub>2</sub> (H25(2013)年度)※2	22,299t-CO <sub>2</sub> (R6(2024)年度)	△	21,403t-CO <sub>2</sub> (R12(2030)年度) ※2

※1 R6(2024)～R12(2030)年度までの7年間を計画期間とする市域全体を対象とした温室効果ガスの削減目標を定めた「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」(R6(2024)年3月策定)の値とした。

※2 R6(2024)～R12(2030)年度までの7年間を計画期間とする市自らの事務事業を対象とした温室効果ガスの削減目標を定めた「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」(R6(2024)年3月改定)の値とした。

#### ① はつかいち環境フェスタの開催

平成22年度までは、遊休品・不用品のリサイクルを主目的とした「リサイクルフェスタはつかいち」として開催していましたが、平成23年度からは、環境について楽しく学べる参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」として開催しています。令和6年度は2050年カーボンニュートラルを実現するため、広く市民等にゼロカーボンを含む環境保全及びSDGsについて理解・関心を深めてもらう事を目標に開催し、約2,000人の来場がありました。



写真 はつかいち環境フェスタ

#### 【低炭素のまちづくりを進めます】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
はつかいち環境フェスタの開催	ゼロカーボンを含む環境保全及びSDGsについて理解・関心を深めてもらうため、参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」を開催しました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課

② 公共施設へのウォーターサーバーの設置

令和5年度にウォータースタンド株式会社と「ゼロカーボンシティに向けたプラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、市内公共施設へのウォーターサーバー導入及び普及啓発に取り組んでいます。令和6年度末時点で、本庁舎、山崎本社みんなのあいプラザをはじめとした12の施設に設置しています。



写真 ウォーターサーバーの様子

【低炭素のまちづくりを進めます】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
ウォーターサーバーの設置	市内公共施設にウォーターサーバーを設置し、脱プラを促進しました。	庁舎維持管理事業	総務課ほか

③ 住宅用地球温暖化対策設備の設置支援

地球温暖化防止や市民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅用地球温暖化対策設備の設置に要する経費の一部を補助しており、令和6年度は太陽光発電設備等の導入補助を実施しました。補助事業の実績は（表II-7）のとおりです。

（表II-7） 住宅用地球温暖化対策設備設置補助実績

（単位：件）

年度	エネファーム	HEMS	太陽光	蓄電池	窓改修	太陽熱	合計
R2	11	22	-	43	10	-	86
R3	6	18	-	31	3	-	58
R4	7	26	-	65	14	-	112
R5	0	-	24	21	-	2	47
R6	-	-	50	48	-	-	98

（資料：ゼロカーボン推進課）

【低炭素のまちづくりを進めます】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
住宅用太陽光発電設備等の設置支援	自ら居住する住宅に太陽光発電設備等を設置する市民を対象に費用の一部を補助しました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課

## II 環境基本計画の推進

### ④ 事業所用創エネ・省エネ設備の設置支援

地球温暖化防止や市内事業者の環境保全意識の高揚を図るため、市内の事業者への創エネ設備及び省エネ設備（高効率空調機器、LED等）の設置に要する経費の一部を補助しました。令和5年度以降の補助事業の実績は（表II-8）のとおりです。

（表II-8） 住宅用地球温暖化対策設備設置補助実績

（単位：件）

年度	太陽光	蓄電池	省エネ設備	合計
R5	1	0	14	15
R6	3	0	10	13

（資料：ゼロカーボン推進課）

#### 【低炭素のまちづくりを進めます】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
事業所用創エネ・省エネ設備の設置支援	市内の事業所に創エネ・省エネ設備を設置する中小企業等を対象に費用の一部を補助しました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課

### ⑤ 電気自動車等の導入促進

環境に優しい電動自動車の普及促進により、二酸化炭素排出量の削減及び災害対応力の向上を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ又はミニカーの導入を行う市民や事業者に対する購入支援を実施しました。

（表II-9） 電気自動車等導入促進補助実績

（単位：台）

年度	台数
R5	52
R6	38

（資料：ゼロカーボン推進課）

#### 【低炭素のまちづくりを進めます】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
電気自動車等導入促進支援	EV、PHV等の環境に優しい自動車を購入する市民・事業者を対象に費用の一部を補助しました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課

## (6) 地球環境分野その他の取組

## 【低炭素のまちづくりを進めます】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
省エネルギー意識の啓発	市ウェブサイトや広報等へ環境家計簿の実践やうちエコ診断（住宅用省エネルギー診断）の実施等に関する啓発記事を掲載しました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課
環境講座等の開催（地球温暖化防止教室）	市内の小学校で地球温暖化防止教室を開催しました。3回開催、延べ134名参加。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課
森林整備等による吸収源確保	二酸化炭素の吸収源となる分収林の候補地確保に向けた市有林の調査を実施し、カーボンニュートラルの取組を推進しました。	林業振興事業	農林水産課
バイオマスプラスチックの導入	焼却によるCO <sub>2</sub> の排出量を削減するため、家庭系燃やせるごみ袋へのバイオマスプラスチックの導入準備を行いました。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課
自主運行バスの運行	日常生活における必要不可欠な生活交通を確保するため、自主運行バスを運行しました。公共交通機関の利用による二酸化炭素排出量削減の効果を見込んでいます。	自主運行バス運営事業	交通政策課
ゼロカーボンパークの普及啓発	サステナブルな観光地づくりを推進するため、ゼロカーボンパークを普及啓発しました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課
グリーンスローモビリティの導入促進	環境負荷が少ない乗り物であるグリーンスローモビリティの導入促進のため、宮島島内で事業を実施し、今後の展開について検討を行いました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課

## 【再生可能エネルギーの利用を進めます】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
地域新電力会社の設立検討	特定送配電事業の契約を締結した広島ガス株式会社と連携し、地域新電力会社の令和7年度の設立に向けた検討を行いました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課
剪定枝のバイオマス燃料化	剪定枝をバイオマス発電の燃料として有効活用するため、剪定枝破碎車両により破碎することで資源化を行いました。資源化量127.2t。	循環型社会推進事業	循環型社会推進課

## II 環境基本計画の推進

### 【市の排出する温室効果ガスを削減します】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
公用車への電動車の導入【再掲】	老朽化した庁用車を更新するため、電動車を5台調達しました。	庁用車管理事業	総務課
公共施設へのLED照明の導入【重点2】	水族館内の大型水槽の水銀灯を6器のLED照明器具に交換する等LED化を推進しました。	水族館管理運営事業ほか	宮島水族館企画室
省エネルギー対策の実施	クールビズの励行、空調の適温設定、消灯の徹底、階段の利用促進等、職員による全庁的な省エネルギーの取組を実施しました。	庁舎維持管理事業ほか	総務課ほか
庁舎の設備機器の点検と維持管理	空調設備、動力設備等の定期的な点検・保守等を実施し、機器性能や運転効率を維持することで、エネルギー消費の削減を図りました。	庁舎維持管理事業	総務課
庁舎のデマンド監視（ピークカットの実施）	デマンド監視装置により最大電力を監視し、不要な電力使用を抑制することでエネルギー消費の削減を図りました。	庁舎維持管理事業	総務課
公用車でのエコドライブの徹底【再掲】	加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブの実施を、全職員に対して周知徹底しました。	庁用車管理事業	総務課
公共施設から出るごみの減量化	庁舎等で発生する不要紙類の分別排出を徹底するとともに、古紙回収を実施しました。回収量28,160kg。	庁舎維持管理事業	総務課
省エネ設備の導入【重点2】	火葬場靈峯苑の空調設備（全熱交換機）及び宮島まちづくり交流センター（杉之浦）の空調設備を更新するにあたり、省エネ性能の高い機種を導入しました。	靈峯苑管理運営事業 市民センターリニューアル事業	人権・市民生活課 まちづくり支援課
集会所のZEB化【重点2】	大野4区集会所の建替えにあたり、ZEB Readyの認証を受けて整備し、省エネ化を行いました。	集会所整備事業	まちづくり支援課

## (4) 環境活動

【基本目標4 環境活動】環境について学び行動するまち

(基本的施策4-1) 環境に優しい活動を実践します

(基本的施策4-2) 環境についてみんなで共に学びます

(表 II-10) 環境活動の環境指標

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
市内で「環境の保全」を活動分野とする特定非営利活動（NPO）法人の数	15 団体 (H30 年度)	10 団体 (R6 年度)	×	20 団体 (R11 年度)
水辺・里山教室を受講した児童の割合（過去3年合計値）	53.5% (H30 年度)	44.9% (R6 年度)	×	60.0% (R11 年度)

## ① 市内一斉清掃の支援

例年、環境月間である6月を中心に、各地域の公衆衛生推進協議会の主催により、市内一斉清掃等が実施されています。多くの市民の参加により、道路、公園、海岸、河川等の清掃活動が行われています。本市では、各公衆衛生推進協議会と連携し、清掃用ごみ袋の配付や収集されたごみの回収等の支援を行っています。廿日市地域で実施された一斉清掃には、8, 112名の参加がありました。



写真 市内一斉清掃

## 【環境に優しい活動を実践します】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
市内一斉清掃の支援	市内一斉清掃に使用する資材の配付や収集されたごみの回収等の支援をしました。	環境衛生一般事業	ゼロカーボン推進課

## II 環境基本計画の推進

### ② 海岸の清掃活動

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会が提唱する海岸の清掃活動（リフレッシュ瀬戸内）の実施期間に合わせて、例年、地御前地区、阿品地区、大野鳴川地区の海岸清掃を、「海のクリーンアップ作戦」として位置づけ、地域、事業者等との連携による海岸清掃活動を展開しております。令和6年度は、地御前海岸、大野鳴川海岸等で海岸清掃を実施し、合計で約265名の参加がありました。

また、宮島は、平成24年7月に、ラムサール条約による国際的に重要な湿地として登録されています。このような貴重な環境の保全を目的として、宮島での海岸清掃活動を行っています。



写真 扇園海岸での海岸清掃活動

#### 【環境に優しい活動を実践します】

事業概要	R 6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
海のクリーンアップ作戦の実施	地御前扇園海岸、大野鳴川海岸等で海岸清掃を実施しました。参加者約265名。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
宮島海岸等の清掃の実施	宮島海岸等に漂着するごみの回収について、海の環境保全活動に取り組むNPO法人への委託等により実施しました。	自然環境保全事業ほか	ゼロカーボン推進課ほか

### ③ はつかいち環境講座の開催

地域環境を守る取組を市民と協働で進めていくために、「はつかいち環境講座」を開催しました。講座は、フィールドワーク等の実践的な内容を通じて、環境に関する基礎知識を、楽しく身につけることを目標として構成しています。令和6年度は、全6回の講座を、通算34名の市民が受講しました。



写真 はつかいち環境講座

#### 【環境についてみんなで共に学びます】

事業概要	R 6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
はつかいち環境講座の開催【重点3】	はつかいち環境講座を開催しました。34名受講。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課

### ④ 小学生を対象とした環境講座等の開催

市内の小学生を対象とした「地球温暖化防止教室」を開催しました。令和6年度は、3回開催し、延べ134名の参加がありました。「地球温暖化防止教室」は、身近なテーマによる参加体験型の学習を行い、地球温暖化を身近な問題として考える機会を作ることを目的として開催しています。

また、小学生等を対象とした「水辺・里山教室」を開催しました。令和6年度は、7回開催し、延べ519名の参加がありました。「水辺・里山教室」は、水辺や里山で動物や植物と触れ合う体験学習等を通じて、環境問題への関心を高めることを目的として開催しています。

その他、「ラムサール条約特別教室」や「春休み親子環境講座」を開催しています。



写真 左) 地球温暖化防止教室 右) 水辺・里山教室

#### 【環境についてみんなで共に学びます】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
環境講座等の開催（地球温暖化防止教室）【再掲】	市内の小学校で地球温暖化防止教室を開催しました。3回開催、延べ134名参加。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課
環境講座等の開催（水辺・里山教室）	市内の小学校等で水辺・里山教室を開催しました。7回開催、延べ519名参加。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
環境講座等の開催（ラムサール条約特別教室）【再掲】	市内の小学校でラムサール条約特別教室を開催しました。1回開催、19名参加。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
環境講座等の開催（春休み親子環境講座）	市内の親子を対象に春休み親子環境講座を開催しました。25名参加。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課

#### ⑤ 地球環境分野その他の取組

##### 【環境に優しい活動を実践します】

事業概要	R6年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
ボランティア清掃の支援	町内会・自治会等が実施するボランティア清掃に使用する資材の配付や収集されたごみの処理を行いました。	清掃一般事業	循環型社会推進課ほか
アルゼンチンアリの防除（市民活動団体との連携）【再掲】	廿日市市公衆衛生推進協議会等が実施するアルゼンチンアリ防除活動と連携して、49の公共施設に、2,649個の防除薬剤を設置しました。	環境衛生一般事業ほか	ゼロカーボン推進課ほか
はつかいち環境フェスタの開催【再掲】	環境について楽しく学べる参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」を開催し、約2,000人の来場者がありました。	地球温暖化対策推進事業	ゼロカーボン推進課
公衆衛生推進協議会の支援	環境衛生・廃棄物対策等に関する事業を展開する公衆衛生推進協議会の活動を支援しました。	環境衛生一般事業	ゼロカーボン推進課

## II 環境基本計画の推進

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
環境都市推進委員会の開催	環境基本計画に基づく施策の進捗状況を取りまとめた環境年次報告書（廿日市市の環境）の発行、地球温暖化対策実行計画の策定に関して、有識者等の意見を聴きました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
環境基本計画の公表と周知	現行の廿日市市環境基本計画を、市ウェブサイトで公表したほか、市民センター等で市民の縦覧に供しました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
環境年次報告書の公表と周知	環境基本計画に基づく施策の進捗状況を取りまとめた環境年次報告書（廿日市市の環境）を作成し、市ウェブサイトや広報等へ環境啓発記事を掲載したほか、市民センター等で市民の縦覧に供しました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課

### 【環境についてみんなで共に学びます】

事業概要	R 6 年度事業内容（実績）	事業名称	担当課
太田川流域振興交流会議事業の実施	太田川流域振興交流会議に参画し、太田川流域の小学生を対象に「水生生物調査」等の体験学習プログラムを提供しました。	自然環境保全事業	ゼロカーボン推進課
環境学習等の情報発信 【重点 3】	市ウェブサイトや広報等へ環境学習会や自然観察会等の開催情報に関する啓発記事を掲載しました。	自然環境保全事業ほか	ゼロカーボン推進課ほか

### III 自然環境

#### 1 自然環境の概要

廿日市市は、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海の島しょ部から西中国山地に至る市域は、地形や風土が非常に多様な地域となっています。

市域の地形は、広島県の典型的な地形である3段階の準平原地形を集約した形となっています。宮島地域を起点とし、大野地域、佐伯地域から吉和地域に至る縦断ラインに沿って廿日市市の縦断地形を模式的に表すと、(図III-1) のようになります。



(図III-1) 廿日市市の縦断地形図

地形は、中国山地と平行に形成された階段状地形であり、広島湾に面した廿日市・大野・宮島地域の平地からなる「低位面」（瀬戸内面）、佐伯地域の小瀬川流域に発達した津田盆地の「中位面」（吉備高原面）、吉和地域の十方山や冠山の山麓地帯からなる「高位面」（中国山地脊梁面）の3段階に大別されます。県内の他の地域と比べて、低位面がやや狭いことが特徴となっています。

気候は、低位面の廿日市・大野・宮島地域は、温暖少雨の瀬戸内式気候に属し、沿岸部では積雪が少なくなっています。中位面の佐伯地区は、沿岸部と山間の吉和地区との中間的な気候を示し、沿岸部よりも冷涼で冬季には積雪も多く、高位面の吉和地区は、日本海式気候に属し、寒暖の差が大きく、積雪の多い県内でも有数の豪雪地帯となっています。

植生は人為の影響を受けた二次林が全般に多くなっています。低位面は、アカマツ二次林が主体で、大野地域の山麓等では、松枯れ跡地等も多いですが、宮島地域の弥山周辺には、モミやツガの原生林が残っています。中位面は、低位面と同様にアカマツ二次林が主体となっていますが、スギやヒノキの植林地も多くみられます。一方、高位面では、コナラやミズナラの二次林が主体となります。山間部では、スギやヒノキの植林地も多いですが、十方山や冠山の周辺には、ブナの原生林が一部に残っています。

### III 自然環境

#### 2 自然公園及び自然環境保全地域等

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定される国立公園や国立公園に準ずる優れた自然の風景地として指定される国定公園等があります。自然公園は、一定の開発行為を規制することによって、風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的として、自然公園法等に基づいて指定されています。

廿日市市では、宮島と極楽寺山が、瀬戸内海国立公園の区域として指定されています。特に、宮島の弥山山頂付近と北側斜面は、ツガ林とアカガシ・ウラジロガシ・ツクバネガシ等を伴うアカマツ林から構成される暖帯の貴重な極相林となっており、特別保護地区として厳正に保護されています。

また、中国山地の脊梁部である広島県と島根県の県境周辺は、西中国山地国定公園に指定されています。特に、冠高原に自生するレンゲツツジの大群落は、その群落としては南限にあたり、特別保護地区として厳正に保護されています。



(図III－2) 廿日市市の自然公園

広島県自然環境保全地域は、優れた自然環境を保全し、将来にわたり継承していくため、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域として、広島県自然環境保全条例により指定されています。廿日市市では、万古渓自然環境保全地域と大峰山自然環境保全地域が指定されています。

万古渓自然環境保全地域は、小瀬川水系の七瀬川が刻んだ深い峡谷で、峡谷の両岸には優れた植物相が見られるなど、良好な自然環境を形成しています。

大峰山自然環境保全地域は、広島市佐伯区湯来町と廿日市市玖島との境界にある大峰山山頂一帯で、岩々の露出する特異な地形と天然広葉樹林が広がるなど良好な自然環境を形成しています。

また、広島県自然環境保全条例では、市街地またはその周辺地域の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等について、地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を、緑地環境保全地域として指定しています。廿日市市では、東山渓谷緑地環境保全地域が指定されています。

(表III-1) 廿日市市の自然公園と自然環境保全地域等

指定区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
国立公園	瀬戸内海国立公園	宮島町、原ほか	66,934	昭和25年5月18日
国定公園	西中国山地国定公園	吉和ほか	28,553	昭和44年1月10日
自然環境保全地域	万古渓自然環境保全地域	虫所山	64.10	昭和49年7月18日
自然環境保全地域	大峯山自然環境保全地域	玖島ほか	39.89	昭和51年12月24日
緑地環境保全地域	東山渓谷緑地環境保全地域	吉和ほか	53.50	昭和58年3月31日

(資料：環境省、広島県)



写真 瀬戸内海国立公園（弥山）（環境省ウェブサイトより）  
(<https://www.env.go.jp/park/setonaikai/guide/view.html>)

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて指定されています。鳥獣保護区には、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために必要があると認められる区域は、特別保護地区に指定されています。

廿日市市においては、国の指定する鳥獣保護区ではなく、広島県知事により、11カ所の鳥獣保護区が指定されています（表III-2）。

(表III-2) 廿日市市の鳥獣保護区

名称	所在地	面積 (ha)	存続期限
宮島鳥獣保護区 (弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397 (203)	令和26年10月31日
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	令和13年10月31日
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	令和10年10月31日
立岩鳥獣保護区（安芸太田町の区域を含む。）	廿日市市吉和・山県郡安芸太田町	536	令和17年10月31日
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	令和16年10月31日
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	令和15年10月31日
広島湾西部鳥獣保護区（広島市佐伯区の区域を含む。）	広島市佐伯区ほか	1,400	令和15年10月31日
大峯山鳥獣保護区（広島市佐伯区の区域を含む。）	広島市佐伯区湯来町ほか	40	令和13年10月31日
万古渓鳥獣保護区	廿日市市	64	令和13年10月31日
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	令和8年10月31日
もみの木森林公園鳥獣保護区 (もみの木森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400 (337)	令和8年10月31日

(資料：広島県)

### III 自然環境

#### 3 天然記念物

学術上貴重であると判断された動植物等については、文化財保護法、広島県文化財保護条例及び廿日市市文化財保護条例に基づき天然記念物に指定し、保護を図っています。廿日市市で、天然記念物の指定を受けている動植物等は、（表III-3）のとおりです。現在、国、県、市を合わせて、25類が指定されています。

また、吉和地域等で生息が確認されているオオサンショウウオは、天然記念物のうち世界的に又は国家的に価値が特に高いものとして、国により特別天然記念物に指定されています。

（表III-3） 廿日市市の天然記念物

種別	名称	員数	指定年月日	所在地
国指定特別	オオサンショウウオ		昭和26年6月9日	地域を定めず
国指定	ヤマネ		昭和50年6月26日	地域を定めず
国指定	押ヶ堺断層帯	1力所	昭和40年7月1日	吉和下山大畠
国指定	彌山原始林		昭和4年12月17日	宮島町
県指定	津田の大カヤ	1本	昭和24年10月28日	津田大字横矢1979
県指定	速田神社のツクバネガシ	1本	昭和35年3月12日	友田7
県指定	冠高原のレンゲツツジ大群落	1力所	昭和29年4月23日	吉和字吉和西1585-1
県指定	ベニマンサク群叢	1力所	昭和12年5月28日	大野町鴉ヶ岡及び横撫
市指定	極楽寺山水河礫層		昭和50年5月15日	原617及び621
市指定	シャクナゲ群生地		昭和60年1月24日	宮内475及び甲756
市指定	イチョウ	1本	昭和60年7月12日	地御前四丁目3-1
市指定	ハゼ	1本	昭和60年7月12日	地御前2-73
市指定	ソテツ	1本	昭和60年7月12日	天神3-6
市指定	イヌマキ・ケンボナシ・ムクロジ	3本	昭和60年7月12日	宮内1701
市指定	コウヤマキ・ヒノキ	2本	昭和60年7月12日	原2296
市指定	極楽寺のアカガシ	1本	平成13年7月2日	原2180
市指定	極楽寺の大杉	1本	平成13年7月2日	原2180
市指定	原のモリアオガエル		平成13年7月2日	原2028
市指定	原のツバキ	1本	平成13年7月2日	原2028
市指定	高野槇の群落	1力所	昭和41年10月1日	羅漢峡（黒打谷）
市指定	飯山・河内神社の社叢	1力所	昭和62年2月26日	飯山
市指定	平谷・朴の木	1株	昭和62年2月26日	玖島1685-1
市指定	大虫の枝垂れ桜	1株	昭和62年2月26日	虫所山1321-2
市指定	まさき峠の六本杉	1株	平成4年7月31日	虫所山
市指定	槇河のもみじ	3本	平成6年6月3日	虫所山512-1

（資料：文化財課）

#### 4 本市に生息する貴重な野生生物

廿日市市の市域には、多様な自然環境により多くの野生生物が生息しています。本市に生息する野生生物の分布や生態等は、廿日市町史や佐伯町誌、吉和村誌等に記録が残されているほか、環境省が定期的に実施する自然環境保全基礎調査等により調査されていますが、いずれも調査対象となる種が限られること、調査時期が古い記録が含まれることなどから、本市における野生生物の基礎資料としては十分なものではありません。

広島県では、県内に生息する野生生物について、分布や生息等の状況を把握し、地域の状況に応じた対応を行うための基礎資料として、平成7年に「広島県の絶滅のおそれがある野生生物（レッドデータブックひろしま）」を発刊しています。現在では、第4版まで改訂され、環境アセスメントや各種施策において広く活用されています。

レッドデータブックひろしまにおけるカテゴリー定義は、環境省の区分に準拠して、「絶滅」、「野生絶滅」、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」、「準絶滅危惧」、「情報不足」、「絶滅のおそれのある地域個体群」の7種類に分類されています。廿日市市で確認され、絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類に分類されている主な野生生物は、(表III-4)のとおりです。本市においては、絶滅危惧Ⅰ類が78種、絶滅危惧Ⅱ類が104種、それぞれ選定されています。今後、野生生物の生息状況の変化に伴い、これらのカテゴリーの選定は変化する可能性があります。

(表III-4) 廿日市市の主な絶滅危惧種

分類	科名	種名	カテゴリー	備考
哺乳類	クマ	ニホンツキノワグマ	絶滅危惧Ⅰ類	広島県指定野生生物種
鳥類	タカ	イヌワシ	絶滅危惧Ⅰ類	国指定天然記念物 国内希少野生動植物種
鳥類	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅱ類	国内希少野生動植物種
両生類	オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	国指定特別天然記念物 国際希少野生動植物種
昆虫類	トンボ	ミヤジマトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	広島県特定野生生物種
昆虫類	シジミチョウ	カシワアカシジミ（キタアカシジミ） 冠高原亜種	絶滅危惧Ⅰ類	国内希少野生動植物種
昆虫類	アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	国内希少野生動植物種

(資料：広島県の絶滅のおそれがある野生生物（第4版）（レッドデータブックひろしま2021）)



写真 オオサンショウウオ

### Ⅲ 自然環境

また、広島県では、緊急に保護を要する野生生物の種の保護を図り、その絶滅を防止すること等により、次代に継承することを目的として、広島県野生生物の種の保護に関する条例を制定しています。条例では、緊急に保護を要する野生生物の種を指定野生生物種に指定し、さらに、特にその種の保護が必要と認める種を特定野生生物種に指定して、保護施策を推進しています。廿日市市では、宮島町で確認されたミヤジマトンボが、特定野生生物種に指定されています。

ミヤジマトンボは、体長が5cm前後で、シオカラトンボによく似ています。国内では、宮島沿岸の数か所にだけ生息し、国外でも、香港にしか生息していない世界的な希少種です。ミヤジマトンボは、海岸に面し海水の影響を受けるヒトモトスキ等が茂る潮汐湿地に生息していますが、近年の大型台風による湿地の埋没やごみの漂着による環境変化などの影響により、生息地の消失による絶滅が心配されています。



写真 ミヤジマトンボの成虫

こうした中、平成17年に、ミヤジマトンボを将来にわたり安定した状態で維持・存続させること等を目的としたミヤジマトンボ保護管理連絡協議会が発足しました。協議会には本市も参画し、生息環境の保全・改善、新たな生息地の整備等に取り組んでいます。

また、平成24年7月には、ミヤジマトンボの生息地である宮島南西部沿岸域の湿地が、ラムサール条約湿地に登録されています。

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言い、昭和46年にイランの都市ラムサールで条約が採択されたことにちなみ、ラムサール条約湿地と呼ばれています。

国際的に重要な湿地や、そこに生息する動植物の保全を促進することを目的とし、昭和50年に発効されています。

宮島がラムサール条約に登録されたのは、ミヤジマトンボという希少種が生息できるような貴重な自然環境があるからです。

このような貴重な自然環境を持つ宮島を、将来の人々に引き継ぐためにも、現代を生きる我々が、自然環境を大切にし、保全していくことが重要です。

## IV 大気

### 1 大気汚染の概要

大気汚染とは、人の経済・社会活動により生じた物質によって大気が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。今日の大気汚染は、主に工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排気ガスによって引き起こされます。

大気汚染に係る環境基準とは、環境基本法に基づく基準で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」大気汚染に関わる基準として定められたものです。

現在、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準が設定されています。これらの物質は、いずれも呼吸器を通じて人体内に取り込まれた場合に起こりうる影響を考慮して、人の健康を維持するための基準として定められています。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気の汚染に係る環境基準が設定されています。

### 2 大気汚染の現状

廿日市市では、令和6年度において、自動車排気ガス等の大気環境の実態を把握するために市内7地点で二酸化窒素、二酸化硫黄の2項目を測定し、環境基準との比較を行っています。また、降下ばいじんを、市内5地点で、デポジットゲージ法により測定を行っています。それぞれの調査地点は、(図IV-1)～(図IV-3)のとおりです。

広島県は、廿日市市内においては、桂公園で二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの3項目について測定を行っています。

大気の測定値の経年変化は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び降下ばいじんで、おおむね横ばい傾向になっています。

令和6年度の調査結果は、二酸化硫黄及び二酸化窒素は、いずれの地点も環境基準に適合しています。市内の降下ばいじんの測定結果は、いずれの地点も令和5年度より増加傾向にあります。

令和7年3月末日現在、本市における大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数は、(表IV-1)のとおりです。

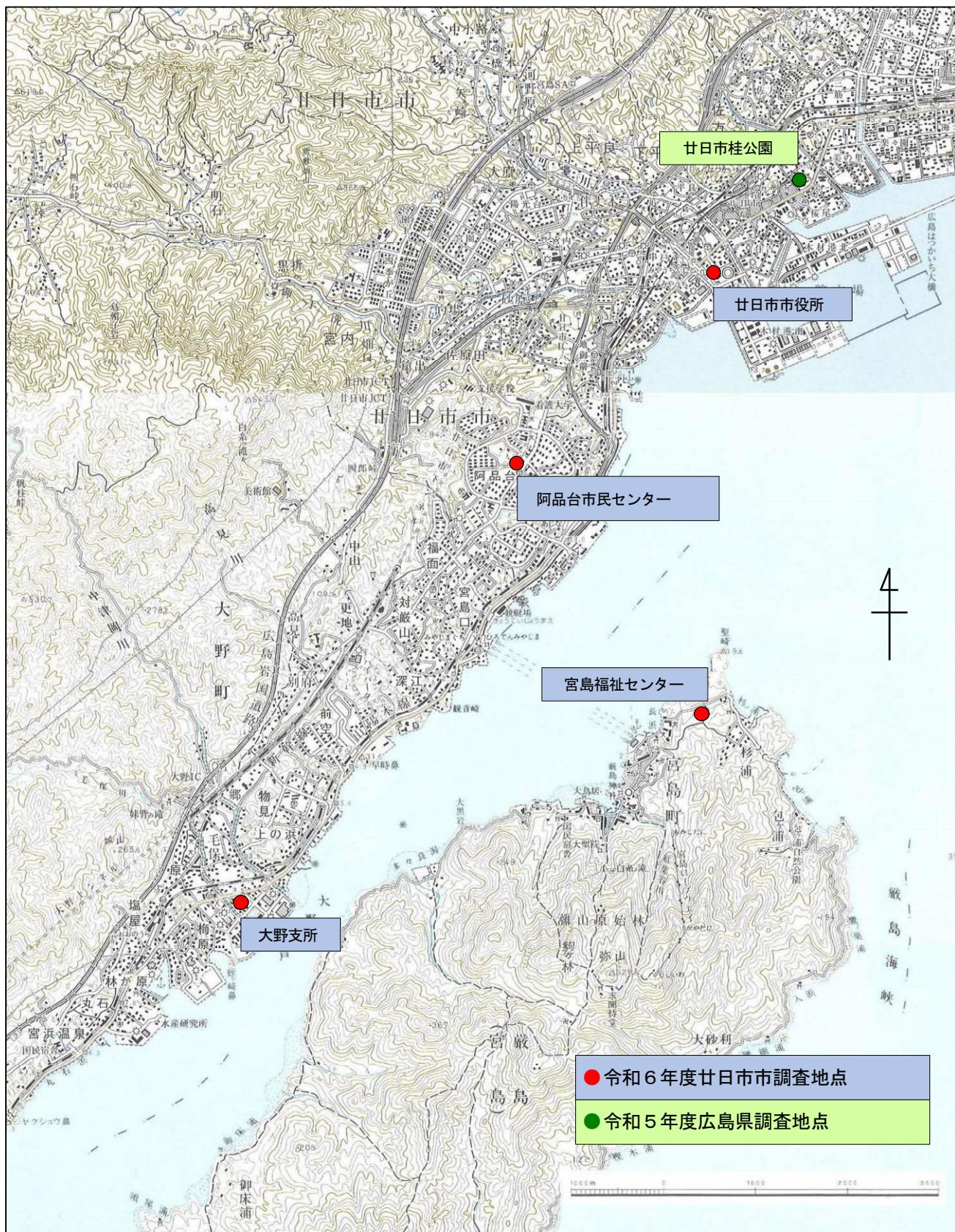
(表IV-1) 大気関係の特定施設数

ばい煙発生施設				粉じん発生施設			
法		県条例		法		県条例	
工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
40	110	1	2	9	19	16	39

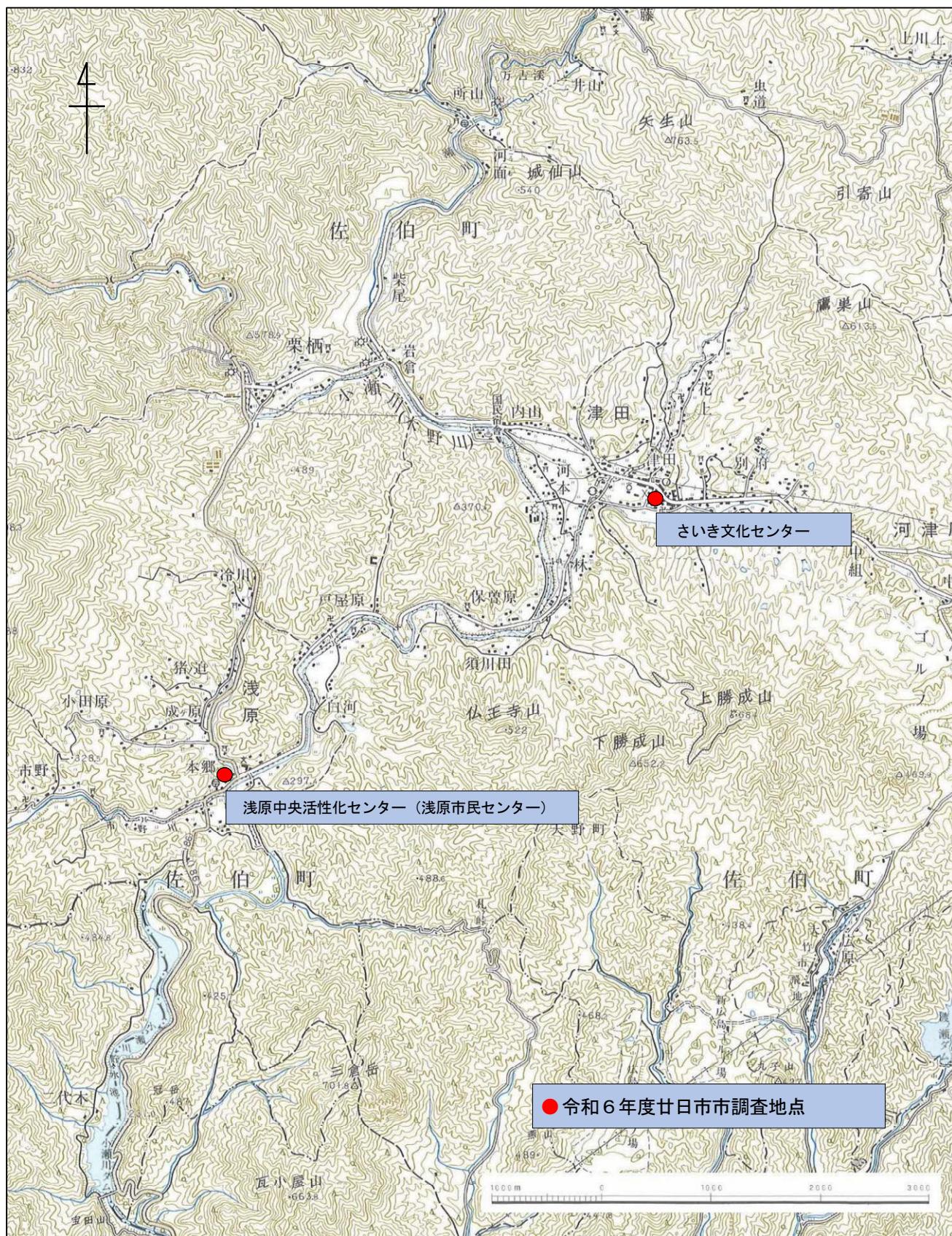
(資料：広島県)

(備考) 本文中の廿日市市調査以外のデータは「広島県ホームページ e c o ひろしま～環境情報サイト～」から引用しています。

#### IV 大気

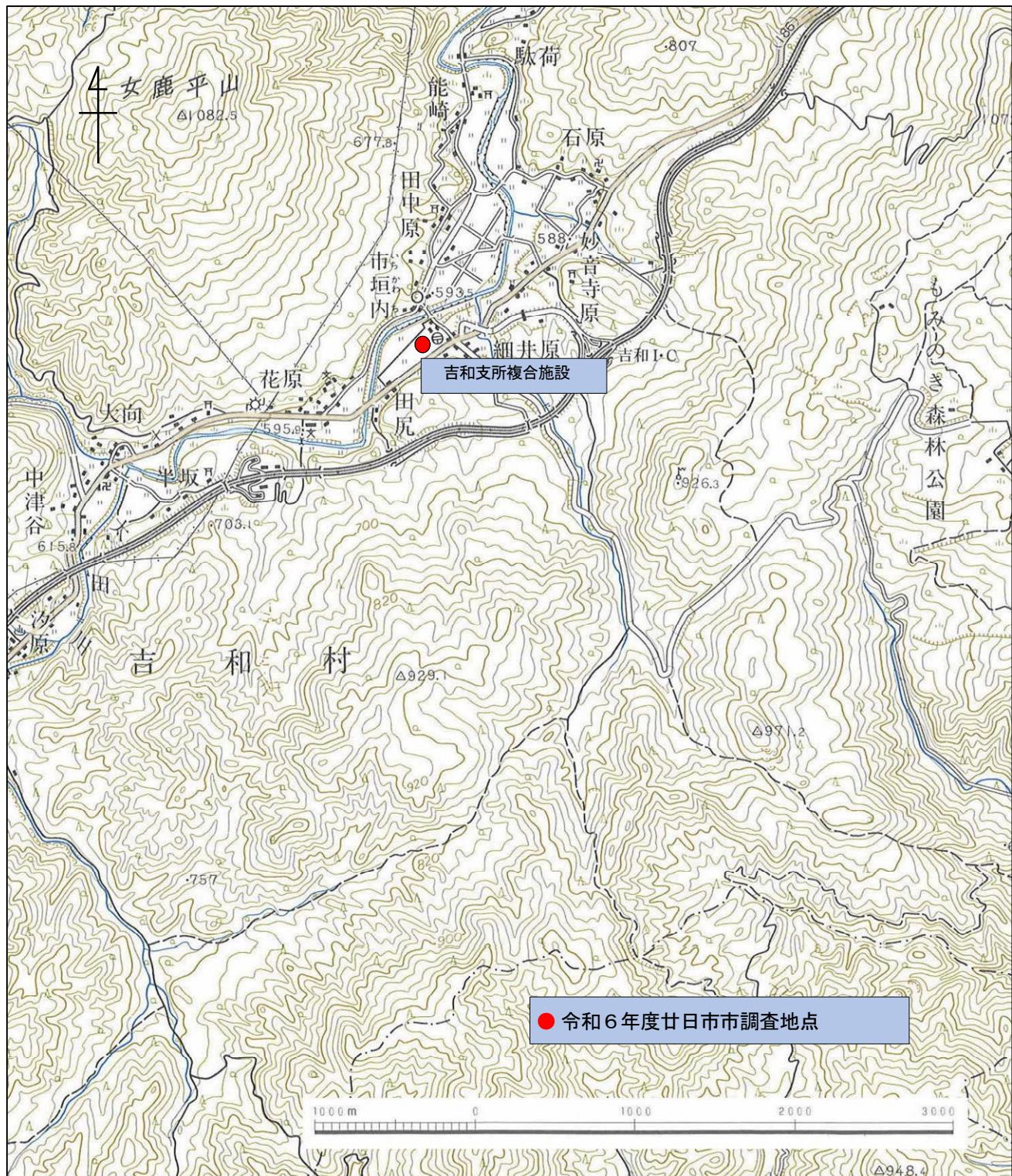


(図IV-1) 大気の調査地点（甘日市、大野、宮島地域）



(図IV-2) 大気の調査地点 (佐伯地域)

#### IV 大気



(図IV-3) 大気の調査地点 (吉和地域)

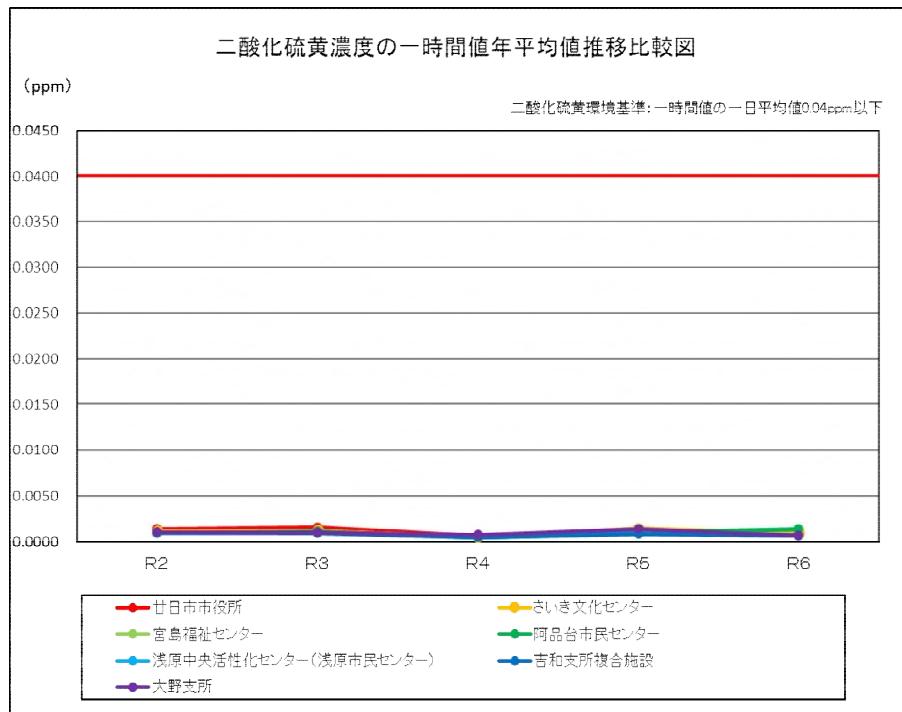
## (1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄や三酸化硫黄等を総称して硫黄酸化物と呼び、主に石油等の化石燃料の燃焼に伴って発生します。主な発生源は、軽油を燃料とする建設機械及び大型トラック並びに工場及び事業場のボイラーといわれています。

廿日市市には、二酸化硫黄を測定する大気測定局が設置されていないため、本市が簡易測定法により大気汚染状況の監視を行っています。

二酸化硫黄の経年変化は、(図IV-4) のとおりです。令和2年度以降は、各測定点ともおおむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、全ての地点で、環境基準（1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下）に適合しています。



(図IV-4) 二酸化硫黄濃度の一時間値年平均値推移比較図

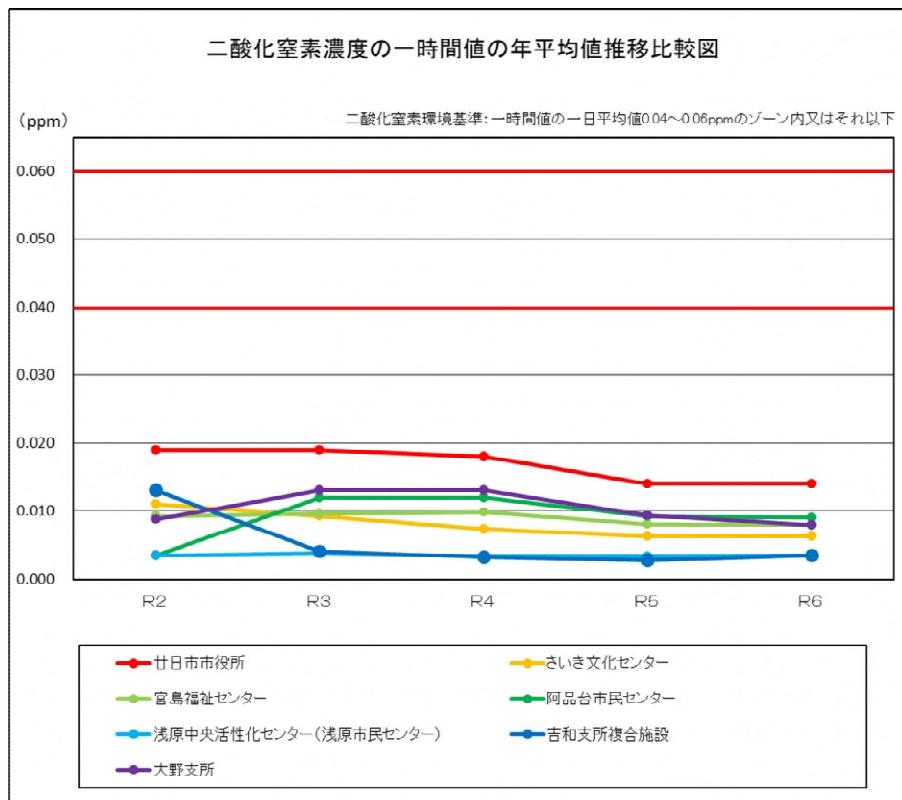
## (2) 二酸化窒素

一酸化窒素や二酸化窒素を総称して窒素酸化物と呼び、主に石油等の化石燃料の燃焼に伴って発生します。主な発生源は、自動車や工場、事業場のボイラーといわれています。

廿日市市は、簡易測定法により、二酸化窒素による大気汚染状況の監視を行っています。また、広島県が、二酸化窒素を測定する大気測定局を、桂公園に設置しています。

二酸化窒素の経年変化は、(図IV-5) のとおりです。令和2年度以降は、各測定点ともおおむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、全ての地点で、環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下）に適合しています。



(図IV-5) 二酸化窒素濃度の一時間値の年平均値推移比較図

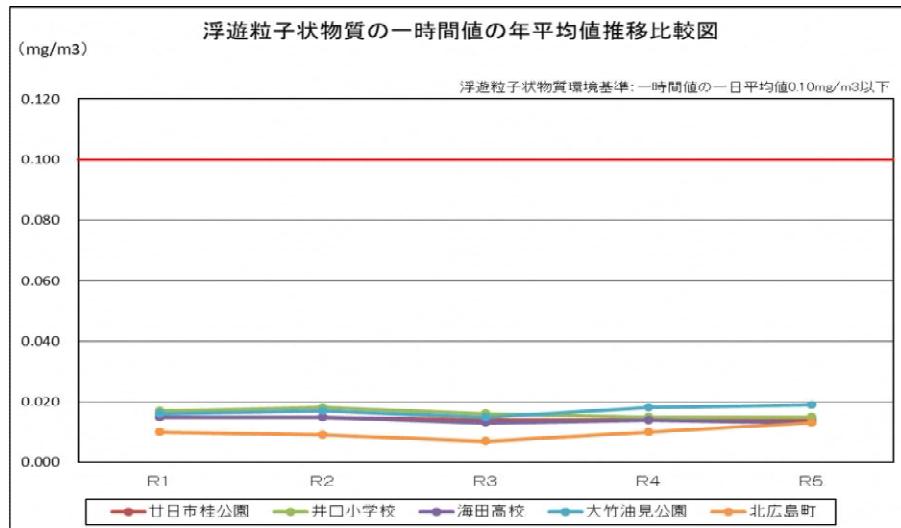
### (3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中を浮遊している粉じんのうち、粒径  $10 \mu\text{m}$  (マイクロメーター) 以下のものをいいます。主な発生源は、工場等からのはい煙、粉じん、自動車の排ガス等です。

廿日市市には、広島県が、浮遊粒子状物質を測定する大気測定局を桂公園に設置しています。なお、本市では、簡易測定法による大気汚染状況の監視は行っていません。

浮遊粒子状物質の経年変化は、(図IV-6) のとおりです。令和元年度以降は、各測定点ともおおむね横ばい傾向にあります。

令和5年度は、全ての地点で、環境基準（1時間値の1日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ であり、かつ、1時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること）に適合しています。



(図IV-6) 浮遊粒子状物質の一時間値の年平均値推移比較図

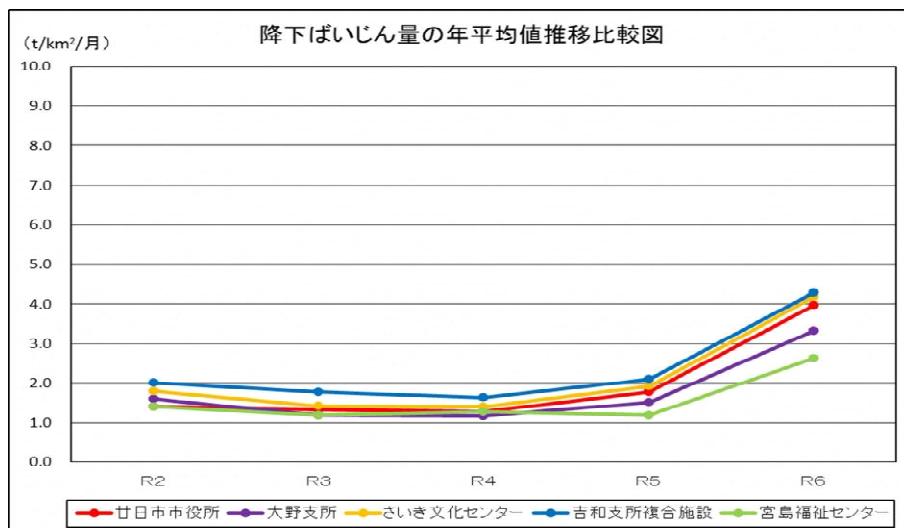
### (4) 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中を浮遊する粒子状の物質（灰、粉じん等）が、降雨や自然落下により地表に降りてくるものをいいます。

廿日市市には、降下ばいじんを測定する大気測定局が設置されていないため、本市が簡易測定法により大気汚染状況の監視を行っています。

降下ばいじんの経年変化は、(図IV-7) のとおりです。令和6年度は、各測定点とも増加傾向にあります。

なお、降下ばいじんに環境基準はありません。



(図IV-7) 降下ばいじん量の年平均値推移比較図

## IV 大気

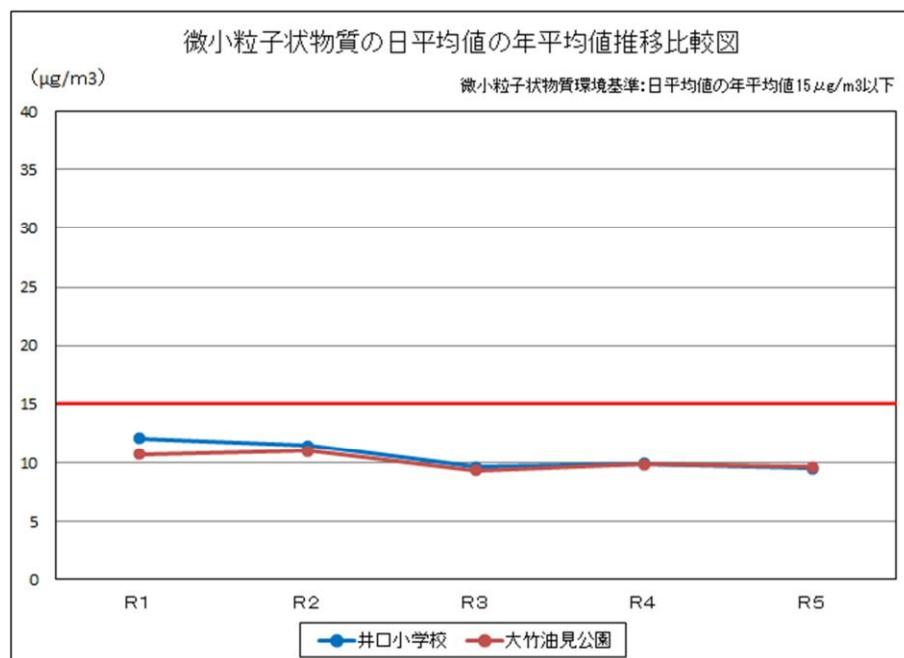
### (5) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質の中でも特に粒径の小さい粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいいます。微小粒子状物質の発生源としては、工場のばい煙や自動車排ガスといった化石燃料の燃焼等の人の活動に伴うもののほか、火山の噴出物や波しぶきによる海塩の飛散等の自然界由来のものがあります。

広島県内には、微小粒子状物質を測定する大気測定局が設置されており、廿日市市を含む県西部では、広島市西区の井口小学校、大竹市の大竹油見公園において大気汚染状況の監視を行っています。

微小粒子状物質の経年変化は、(図IV-8) のとおりです。令和1年度以降は、おおむね減少傾向にあります。

令和5年度は、両地点とも、環境基準（日平均値の年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）に適合しています。



(図IV-8) 微小粒子状物質の日平均値の年平均値推移比較図

## V 水質

### 1 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、河川、海域等私たちの生活に密接な関係がある水に、有害な物質が含まれたり、水の状態が悪化することをいいます。

水質汚濁の原因には、工場や事業場等から放流された排水や、私たちの家庭から流される生活排水等があります。水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があります。

水質汚濁の代表的な原因物質のうち、健康項目として法令等で指定されているものは、カドミウム、水銀、ポリ塩化ビフェニル（P C B）、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質があります。生活環境項目としては、河川や海域の水質の汚れを調べる代表的な指標としてB O D（生物化学的酸素要求量）やC O D（化学的酸素要求量）があり、その他にS S（浮遊物質量）、D O（溶存酸素量）、大腸菌数も法令等で指定されています。

閉鎖性水域（水の交換が少ない海）である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3水域では、これらの水質を保全するために、C O D、窒素及びリンの水質総量規制が設けられています。

これを受け汚濁負荷量の削減対策を総合的、計画的に推進するため、広島県による第1～8次総量削減計画が策定、実施され効果を上げてきました。

大阪湾を除く瀬戸内海においては、これまでの取組により、窒素及びリンの環境基準におおむね適合し、C O Dも他の水域に比較して良好な状態となっていることから、第9次総量削減計画においても、現在の水質からの悪化を防ぐことを目標として、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策が継続して実施されています。

### 2 水質汚濁の現状

廿日市市では、令和6年度において、河川の水質並びに海域の水質及び底質を把握するために市内の河川19地点、地先海域2地点（うち1地点は水質のみ調査）で測定を行っています。それぞれの調査地点は、（図V-1）～（図V-4）のとおりです。

河川及び海域の測定値の経年変化は、各地点で、おおむね横ばい傾向になっています。

令和6年度の調査結果は、河川のB O Dは19地点のうち、環境基準の類型指定がなされている12地点中12地点で環境基準に適合しています。また、海域のC O D（1地点）は、表層、中層とともに環境基準を超過しています。

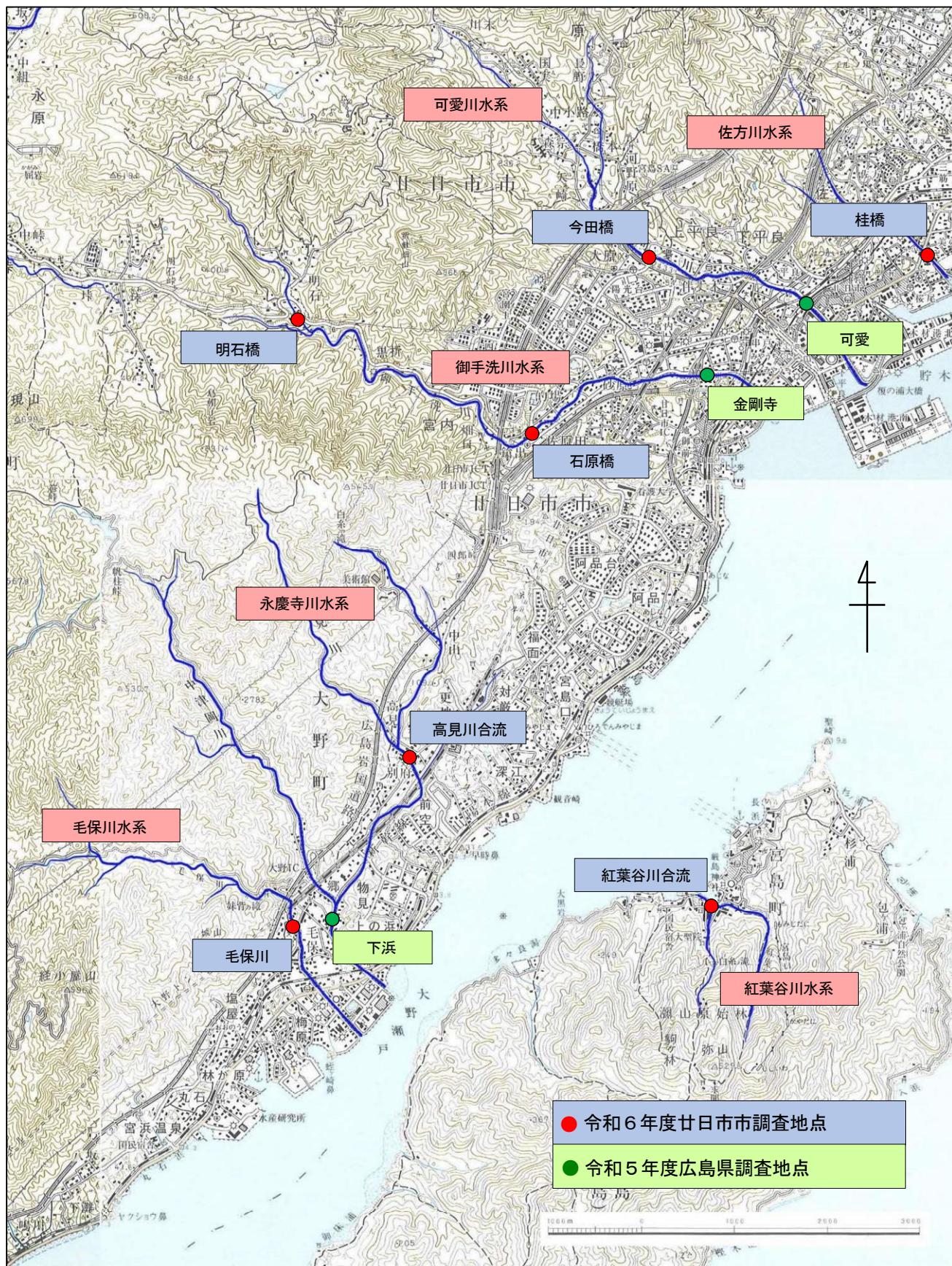
令和7年3月末日現在、本市における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定施設の許可・届出受理状況は、（表V-1）のとおりです。

(表V-1) 水質関係特定施設許可・届出受理数

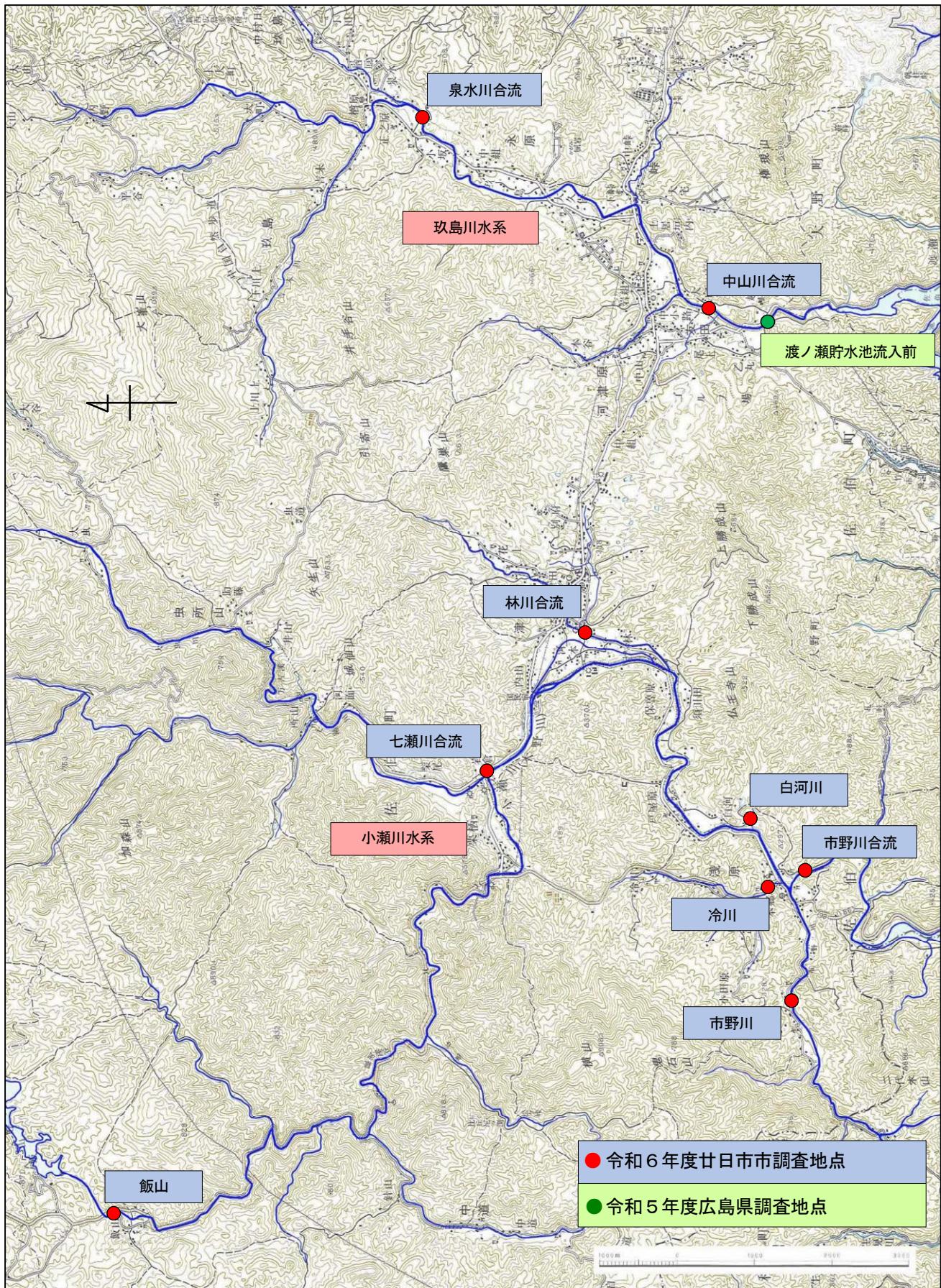
区分	工場数
水質汚濁防止法関係	326
瀬戸内海環境保全特別措置法関係	38
広島県生活環境の保全等に関する条例関係	51
合 計	415

(資料：広島県)

## V 水質

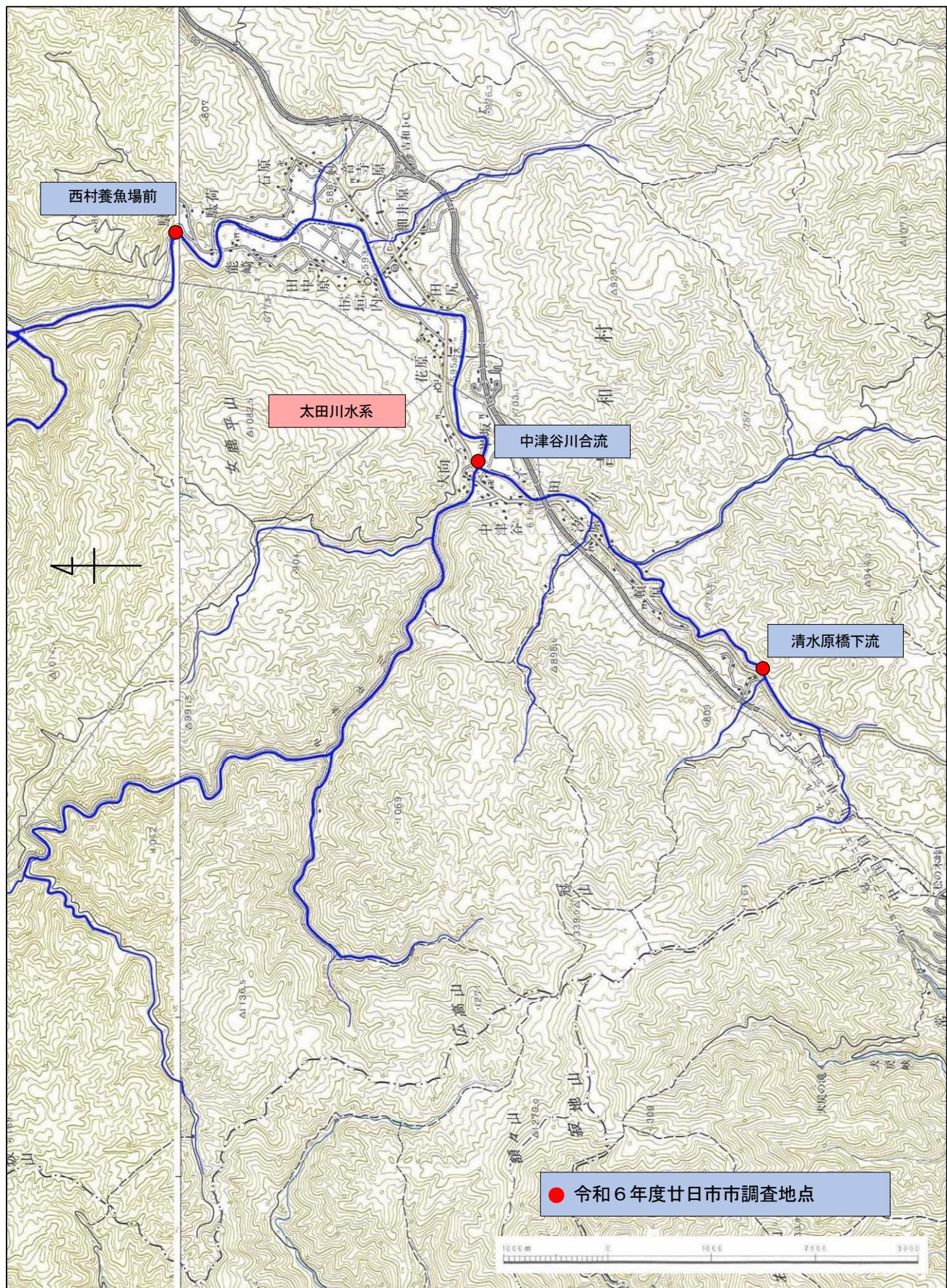


(図V-1) 河川の調査地点（廿日市、大野、宮島地域）



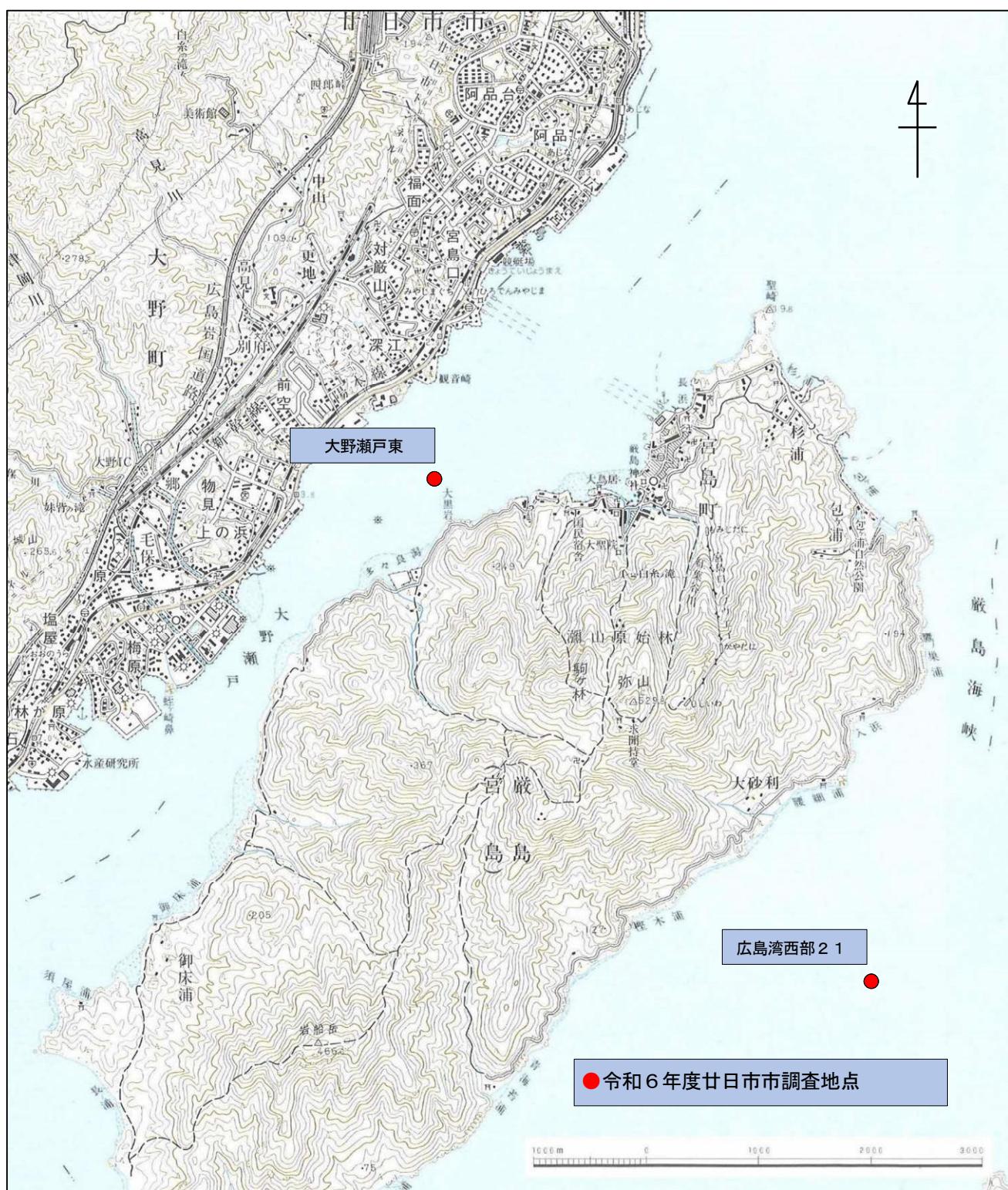
(図V-2) 河川の調査地点 (佐伯地域)

## V 水質



(図V-3) 河川の調査地点（吉和地域）

4+



(図V-4) 海域の調査地点

## V 水質

### (1) 河川の現状

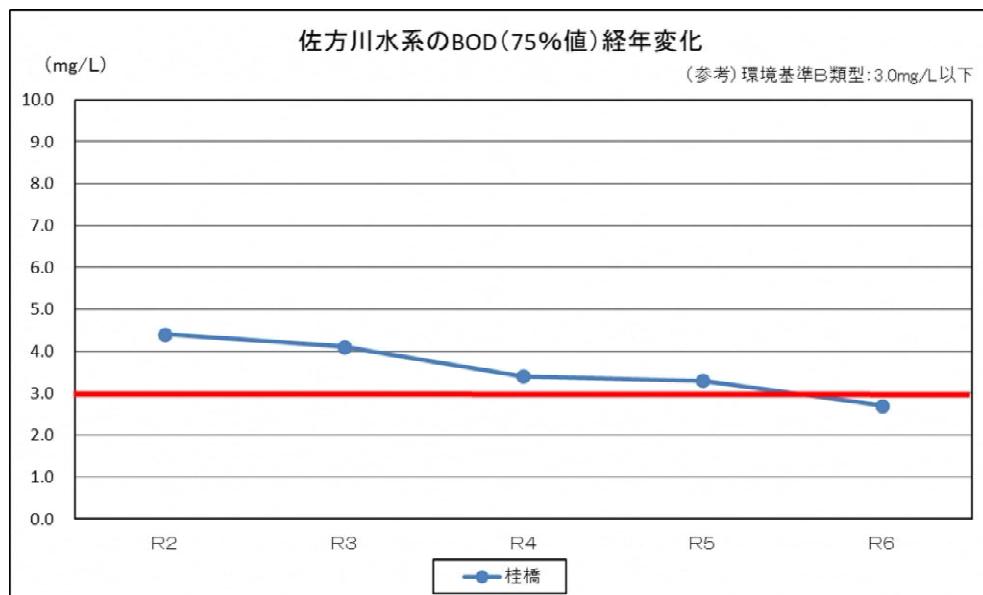
#### ① 佐方川水系、可愛川水系及び御手洗川水系

佐方川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を1地点で年6回実施しています。さらに、健康項目（27項目）を1地点で年1回実施しています。

環境基準の類型は、佐方川水系では指定されていません。なお、近隣の河川はB類型に指定されています。

佐方川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-5) のとおりです。令和2年度以降は、おむね減少傾向にあります。

令和6年度は、環境基準B類型（3.0mg/L以下）に適合しています。



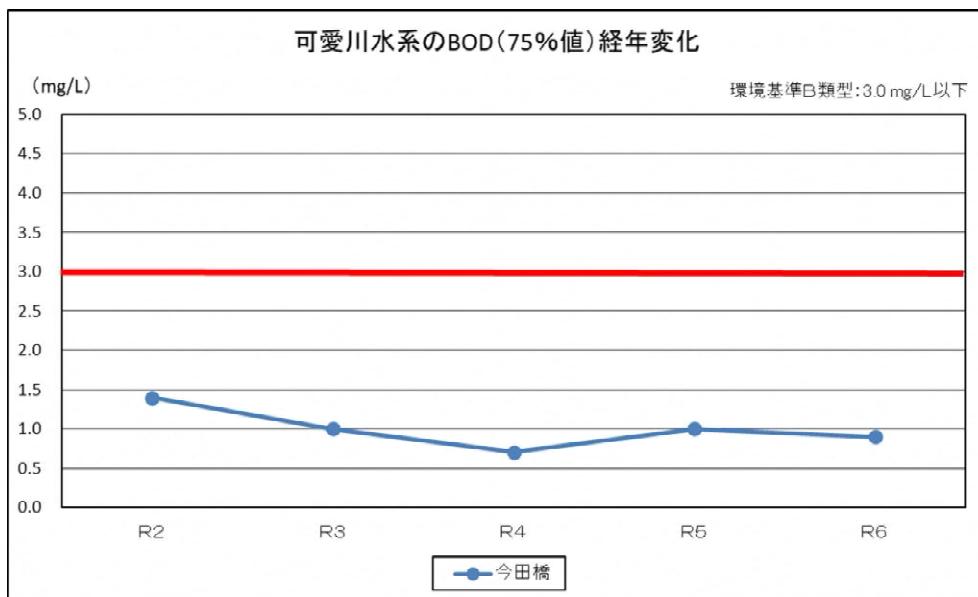
(図V-5) 佐方川水系のBOD（75%値）経年変化

可愛川水系及び御手洗川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を3地点で年6回実施しています。

そのほかに、広島県が、可愛川水系の可愛と御手洗川水系の金剛寺の2地点で測定しています。環境基準の類型は、可愛川水系、御手洗川水系ともにB類型に指定されています。

可愛川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-6) のとおりです。令和2年度以降は、おむね横ばい傾向にあります。

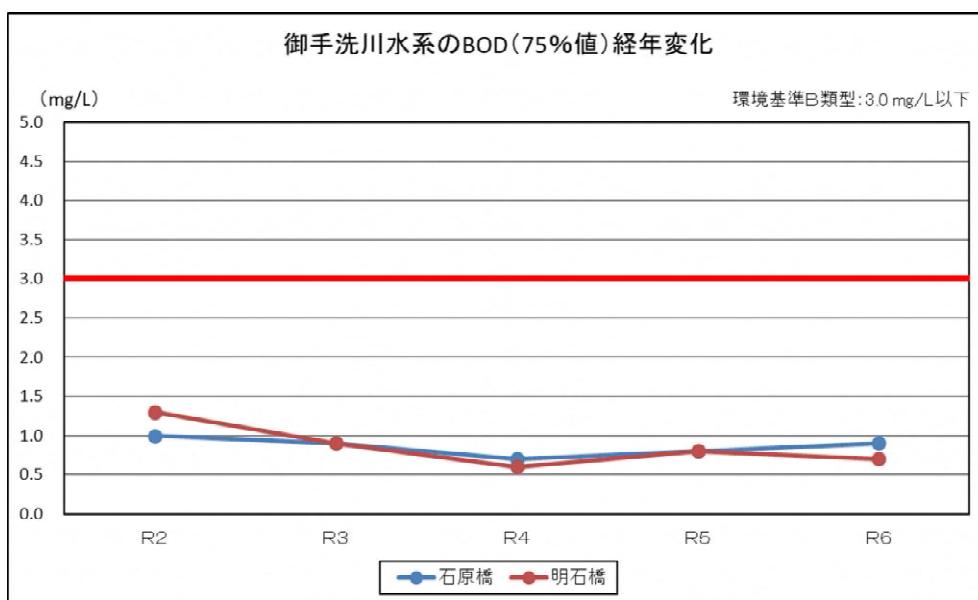
令和6年度は、環境基準B類型（3.0 mg/L以下）に適合しています。



(図V-6) 可愛川水系のBOD（75%値）経年変化

御手洗川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-7) のとおりです。令和2年度以降は、おむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、環境基準B類型（3.0 mg/L以下）に適合しています。



(図V-7) 御手洗川水系のBOD（75%値）経年変化

## V 水質

### ② 玖島川水系及び小瀬川水系

玖島川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を2地点で年6回実施しています。

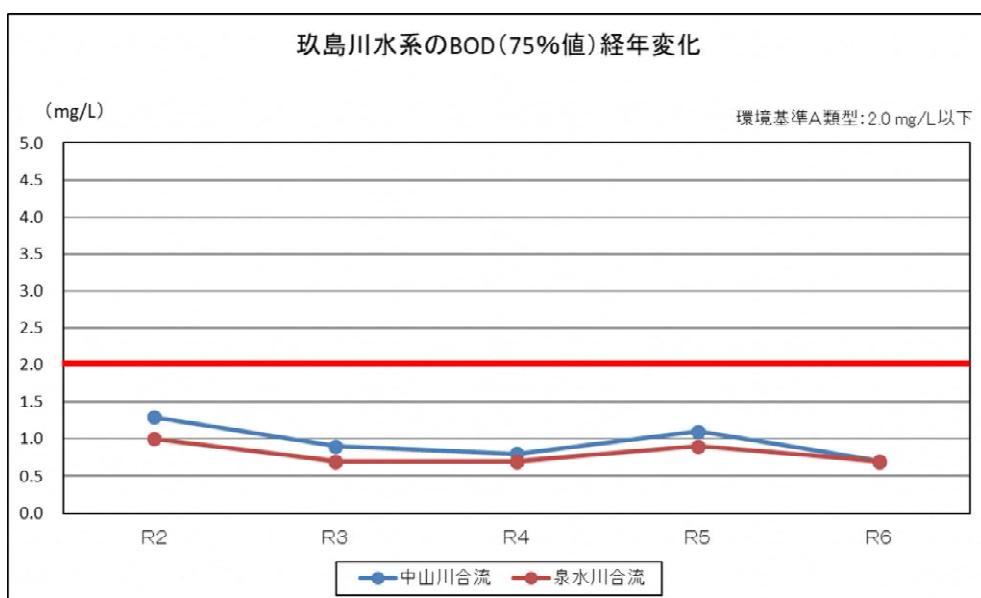
小瀬川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を4地点で年6回、3地点で年1回実施しています。さらに、健康項目を4地点（3地点で5項目、1地点で27項目）で年1回実施しています。

そのほかに、玖島川水系では、広島県が、渡ノ瀬貯水池流入前、渡ノ瀬ダム貯水池の2地点を、小瀬川水系では、国土交通省中国地方整備局が、小津川、両国橋及び大和橋の3地点をそれぞれ測定しています。

環境基準の類型は、玖島川水系がA類型、小瀬川水系（林川合流を除く）がAA類型に指定されています。

玖島川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-8) のとおりです。令和2年度以降は、おむね横ばい傾向にあります。

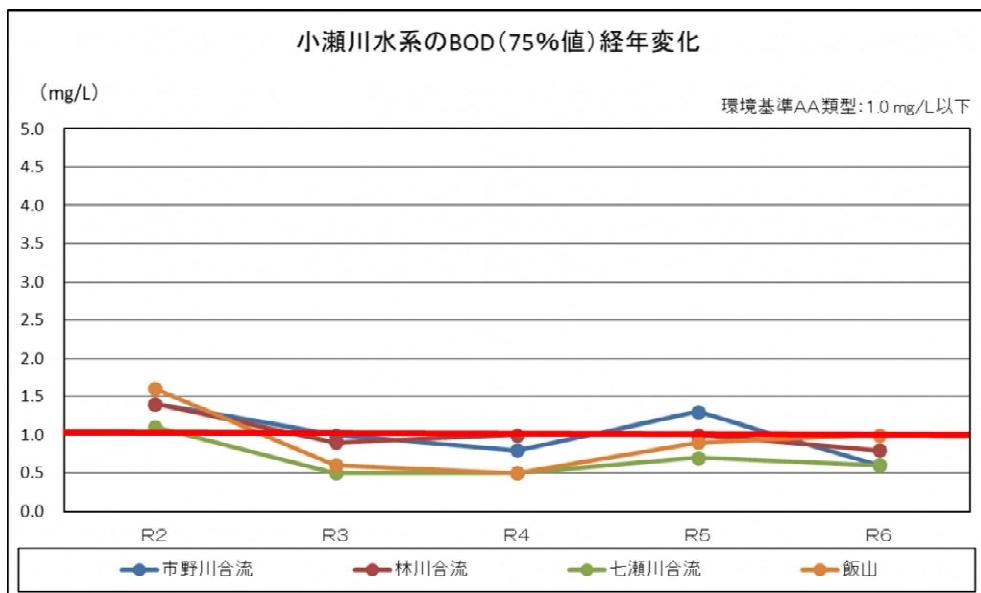
令和6年度は、環境基準A類型（2.0 mg/L以下）に適合しています。



小瀬川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-9) のとおりです。令和2年度以降は、おむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、環境基準AA類型（1.0 mg/L以下）に適合しています。

なお、林川合流は、環境基準の類型指定がされていません。



(図V-9) 小瀬川水系のBOD（75%値）経年変化

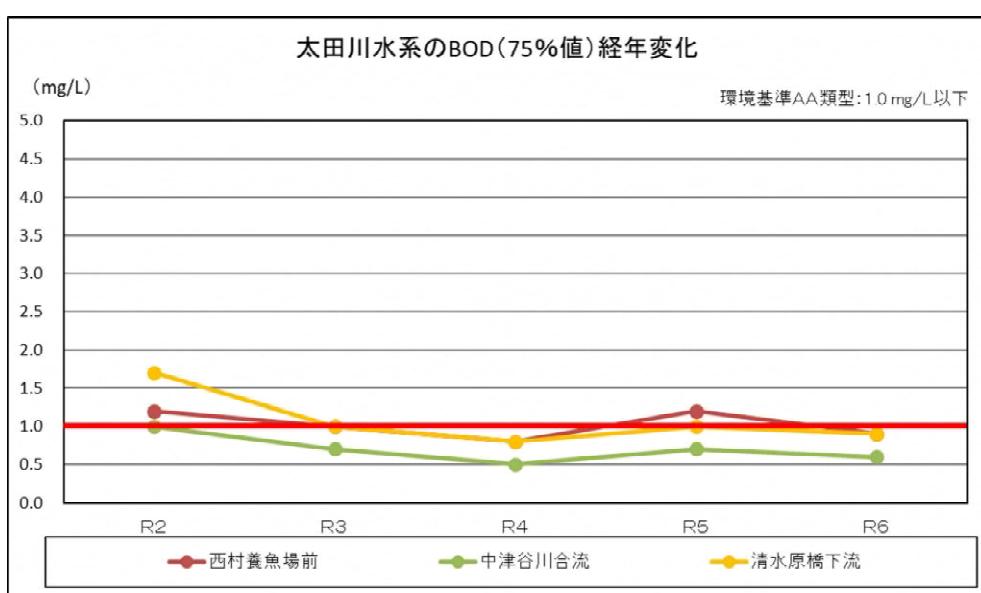
### ③ 太田川水系

太田川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を3地点で年6回実施しています。さらに、健康項目（27項目）を1地点で年1回実施しています。

環境基準の類型は、太田川水系は、AA類型に指定されています。

太田川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-10) のとおりです。令和2年度以降は、おむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、環境基準AA類型（1.0 mg/L以下）に適合しています。



(図V-10) 太田川水系のBOD（75%値）経年変化

## V 水質

### ④ 永慶寺川水系及び毛保川水系

永慶寺川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を1地点で年6回実施しています。

毛保川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を1地点で年12回実施しています。

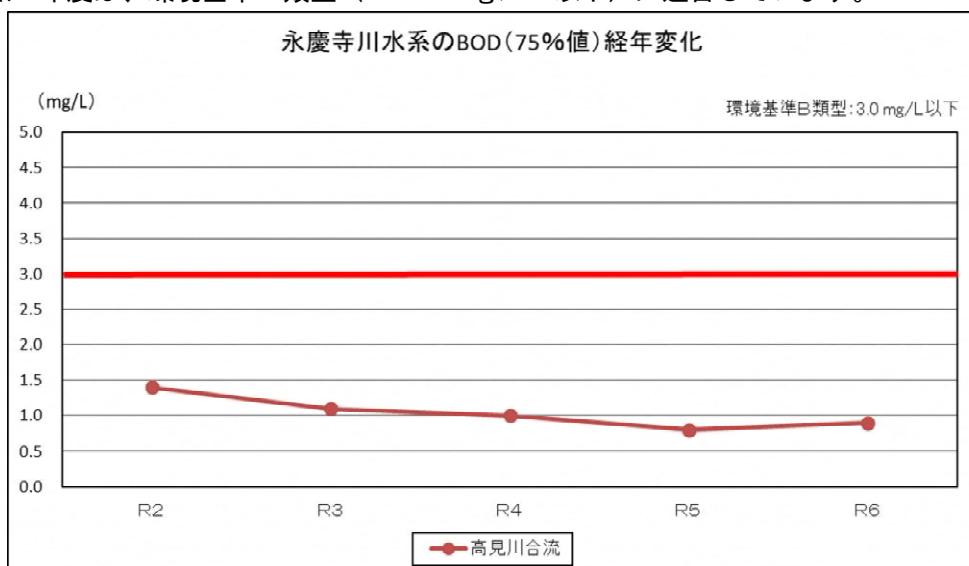
さらに、健康項目（27項目）を年2回実施しています。

そのほかに、永慶寺川水系では、広島県が、下浜の1地点を測定しています。

環境基準の類型は、永慶寺川水系は、B類型に指定されています。また、毛保川水系は類型が指定されていません。

永慶寺川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-11)のとおりです。令和2年度以降は、おおむね横ばい傾向にあります。

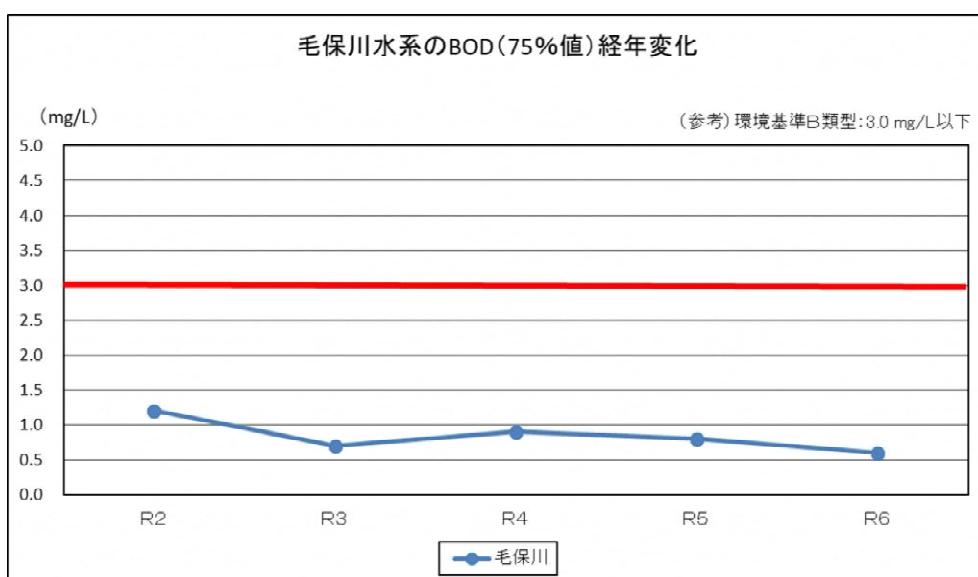
令和6年度は、環境基準B類型（3.0 mg/L以下）に適合しています。



(図V-11) 永慶寺川水系のBOD（75%値）経年変化

毛保川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-12)のとおりです。令和2年度以降は、おおむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、環境基準B類型（3.0 mg/L以下）に適合しています。



(図V-12) 毛保川水系のBOD（75%値）経年変化

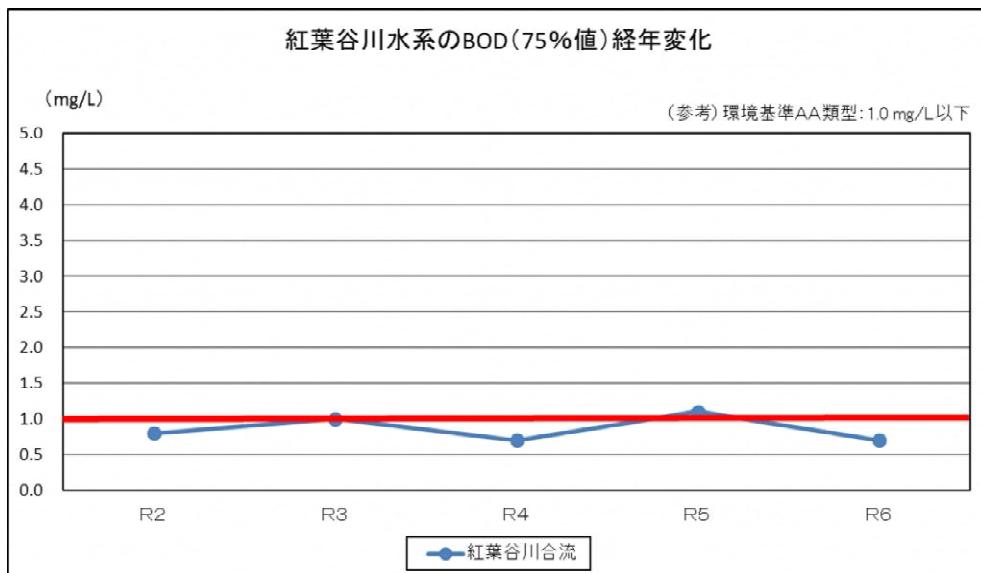
##### ⑤ 紅葉谷川水系

紅葉谷川水系における水質調査は、生活環境項目等（8項目）を1地点で年6回実施しています。さらに、健康項目（27項目）を1地点で年1回実施しています。

環境基準の類型は、紅葉谷川水系で指定されていません。

紅葉谷川水系のBOD（75%値）の経年変化は、(図V-13)のとおりです。令和2年度以降は、おおむね横ばい傾向にあります。

令和6年度は、環境基準AA類型（1.0mg/L以下）に適合しています。



(図V-13) 紅葉谷川水系のBOD（75%値）経年変化

## V 水質

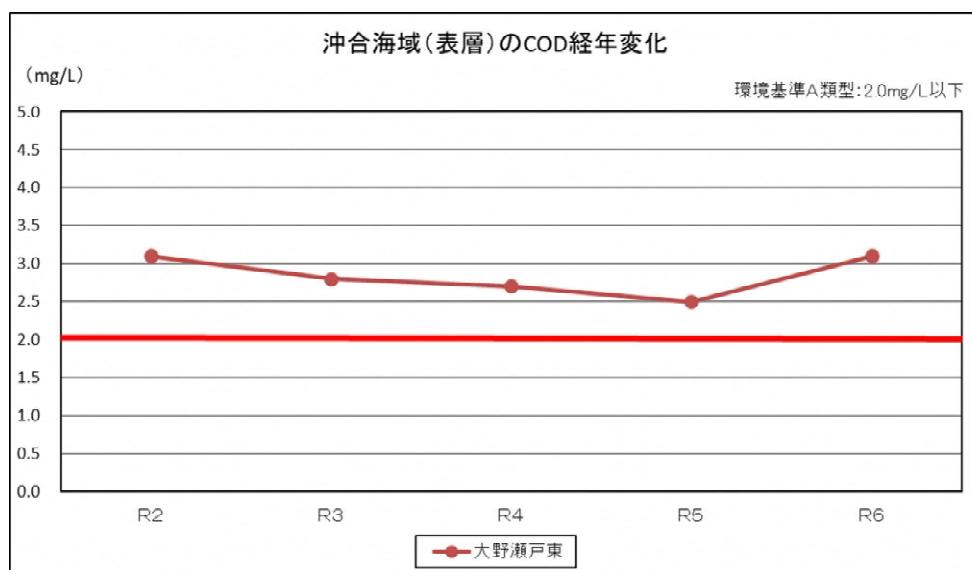
### (2) 海域の現状

海域における水質調査は、生活環境項目等（表層8項目、中層7項目）を大野地域沖合海域の1地点で年2回実施しています。また、底質調査（16項目）を、大野地域沖合海域（大野瀬戸東）の1地点と厳島東南海域（広島湾西部21）の1地点で年1回実施しています。

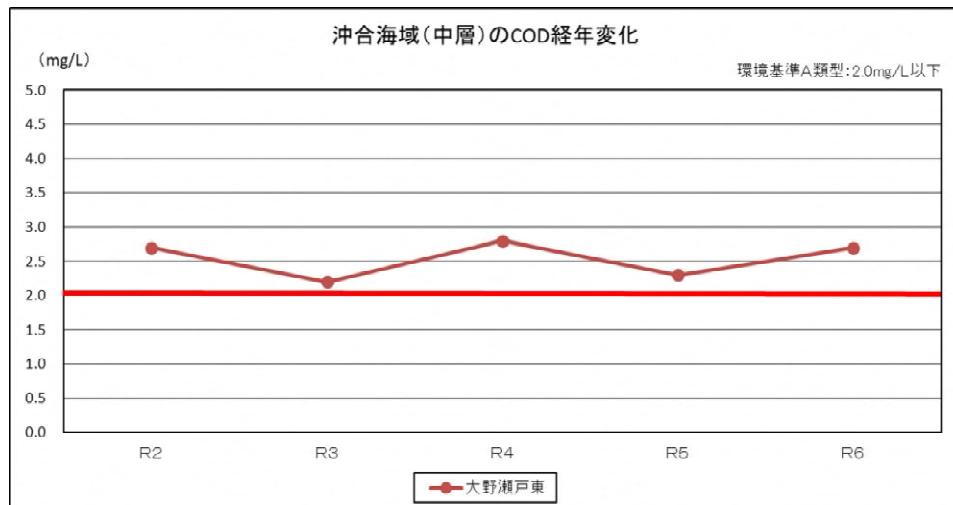
環境基準の類型は、全地点でA類型に指定されています。

大野地域沖合海域（大野瀬戸東）の表層と中層のCODの経年変化は、(図V-14)、(図V-15)のとおりです。これによると、令和2年度以降は、表層が2.5~3.1mg/L、中層が2.2~2.8mg/Lの範囲で推移しています。

令和6年度は、表層、中層ともに環境基準A類型（2.0mg/L以下）を超過しています。



(図V-14) 沖合海域（表層）のCOD経年変化



(図V-15) 沖合海域（中層）のCOD経年変化

## VI 騒音・振動

### 1 騒音の概要

騒音は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、その物理的性質から、生活環境に影響を及ぼす範囲は限定されます。そのため、人の健康を直接的に損なうことはそれほど多くはありませんが、発生源、伝搬経路、受音側の状況によっては、睡眠妨害や聴力障害等、人に好ましくない影響を及ぼすことがあります。

また、環境問題の中では日常生活と最も関係が深く、その発生源としては、工場、事業場、建設作業、交通機関等があり、これらに伴う苦情が多く寄せられています。なお、騒音の大きさの例は、(表VI-1) のとおりです。

(表VI-1) 騒音の大きさの例

(単位: dB)

騒音レベル	騒音の大きさの例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2 m）、リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、ピアノの演奏（前方 1 m）
70	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1 m）

(資料: 公益財団法人日本環境協会)

## VI 騒音・振動

### 2 振動の概要

振動は、工場、事業場の事業活動、建設作業、交通機関等により、人為的な地盤振動が発生し、物的被害や生活環境に影響を与えるなどの環境問題を生じます。また、振動も騒音と同様に多くの苦情が寄せられています。なお、振動の影響例は、(表VI-2)のとおりです。

(表VI-2) 振動の影響例（気象庁震度階級と振動レベルの比較）

(単位: dB)

震度階級	振動レベル	人の体感・行動	屋内の状況
0	~55	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	
1	55~65	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	
2	65~75	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75~85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。
4	85~95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	95~105	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強		大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	105~110	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
6強		立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
7	110~		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。

(資料：気象庁、環境省)

### 3 騒音の現状

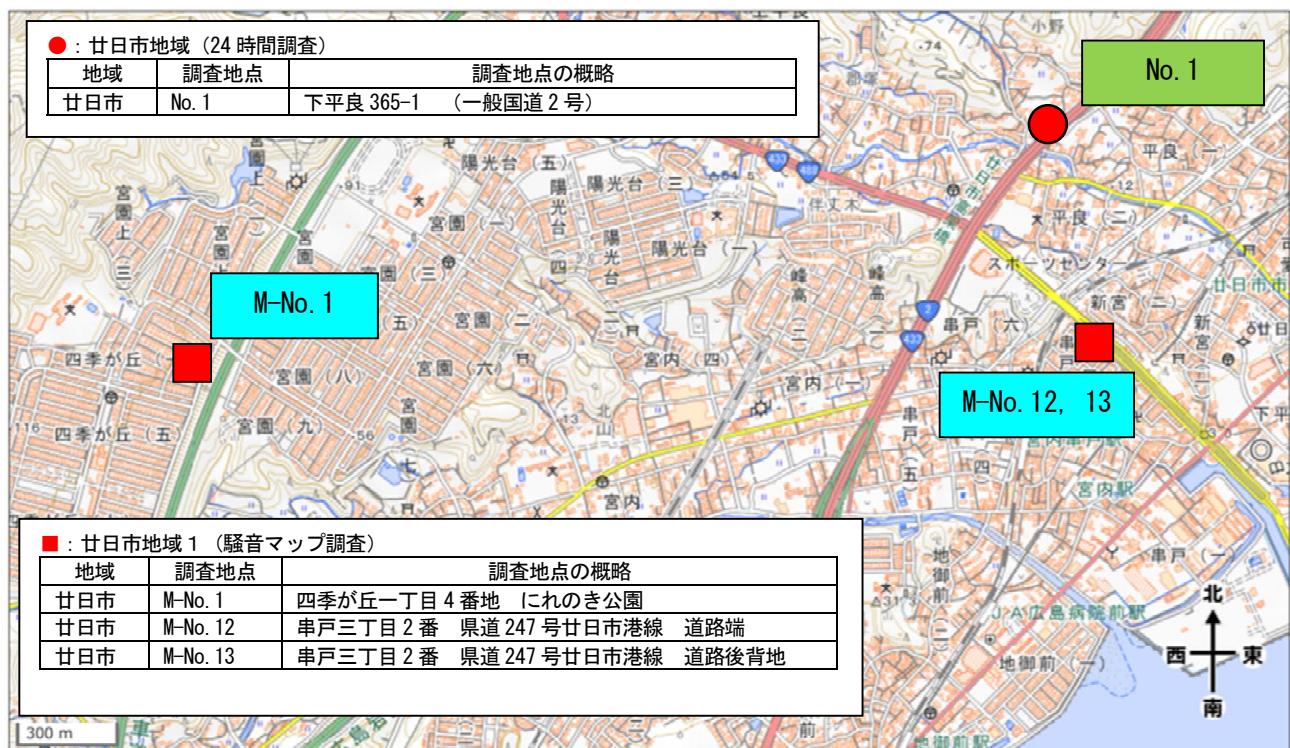
本市には、国道2号線、西広島バイパス等の交通量が多い主要幹線道路があり、これらの騒音の実態を把握することにより、環境基準への適合状況、経年変化等をみるために調査を行っています。

廿日市市では、令和5年度において、騒音の現状を把握するために、市内の主要幹線道路を含む16地点（24時間調査（1地点）、騒音マップ調査（15地点））で騒音測定を行っています。

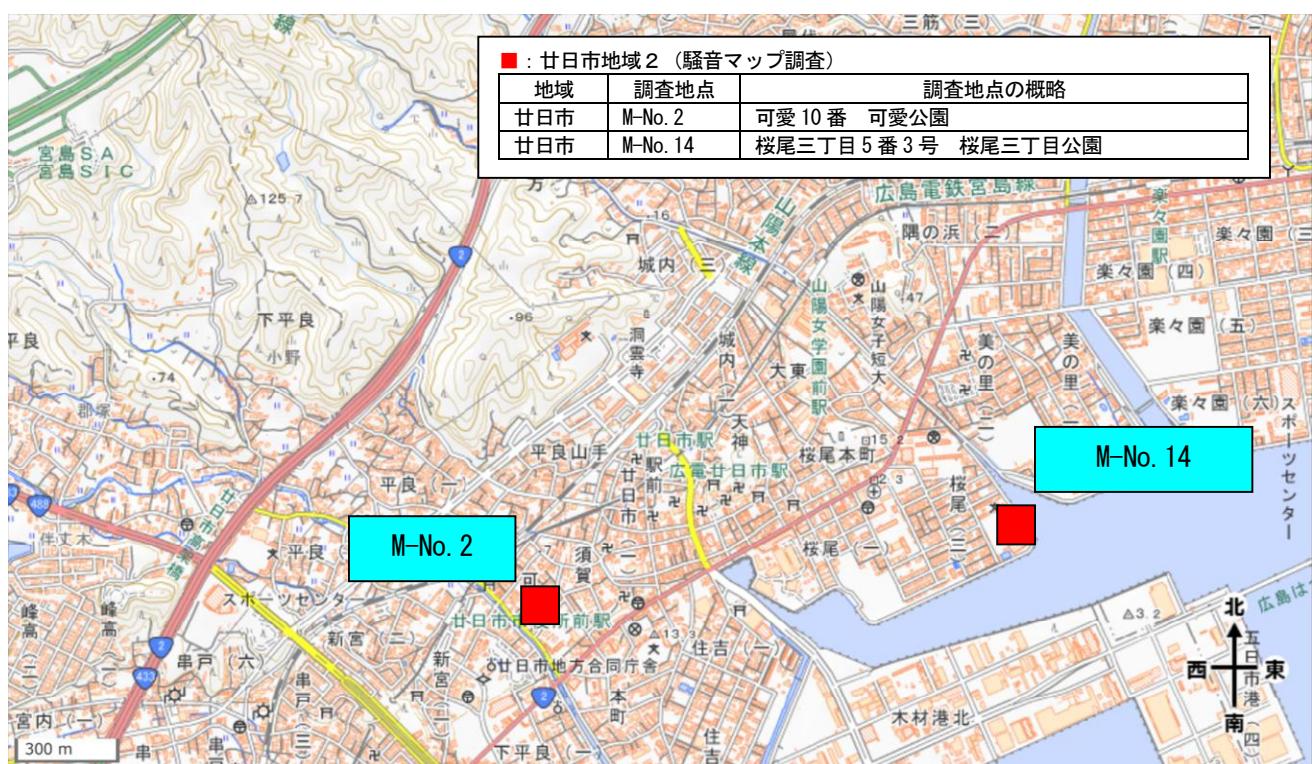
それぞれの調査地点は、(図VI-1)～(図VI-7)のとおりです。

騒音は、一般地域と道路に面する地域について、それぞれ設定されている環境基準を比較評価しており、評価は等価騒音レベル（L<sub>Aeq</sub>）で行っています。

令和6年度の騒音の調査結果は、一部の地点で環境基準を超過しています。



(図VI-1) 騒音の調査地点 (廿日市地域1)

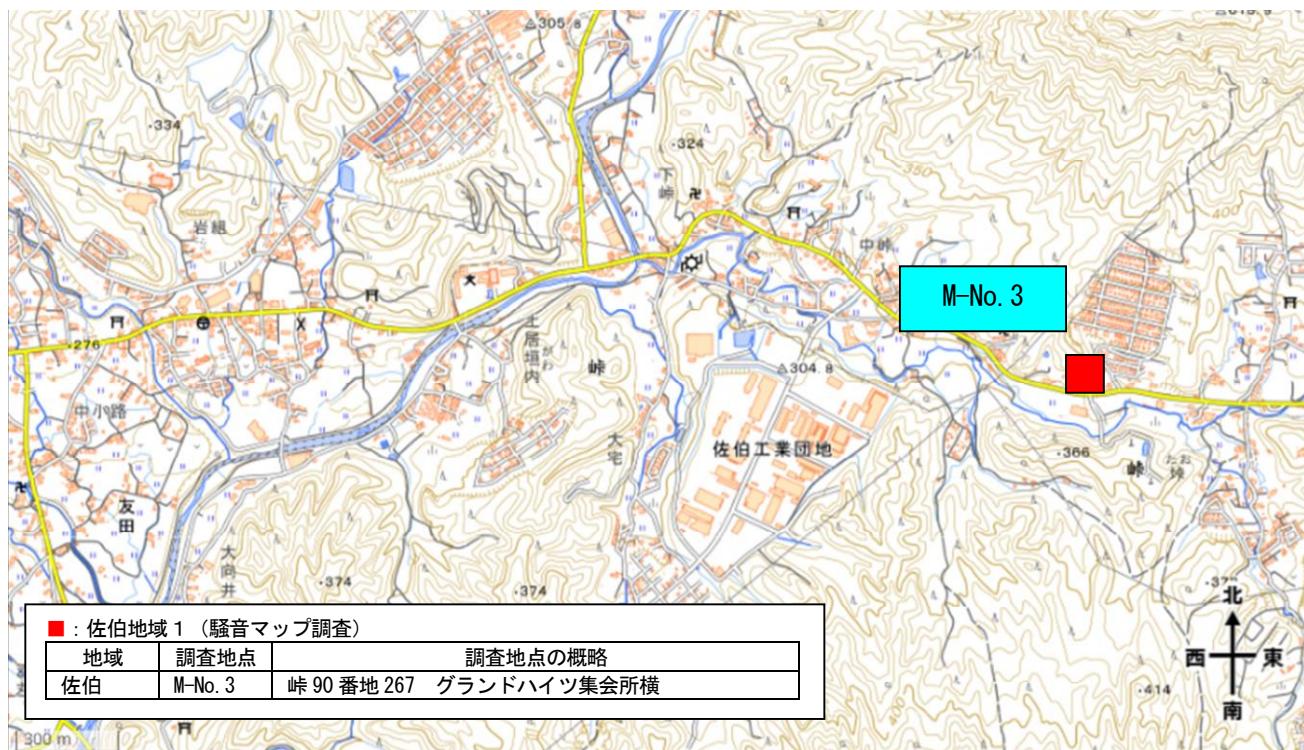


(図VI-2) 騒音の調査地点 (廿日市地域2)

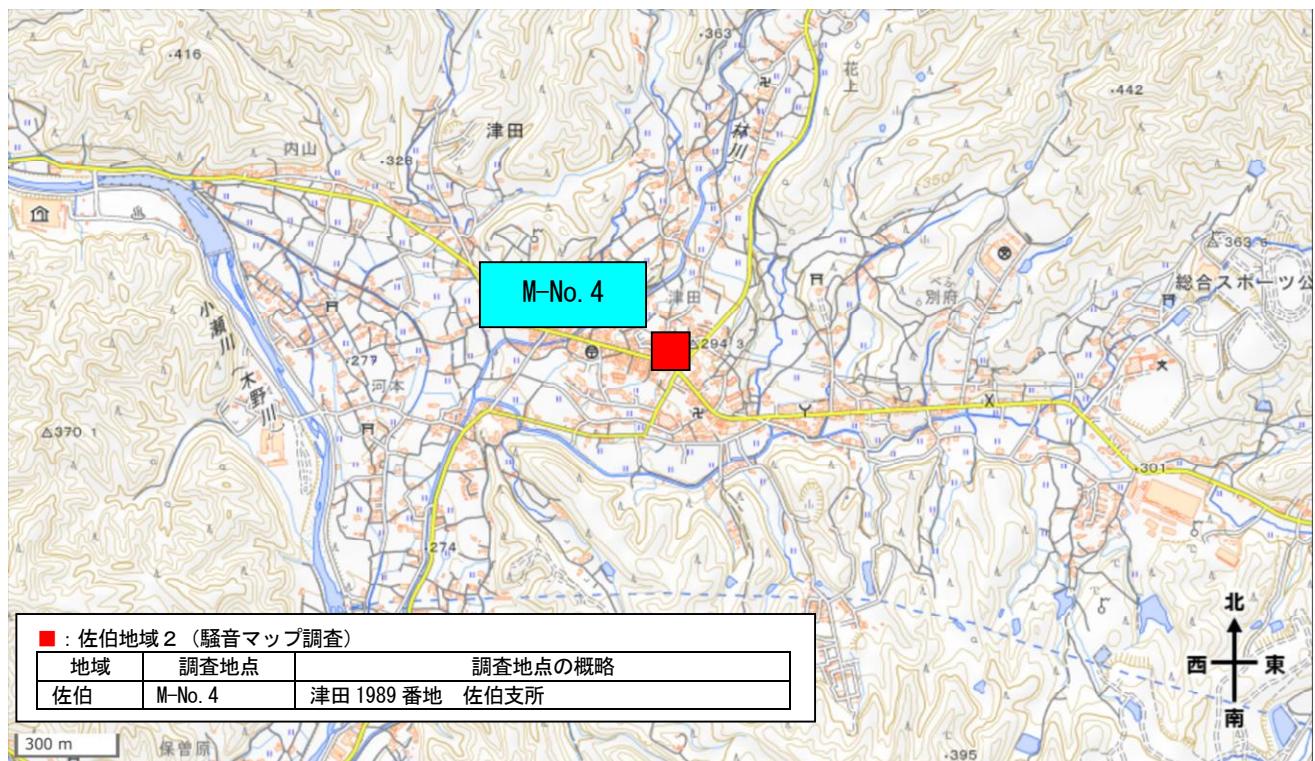
## VI 騒音・振動



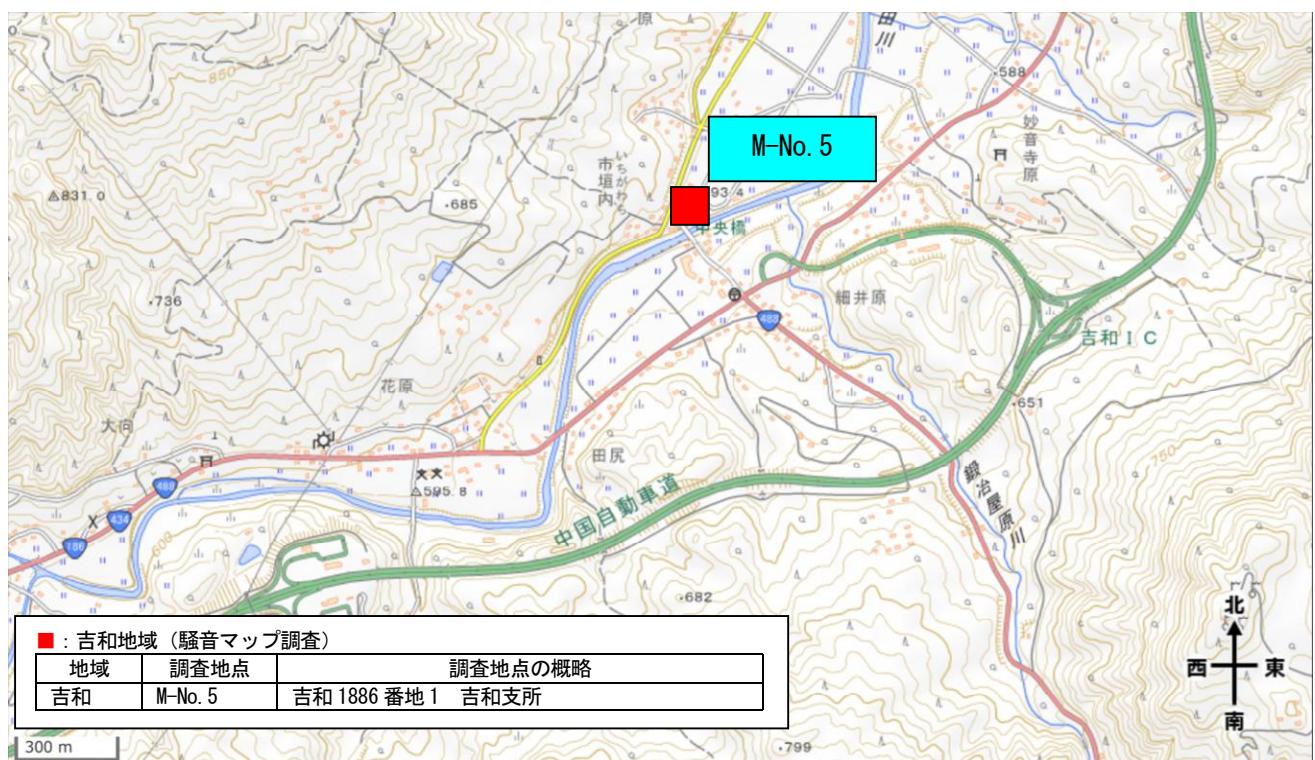
(図VI-3) 騒音の調査地点（廿日市地域3）



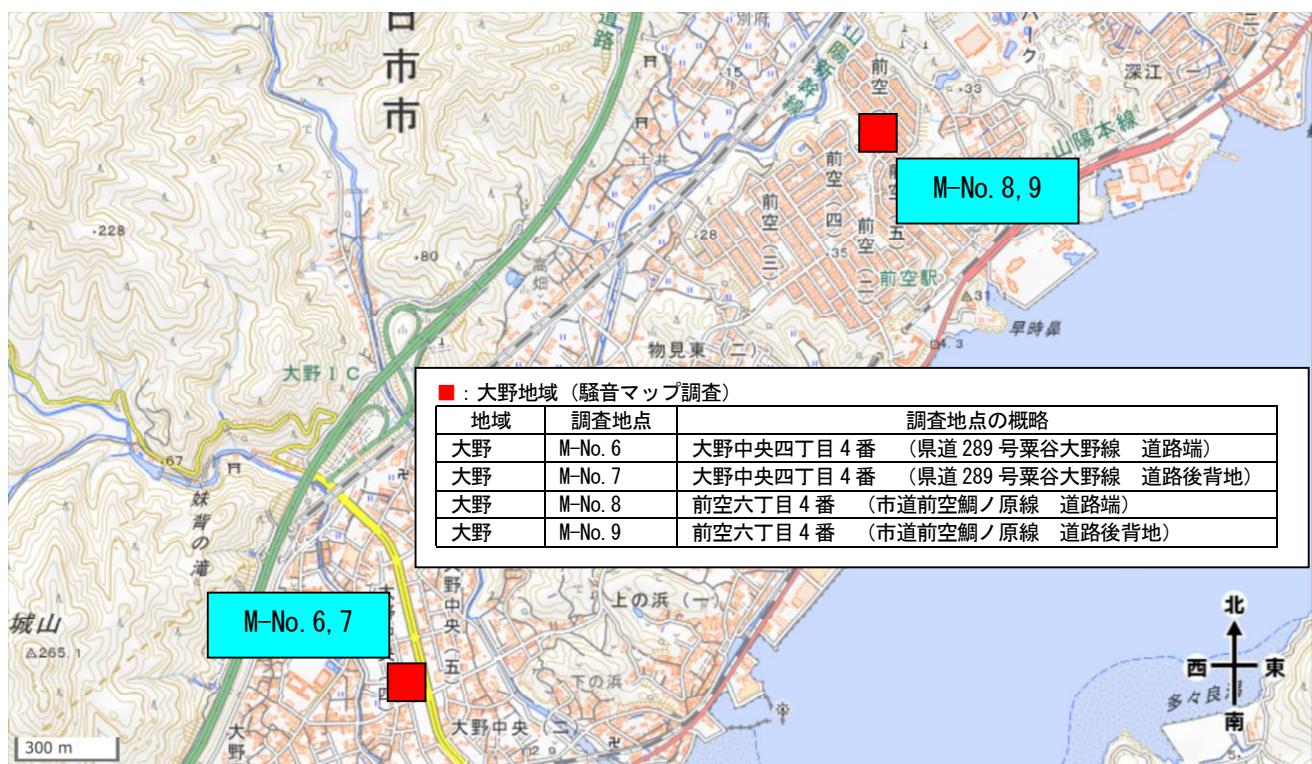
(図VI-4) 騒音の調査地点（佐伯地域1）



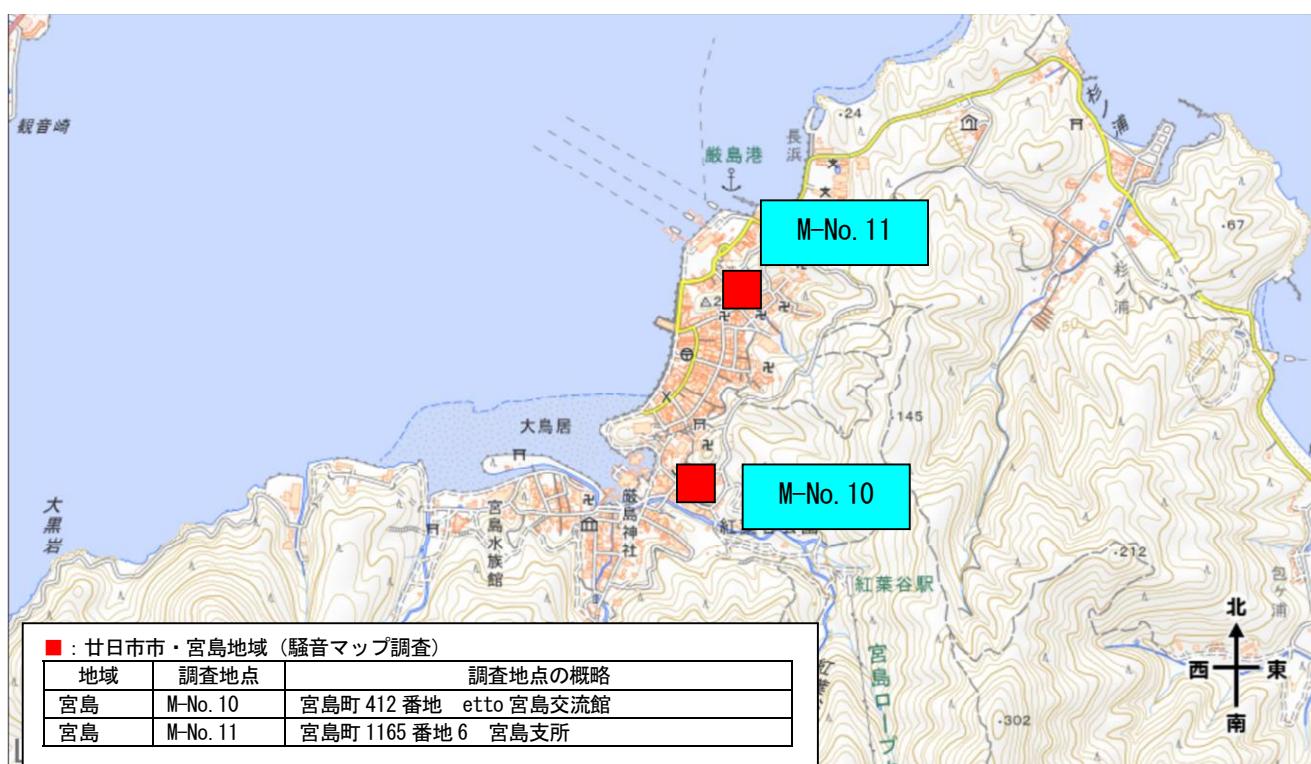
(図VI-5) 騒音の調査地点（佐伯地域2）



(図VI-6) 騒音の調査地点（吉和地域）



(図VI-7) 騒音の調査地点（大野地域）



(図VI-8) 騒音の調査地点（宮島地域）

## (1) 24時間調査

令和6年度は、1地点で24時間調査をしました。調査結果は、(表VI-3)のとおりです。昼間・夜間のいずれも環境基準を超過していますが、要請限度は下回っています。

(表VI-3) 騒音レベル調査結果(24時間調査)

(単位: dB)

調査地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル	環境基準	区域の区分	要請限度
No. 1 (一般国道2号)	C	昼間	74	70	c	75
		夜間	68	65		70

※ 時間区分の昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までのことをいいます。

(資料: ゼロカーボン推進課)

## (2) 騒音マップ調査

令和6年度は、15地点で騒音マップ調査をしました。調査結果は、(表VI-4)のとおりです。M-No. 5、M-No. 8及びNо. 11地点で環境基準を超過していますが、要請限度は下回っています。

(表VI-4) 騒音レベル調査結果(騒音マップ調査)

(単位: dB)

調査地点	調査地点の種類	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル	環境基準	区域の区分	要請限度
M-No. 1	一般地域	A	昼間	50	55	—	—
M-No. 2	一般地域	C	昼間	47	60	—	—
M-No. 3	一般地域	A	昼間	50	55	—	—
M-No. 4	一般地域	C	昼間	57	60	—	—
M-No. 5	一般地域	B	昼間	58	55	—	—
M-No. 6	道路端	C	昼間	64	70	b	75
M-No. 7	道路後背地	B	昼間	56	65	—	—
M-No. 8	道路端	A	昼間	61	60	a	70
M-No. 9	道路後背地	A	昼間	49	60	—	—
M-No. 10	一般地域	B	昼間	51	55	—	—
M-No. 11	一般地域	B	昼間	59	55	—	—
M-No. 12	道路端	B	昼間	66	70	b	75
M-No. 13	道路後背地	C	昼間	54	65	—	—
M-No. 14	一般地域	A	昼間	41	55	—	—
M-No. 15	一般地域	B	昼間	58	65	—	—

※ 時間区分の昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までのことをいいます。

※ 網掛けの数値は、環境基準を超過した数値です。

※ 調査地点M-No. 10、M-No. 11は、用途地域の定めのない地域であるため、地域の類型をBとしています。

(資料: ゼロカーボン推進課)

## (3) 航空機騒音の実態

本市の周辺には、山口県岩国市に岩国飛行場があり、米海兵隊・海軍、自衛隊及び民間機が使用しています。平成24年12月13日には、「岩国錦帯橋空港」が開港し、共用空港として利用されています。本市の上空では軍用機等による低空飛行が確認されています。

本市では、航空機騒音の実態を把握するため、阿品台市民センター、佐伯支所、吉和複合施設に騒音測定器を設置しています。過去5年間の調査結果は、(表VI-5)のとおりです。

(表VI-5) 騒音測定器による航空機騒音の測定結果

調査地点	調査項目	R2	R3	R4	R5	R6
阿品台市民センター	測定日数	147	143	158	156	153
	発生回数	302	395	333	422	330
	最大値(dB)	87	89	86	90	90
佐伯支所	測定日数	161	148	163	178	156
	発生回数	387	429	402	584	406
	最大値(dB)	94	91	88	91	88
吉和複合施設 (R5.4まで吉和市民 センター)	測定日数	134	157	131	158	138
	発生回数	328	462	354	576	379
	最大値(dB)	90	91	93	98	97

※ 測定日数は、騒音レベル70dB以上の航空機騒音が観測された日数のことです。

※ 発生回数は、騒音レベル70dB以上の航空機騒音が観測された延べ回数のことです。

※ 最大値は、測定された航空機騒音の内、最大の騒音レベルの値です。

※ 各測定場所の詳細データについては、市ウェブサイトをご覧ください。

(資料：総務課)

## VII 化学物質関係

私たちの身の回りには、ありとあらゆる用途に対応した多様な化学物質が存在します。

近年では、内分泌かく乱化学物質問題（いわゆる環境ホルモン問題）やダイオキシン類問題への関心の高まりに伴い、その都度対策がとられてきています。

ダイオキシン類については、平成12年1月に、ダイオキシン類対策特別措置法が施行されています。また、多種多様な化学物質の環境リスクに関する総合的な対策の一環として、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）が、平成13年4月から施行されています。

### 1 ダイオキシン類の概要

ダイオキシン類とはポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（P C D D s）とポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F s）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（C o-P C B s または、ダイオキシン様P C B（D L-P C B s）とも呼ばれる。）の総称です。

P C D D sは75種類、P C D F sは135種類、D L-P C B sは十数種類の異性体があり、この内の29種類に毒性があるとされています。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却によるものですが、その他、金属精錬工場、自動車の排ガス、たばこの煙等から発生すると考えられています。

また、ダイオキシン類は、自然界でも発生することがあり、例えば、森林火災、火山活動等でも発生すると考えられています。

### 2 ダイオキシン類の現状

全国的なダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（水底の底質を含む）、土壤の汚染の状況調査が、環境省により毎年実施されています。環境省による令和5年度のダイオキシン類に係る環境調査結果の概要は、（表VII-1）のとおりです。ほとんどの地点で環境基準に適合しています。

（表VII-1） 令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果概要

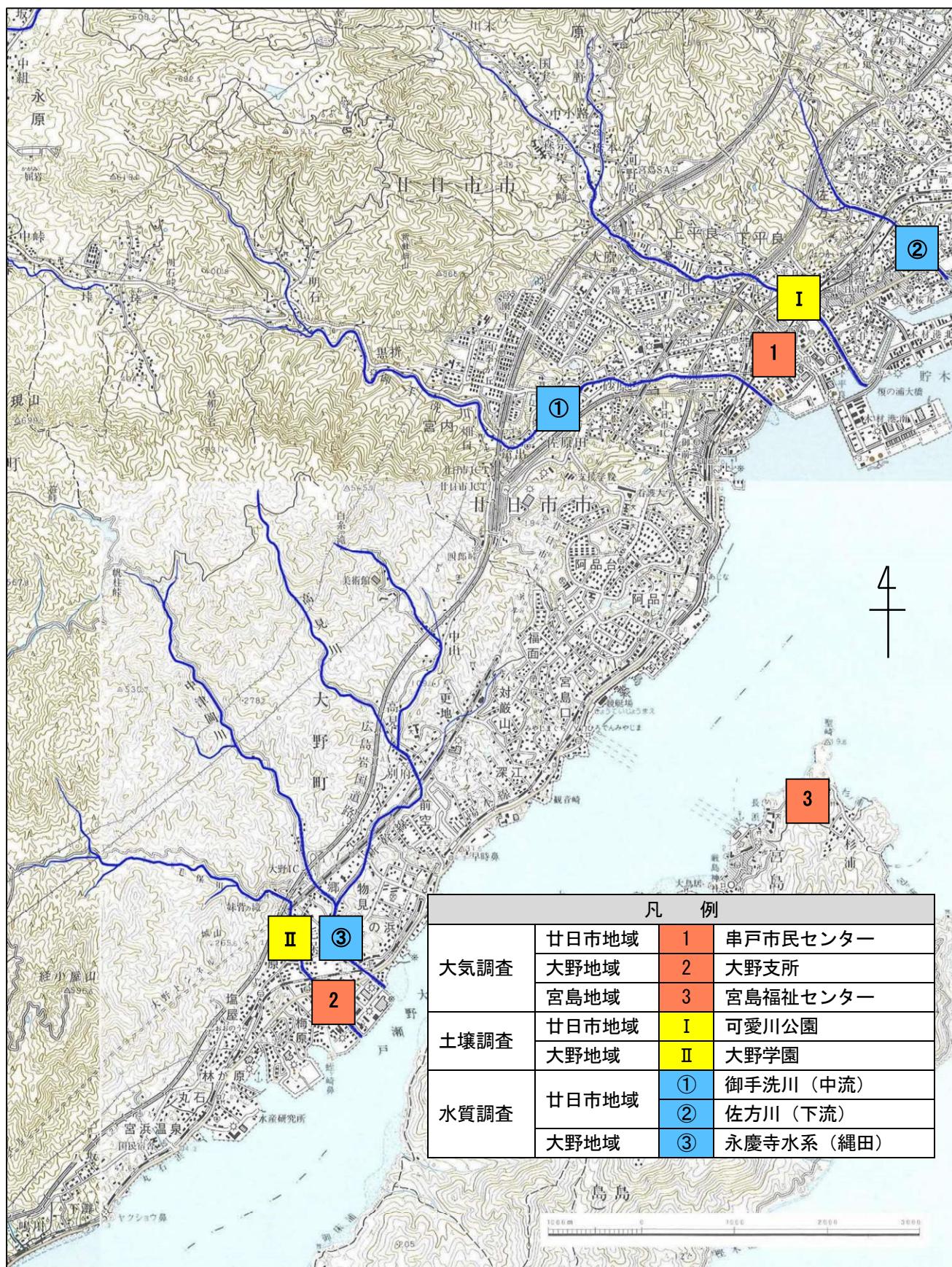
対象（単位）	地点数	環境基準超過地点数	環境基準適合率	環境基準	平均値	濃度範囲
大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	521	0	100.0%	0.6	0.013	0.0025～0.13
公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	1,304	25	98.1%	1	0.18	0.0081～2.9
公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	1,078	2	99.8%	150	5.6	0.0092～410
地下水質 (pg-TEQ/L)	456	0	100.0%	1	0.044	0.00052～0.94
土壤 (pg-TEQ/g)	683	0	100.0%	1,000	2.6	0～140

※ TEQは、ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン（T C D D）の毒性に換算した量のことをいいます。

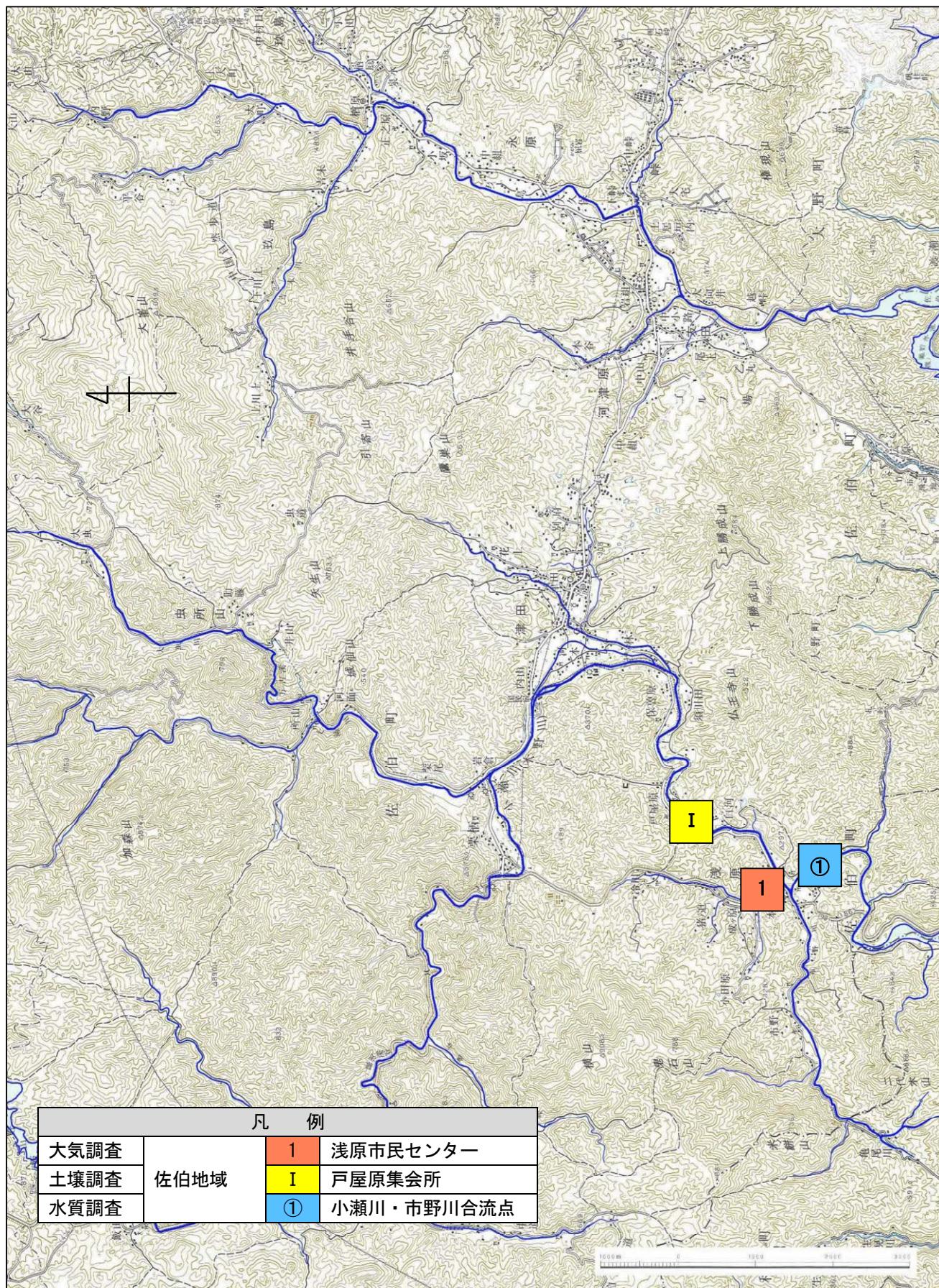
（資料：令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果概要（環境省）（一部改変））

廿日市市では、平成11年度から一般環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、調査を行っており、令和6年度は、大気、土壤、水質について、市内12地点でダイオキシン類濃度を測定しました。それぞれの調査地点は、（図VII-1）～（図VII-3）のとおりです。

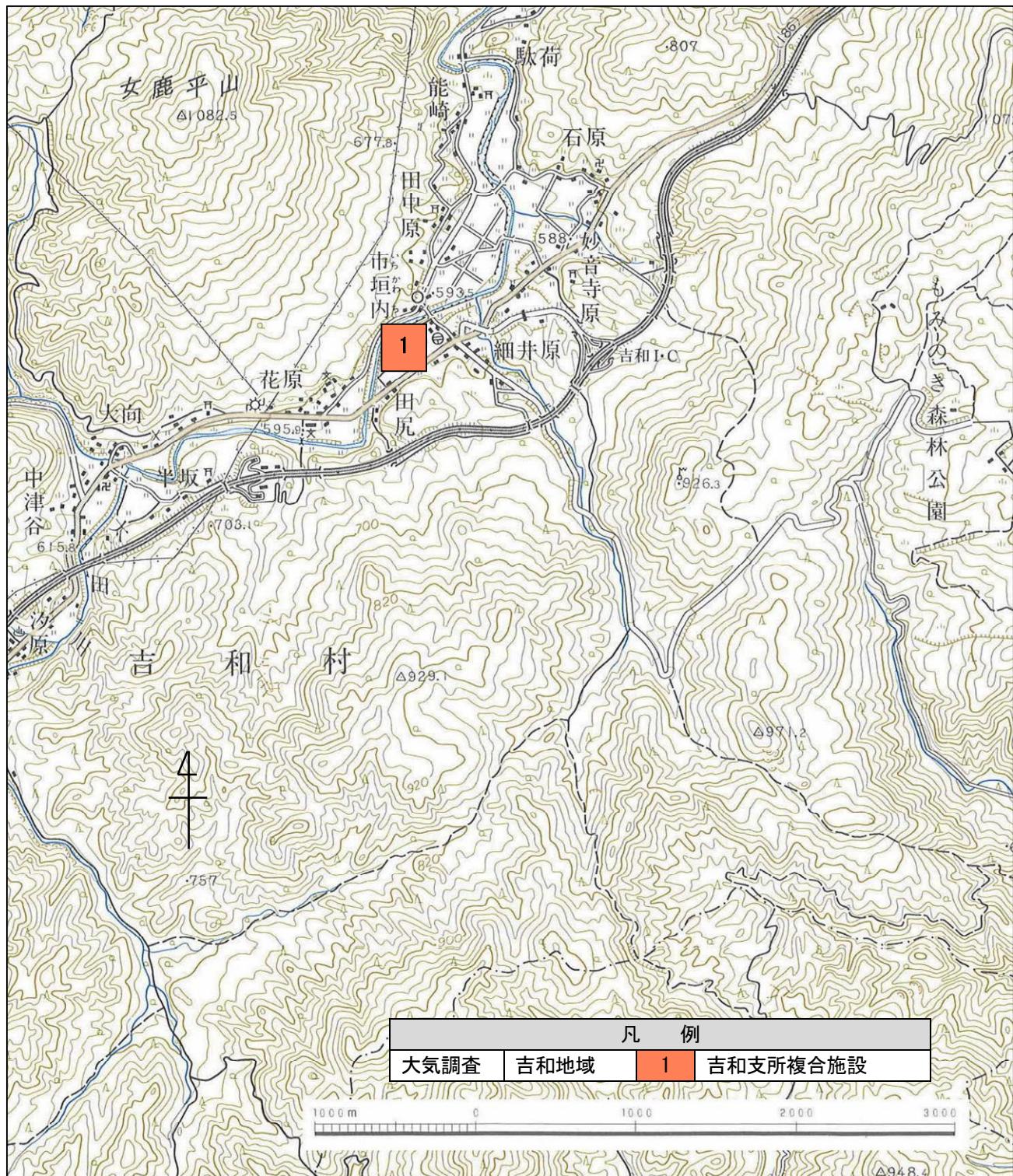
## VII 化学物質関係



(図VII-1) ダイオキシン類の調査地点 (廿日市、大野、宮島地域)



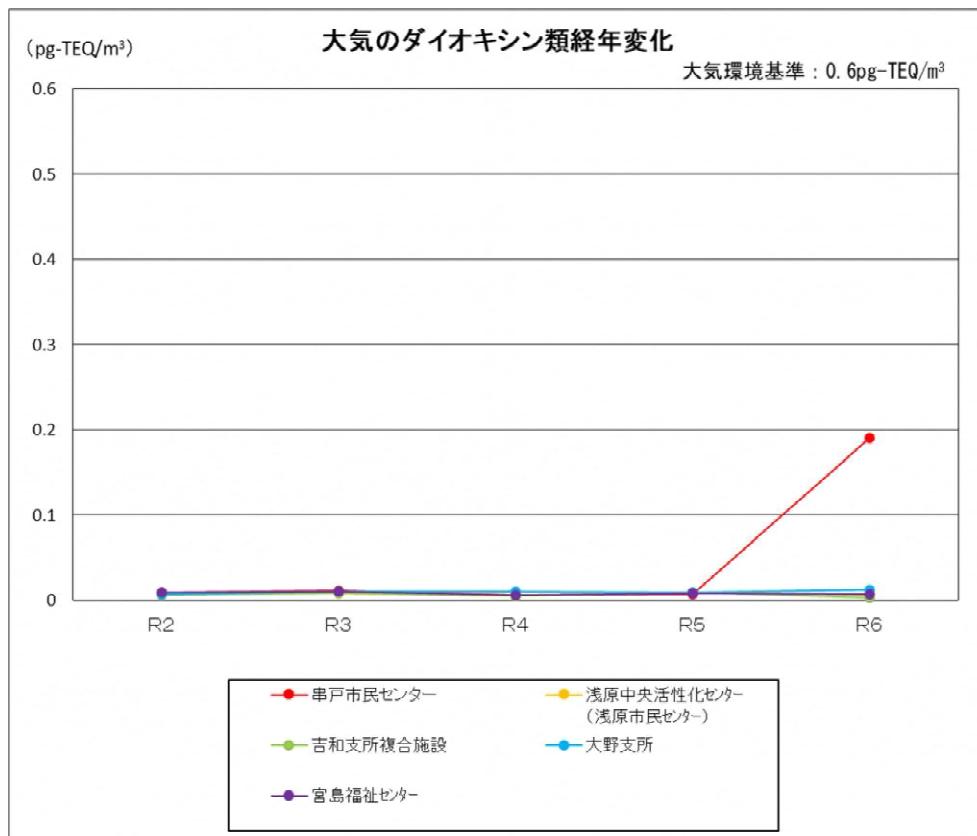
(図VII-2) ダイオキシン類の調査地点（佐伯地域）



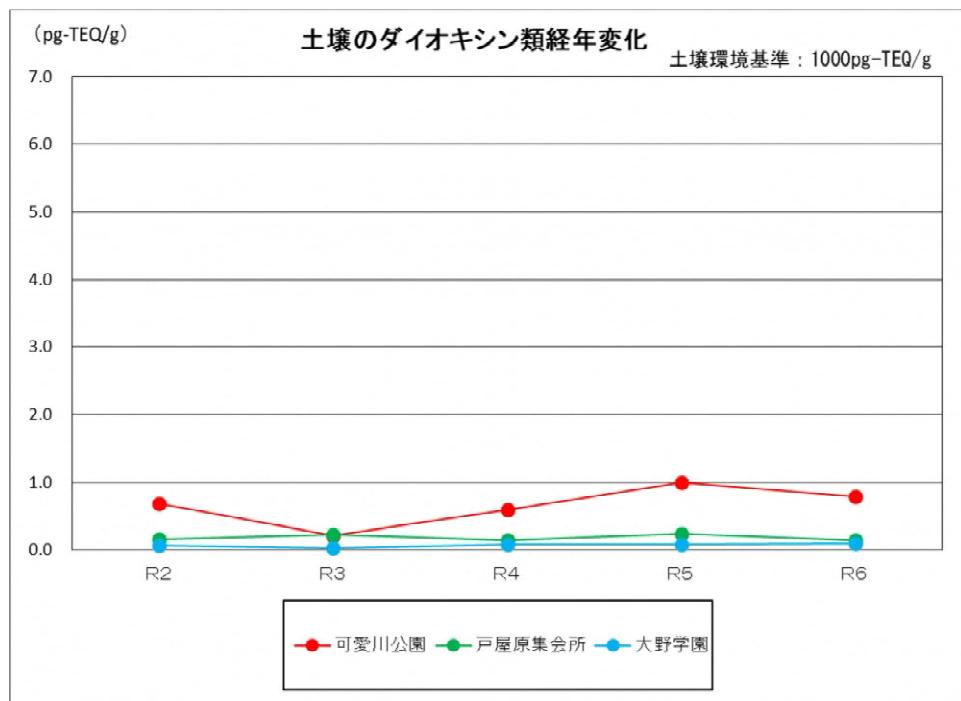
(図VII-3) ダイオキシン類の調査地点（吉和地域）

ダイオキシン類の調査結果は、(図VII-4)～(図VII-6)のとおりです。令和2年度以降は、地点によっては増減がありますが、いずれの地点も環境基準値以下で推移しています。

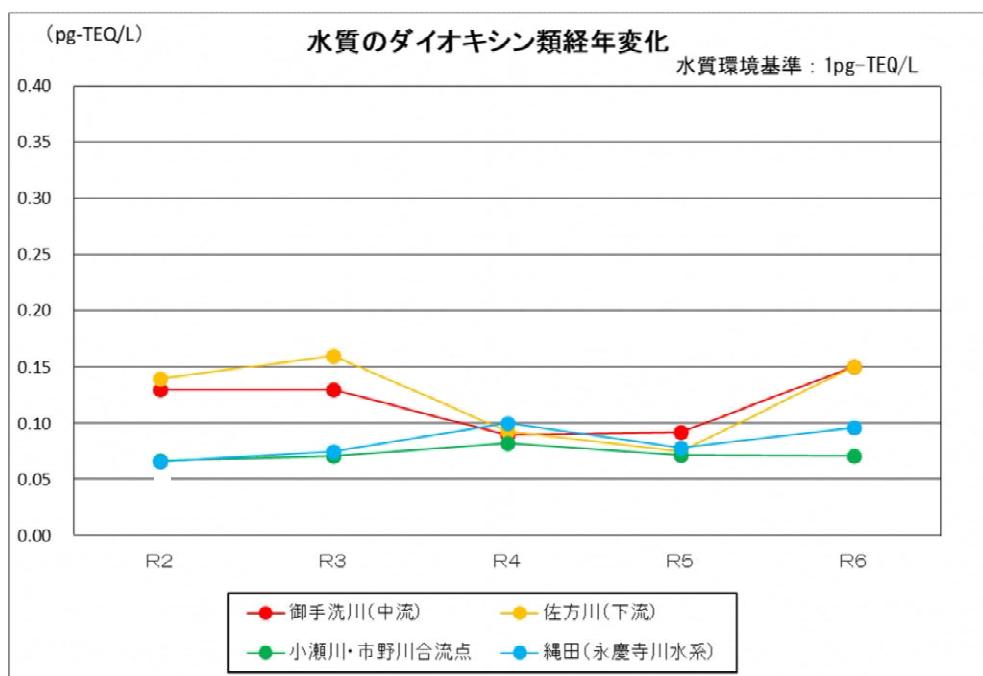
令和6年度は、大気、土壤、水質の全地点で、環境基準に適合しています。



(図VII-4) 大気のダイオキシン類経年変化



(図VII-5) 土壌のダイオキシン類経年変化



## VIII 悪臭・廃棄物・生活排水・公害苦情

### 1 悪臭

悪臭は、し尿、廃棄物、堆肥の腐敗臭、焼却臭、事業所からのにおいのように、人々に不快感を与えるをおいをいいます。人々の快適な生活環境を損なうものです。

悪臭防止法制定当時は、畜産事業場が悪臭に係る全苦情件数の約3割を占めるなど、特定の悪臭原因物質に的を絞った規制が有効に機能する状況にありました。最近では、苦情発生業種にも変化がみられるなど、新たな対応が求められるようになってきました。

このような状況から、平成7年に悪臭防止法の一部が改正され、住民の被害感とより合致し、複合臭や未規制物質に対応できる臭気指数制度が導入されました。

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、臭気判定士によって測定されます。具体的には、試料を臭気が感じなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値になります（図VIII-1）。

現在では、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する、悪臭の原因となる物質の排出について、特定の悪臭物質濃度又は人の嗅覚により悪臭の程度を判定する、臭気指数による規制を実施することとなっています。

令和4年3月末現在、県内では、吳市、大竹市、広島市、福山市、三次市、庄原市、廿日市市、北広島町、世羅町、神石高原町、東広島市及び安芸高田市が、規制地域に指定されています。その中で、吳市及び大竹市では、特定悪臭物質による濃度規制を行っています。

特定悪臭物質の規制基準値と主な発生源及び敷地境界における臭気指数基準は、それぞれ（表VIII-1）、（表VIII-2）のとおりです。

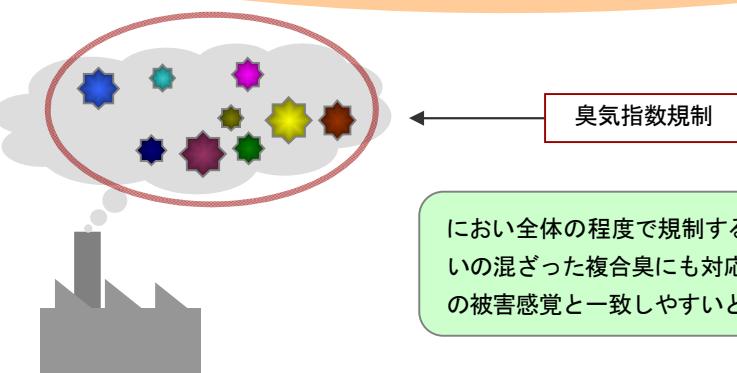
### 臭気指数=10×log(希釈倍率)

#### 例えば

- 採取した空気を無臭空気で10倍に薄めたときにおいがしなくなったら
- 採取した空気を無臭空気で30倍に薄めたときにおいがしなくなったら

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(10) \\ = 10$$

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(30) \\ \approx 15$$



(図VIII-1) 臭気指数の概要

## VII 悪臭・廃棄物・生活排水・公害苦情

(表VII-1) 特定悪臭物質の規制基準値と主な発生源

(単位: ppm)

悪臭物質	規制基準値	におい	主な発生源
アンモニア	1	し尿臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎ臭	化製場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭気	化製場、パルプ製造工場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭気	化製場、パルプ製造工場、し尿処理場等
トリメチルアミン	0.005	腐魚臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	0.05	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵臭	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	シンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	シンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10	シンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	0.4	都市ガス臭	化学工場、FRP製品製造工場
キシレン	1	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	0.03	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	汗臭	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下臭	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下臭	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等

(資料: 悪臭規制の概要(広島県)(一部改変))

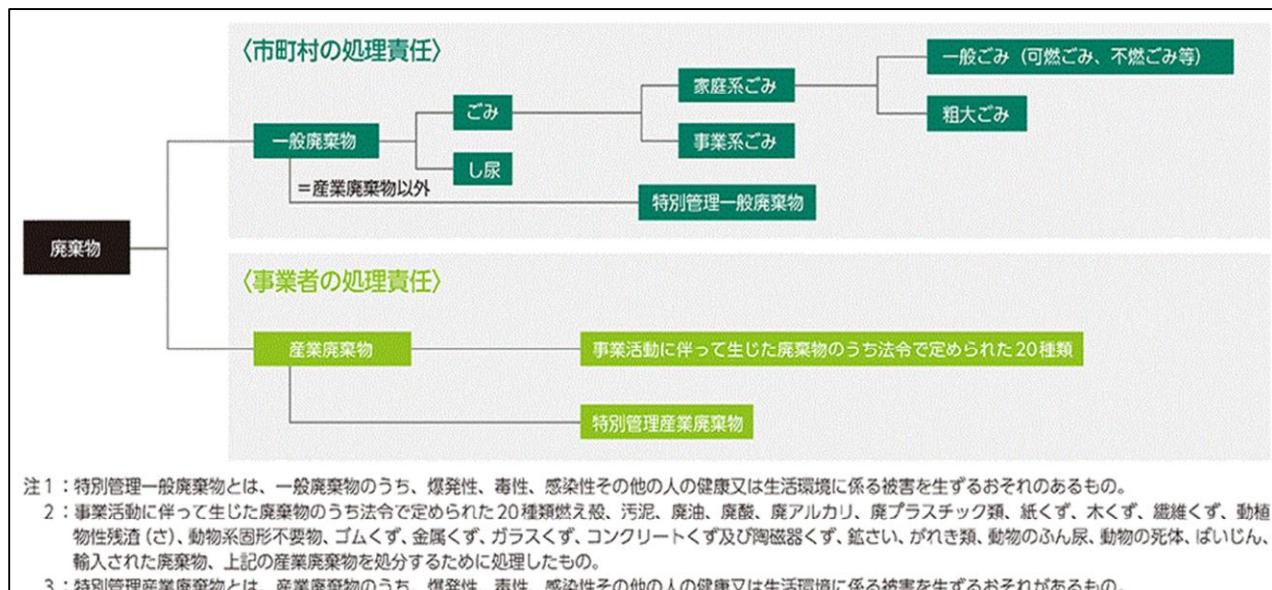
(表VII-2) 敷地境界における臭気指数基準

区域の区分	許容限度 (臭気指数)
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	12
近隣商業地域、商業地域、准工業地域、工業地域、用途地域の定めのない地域	15

(資料: 悪臭規制の概要(広島県)(一部改変))

## 2 廃棄物

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定に基づき、産業廃棄物と産業廃棄物以外の一般廃棄物に分けられています。このうち産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令に掲げる20種類と輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携行廃棄物を除く）が定められています。これ以外の事業系廃棄物と家庭系廃棄物は、一般廃棄物に含まれます。廃棄物処理法では、一般廃棄物は、市町村での処理責任が規定され、産業廃棄物は各事業者での処理責任が規定されています（図VIII-2）。



（資料：環境省）

（図VIII-2） 廃棄物の区分

### （1）ごみ（固形状廃棄物）の処理

ごみ処理量は、家庭系ごみの有料化以降、減少しています。一方で、事業系ごみは新型コロナウイルスが収束した令和3年度から令和4年度にかけて増加しましたが、令和5年度以降は前年度比で減っています。

家庭系ごみは、ごみの有料化以降、減少が続いています（表VIII-3）。

平成31年4月から、はつかいちエネルギークリーンセンターの供用を開始し、市内全域の燃やせるごみと粗大ごみの処理を行っています。また、市内全域の資源ごみと有害ごみは、エコセンターはつかいち内のはつかいちリサイクルプラザで、埋立ごみは、エコセンターはつかいち内の廿日市市一般廃棄物最終処分場と宮島一般廃棄物最終処分場（宮島地域のみ）で処理を行っています。

はつかいちエネルギークリーンセンターでは、ごみを燃やした熱を利用して発電を行い、施設内及び隣接する廿日市衛生センターで使用し、余った電力は電力会社へ売電しています。また、隣接する都市ガス工場に、焼却により発生した熱を温水で供給することにより、都市ガス工場内でのボイラの稼働が抑制され二酸化炭素の排出量削減に貢献しています。

なお、市のごみ処理施設の集約化に伴い、エコセンターはつかいち内のRDF（ごみ固形燃料）製造施設及び粗大ごみ処理施設、佐伯地域の佐伯クリーンセンター、大野地域の大野清掃センターは、平成30年度末でごみの受け入れを停止しています。

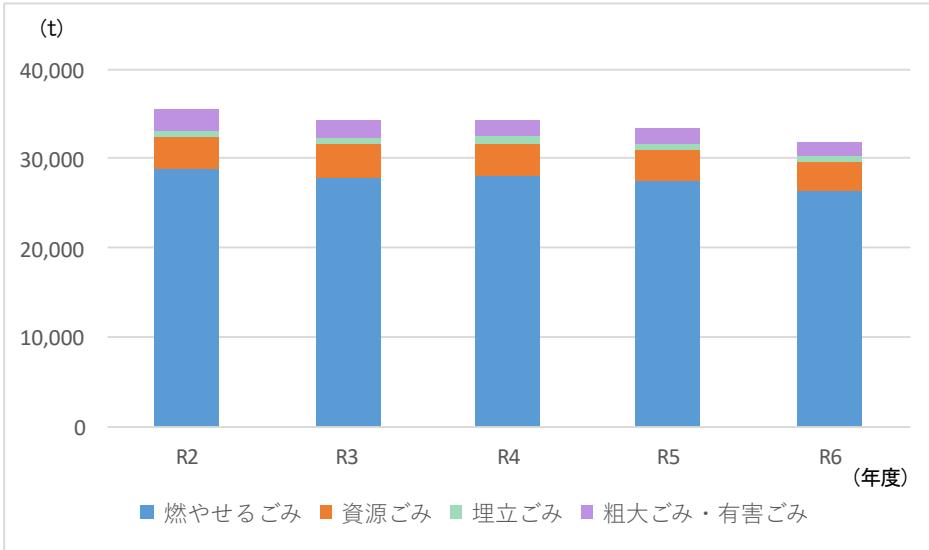
## VII 悪臭・廃棄物・生活排水・公害苦情

(表VII-3) 一般廃棄物の年間処理量

(単位: t)

分類	R2	R3	R4	R5	R6
燃やせるごみ	28,641	27,847	28,034	27,480	26,373
資源ごみ	3,771	3,650	3,582	3,357	3,219
埋立ごみ	761	829	851	808	708
粗大ごみ・有害ごみ	2,416	1,932	1,777	1,644	1,484
合計	35,589	34,258	34,244	33,289	31,784

(資料: 循環型社会推進課)



(図VII-3) 一般廃棄物の年間処理量の推移

### (2) し尿

廿日市・佐伯・吉和・大野地域では、瀬戸内海の水質保全と生活環境の向上を図るために、廿日市衛生センターでし尿処理を行い、宮島地域では、水質管理センター（下水処理場）でし尿処理を行っています。

廿日市衛生センターは、膜分離高負荷生物脱窒素処理方式（浄化槽汚泥対応型）と高度処理（活性炭吸着）を水処理に採用し、資源の有効利用施設等を取り入れた汚泥再生処理センターとして、平成13年3月から供用しており、放流水は、排出基準（BOD 10mg/L以下、COD 10mg/L以下、SS 5mg/L以下、全窒素 10mg/L以下、全リン 1mg/L以下）を下回る数値で放流しています。

なお、各地域におけるし尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、(表VII-4) のとおりです。

(表VII-4) し尿・浄化槽汚泥年間処理量

(単位: k L)

年度	廿日市・大野・佐伯・吉和地域			宮島地域		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
R2	5,286	28,285	33,571	10	12	22
R3	5,235	28,026	33,261	8	12	20
R4	4,934	26,456	31,390	7	27	34
R5	4,656	26,072	30,728	8	26	34
R6	4,416	26,796	31,212	6	30	36

(資料: はつかいちエネルギークリーンセンター)

### 3 生活排水

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道整備事業（特定環境保全公共下水道事業を含みます。）との整合性を図りながら生活排水対策を実施しています。生活排水対策としては、主に下水道とし尿浄化槽があります。下水道等の種類は、(図VIII-4) のとおりです。



(図VIII-4) 下水道等の種類

また、公共下水道及びし尿浄化槽の人口普及率等は、それぞれ (表VIII-5)、(表VIII-6) のとおりです。

(表VIII-5) 公共下水道の人口普及率

(単位：%)

	公共下水道			特別環境保全公共下水道		全体
	廿日市	大野	宮島	佐伯	吉和	
人口普及率	72.1	60.1	98.8	29.2	95.7	66.9

(資料：下水道経営課、令和7年3月末現在)

(表VIII-6) し尿浄化槽の人口普及率

(単位：%)

	コミュニティ プラント	農山漁村集落 排水処理施設	個別合併処理 浄化槽
人口普及率 又は整備率	0.0	0.4	14.8

(資料：下水道経営課、令和7年3月末現在)

## VII 悪臭・廃棄物・生活排水・公害苦情

### 4 公害苦情

令和6年度は、苦情件数は横ばいとなっています。工場あるいは特定建設作業による騒音・振動の苦情や、事業場等からの汚れや油流出による苦情、ごみを適正な構造を有しない焼却設備で処分する野焼きによる苦情が見受けられました。

年度別、各地域別の公害苦情件数は、(表VII-7) のとおりです。

(表VII-7) 公害苦情件数

地域	年度	大気	水質	騒音・振動	悪臭	その他	合計
廿日市	R2	24	0	5	10	6	45
	R3	27	0	4	4	23	58
	R4	18	4	3	1	20	50
	R5	17	1	16	7	4	45
	R6	13	5	14	6	7	45
佐伯	R2	1	1	0	0	0	2
	R3	3	2	0	0	0	5
	R4	1	4	0	1	3	9
	R5	0	4	2	0	2	8
	R6	3	4	2	3	1	13
吉和	R2	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	1	1
	R6	0	1	0	0	0	1
大野	R2	14	4	2	3	6	29
	R3	17	0	0	1	11	29
	R4	1	0	0	0	11	12
	R5	16	3	2	1	2	24
	R6	12	5	7	0	0	24
宮島	R2	2	0	0	0	2	4
	R3	1	0	0	0	1	2
	R4	3	0	0	0	0	3
	R5	1	0	1	0	0	2
	R6	0	0	1	1	4	6
市全体	R2	41	5	7	13	14	80
	R3	48	2	4	5	35	94
	R4	18	4	3	5	20	50
	R5	34	8	21	8	9	80
	R6	28	15	24	10	12	89

(資料：ゼロカーボン推進課)

## IX 地球温暖化

### 1 地球温暖化の概要

地球は、太陽光が地表面に届くことによって暖められています。同時に、その暖められた地表面の熱を、宇宙空間に放出することによって冷やされています。そして、地球の大気中には、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン（CH<sub>4</sub>）等の熱を吸収する気体（温室効果ガス）が含まれており、温室効果ガスが、地球の熱の吸収と放出のバランスを適度に保つことにより、長い間、地球の気温は、我々人類や野生生物にとって暮らしやすい温度に保たれてきました。

しかし、18世紀半ばに始まった産業革命以降、石炭、石油等の化石燃料の大量消費等により、大気中の温室効果ガス濃度は、急激に上昇しました。これにより、地表面から放出される熱が、宇宙空間へ逃がされることなく大気中にとどまりやすくなり、その結果、地球の平均気温が上昇しています。これが、地球温暖化です。

地球温暖化が進行すると、気候システムのバランスが崩れて、異常気象の頻発、極地及び高山地の氷の融解による海面上昇等を引き起こすと予測され、人類の生活環境や自然の生態系に深刻な影響が生じるおそれがあると言われています。

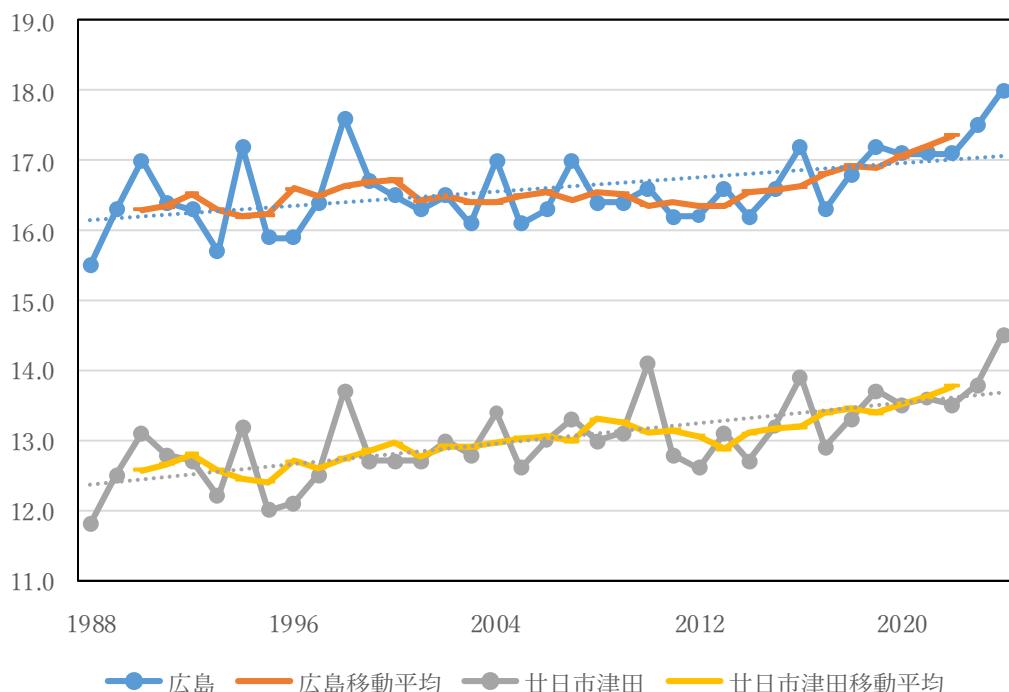


(図IX-1) 温室効果の模式図 (気象庁ウェブサイトより)

### 2 廿日市市の現状

廿日市市には、気象庁による廿日市津田観測所が設置されており、気温、降水量等の観測が行われています。廿日市津田観測所及び隣接する広島市に設置されている広島観測所における年平均気温の推移は、(図IX-2) のとおりです。図には、毎年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすくするため、5年ごとの移動平均値も示しています。

廿日市津田観測所の移動平均気温の推移を見ると、1988年から2024年までの間で、約1°C上昇しています。また、広島観測所でも、同じ期間で、約1°C上昇しており、地球温暖化の傾向は、本市周辺においても、確認することができます。



(図IX-2) 広島及び甘日市津田における年平均気温の推移

甘日市市における2022年度の二酸化炭素排出量は、1,088千t-CO<sub>2</sub>と推計され、2013年度比で23.6%減少しています（表IX-1）。

部門別の内訳では、産業部門の二酸化炭素排出量が503千t-CO<sub>2</sub>と最も多く、全体の構成比では46.2%を占めています。以下、運輸部門、家庭部門、業務その他部門と続いています。

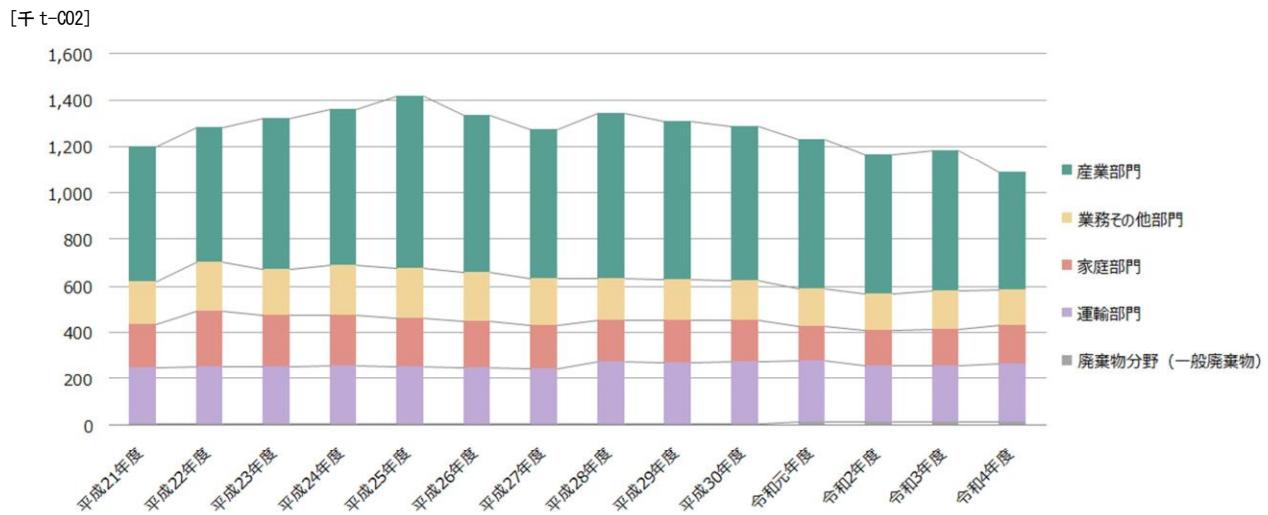
部門別の増減率を見ると、産業部門が32.1%と最も大きく減少しています。

(表IX-1) 甘日市市の部門別二酸化炭素排出量の現況推計

(単位：千t-CO<sub>2</sub>)

分類	2013年度	2022年度	増減率
産業部門	741	503	▲32.1%
運輸部門	248	250	0.8%
業務その他部門	213	156	▲26.8%
家庭部門	208	166	▲20.2%
一般廃棄物	15	14	▲6.7%
合計	1,425	1,088	▲23.6%

(資料：自治体排出量カルテ（環境省）)



(図IX-3) 部門・分野別の二酸化炭素排出量の経年変化

(資料：自治体排出量カルテ（環境省）)

### 3 廿日市市の取り組み

本市においては、2022年6月9日、松本太郎市長が、市議会本会議で、廿日市市環境基本計画に掲げる将来像「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現に向け、市民、事業者、行政の「オールはつかいち」で「2050年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。2023年4月には、全島が瀬戸内海国立公園である宮島を環境省の「ゼロカーボンパーク」に登録し、持続可能な観光地の実現に向けた検討を始めました。2024年3月には、「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定し、市域の二酸化炭素排出量を2030年度には2013年度比で51%削減、2050年度にはカーボンニュートラルの達成を目標として定めました。



写真 ゼロカーボンシティ宣言について記者会見を行う松本市長

地球温暖化の問題は、私たちの生活や事業活動と密接に関わっており、すべての市民や事業者、市が協力して「オールはつかいち」で取り組む必要があります。

2050年カーボンニュートラルの目標を達成するためには、市民、事業者、市のそれぞれが、現在の状況を認識し、市民生活や事業活動の中で、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

## IX 地球温暖化

※ 本章（IX 地球温暖化）では、原典等において、西暦表示が多用されているため、年号の表記を西暦で行っています。

# 資 料 編



## I 環境指標

### 1 環境指標の進行管理

第2次甘日市市環境基本計画の進捗状況を年度毎に確認するため、環境指標に係る令和6年3月31日現在の数値を環境指標進行管理総括表にまとめました。

本計画は、令和2年3月に策定し、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としています。このため、令和元年度末に確認した数値を「基準値」、令和6年3月31日現在の数値を「現況値」、令和11年度末に目標とする数値を「目標値」として掲載しています。

### 2 環境指標進行管理総括表

#### 【環境指標の進捗状況の凡例】

「○」：目標値を達成している。

「△」：目標値を達成していないが、基準値からは改善している。

「×」：基準値と同じ、又は基準値から後退している。

#### (1) 自然環境「自然と人が共生するまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% (H30年度)	15.1% (R6年度)	△	18.7% (R11年度)

【考え方】本市の実施する「まちづくり市民アンケート」において、「海、川、山などの自然環境の保全状況とその取組」に関する満足度を尋ねる質問に肯定的な回答をした市民の割合です。満足度の高い市民が増えるほど、自然環境の保全が進んでいるものと考えられます。過去5年間は減少傾向で推移していますが、これまで最も数値の高かった平成26年度の水準を回復することを目指します。

#### (2) 生活環境「きれいで暮らしやすいまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率	100.0% (H29年度)	100.0% (R6年度)	○	100.0% (R11年度)
河川におけるBODの環境基準達成率	76.9% (H29年度)	100.0% (R6年度)	○	100.0% (R11年度)
市域における騒音の環境基準達成率	93.3% (H29年度)	80.0% (R5年度)	×	100.0% (R11年度)

【考え方】市内6地点における大気中の二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の測定値（各地点年12回測定）が環境基準に適合する割合です。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素・二酸化硫黄を測定することにより、大気の汚染状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%の維持を目指します。

【考え方】市内の河川13地点におけるBODの測定値（各地点年6回測定）の75%値が環境基準に適合する割合です。河川の汚濁指標であるBODを測定することにより、水質の汚濁状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%を目指します。

【考え方】市内15地点における騒音レベル（等価騒音レベル）の測定値（各地点年1回測定）が環境基準に適合する割合です。一定時間における平均的な騒音の程度を表す等価騒音レベルを測定することにより、市民生活における騒音の状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%を目指します。

## (生活環境続き)

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
家庭系ごみ排出量	544 g／人・日 (H29 年度)	495 g／人・日 (R6 年度)	△	470 g／人・日 (R14 年度)
【考え方】家庭系ごみの排出量を 1 人 1 日当たりに換算した数値です。家庭系ごみの排出量が減少することで、ごみの減量化や排出抑制に関する取組の効果が出ているものと考えられます。本目標値は、「第 3 次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」に設定されています。				

## (3) 地球環境「地球にやさしい低炭素のまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
市域における民生部門の二酸化炭素排出量	421 千 t - CO <sub>2</sub> (H25 (2013) 年度) ※1	322 千 t - CO <sub>2</sub> (R4 (2022) 年度)	△	132 千 t - CO <sub>2</sub> (R12 (2030) 年度) ※1
【考え方】市内の住宅や店舗、事務所などから排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。				
※1 R6 (2024) ~R12 (2030) 年度までの 7 年間を計画期間とする市域全体を対象とした温室効果ガスの削減目標を定めた「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」(R6 (2024) 年 3 月策定) の値としました。				
市の事務事業における二酸化炭素排出量	43,083 t - CO <sub>2</sub> (H25 (2013) 年度) ※2	22,299 t - CO <sub>2</sub> (R6 年度)	△	21,403 t - CO <sub>2</sub> (R12 (2030) 年度) ※2
【考え方】市の事務事業に伴い排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。				
※2 R6 (2024) ~R12 (2030) 年度までの 7 年間を計画期間とする市自らの事務事業を対象とした温室効果ガスの削減目標を定めた「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」(R6 (2024) 年 3 月改定) の値としました。				

## (4) 環境活動「環境について学び行動するまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
市内で「環境の保全」を活動分野とする特定非営利活動（NPO）法人の数	15 団体 (H30 年度)	10 団体 (R6 年度)	×	20 団体 (R11 年度)
【考え方】市内の NPO 法人のうち、「環境の保全を図る活動」を目的として活動している法人の数です。環境保全に取り組んでいる NPO 法人が増加することで、環境活動に取り組む市民も増加するものと考えられます。過去 5 年間は若干の増加傾向で推移しており、この間の増加率を維持することとし、基準値から 5 団体増を目標とします。				
水辺・里山教室を受講した児童の割合（過去 3 年合計値）	53.5% (H30 年度)	44.9% (R6 年度)	×	60.0% (R11 年度)
【考え方】本市が開催する小学生向けの環境講座（水辺・里山教室）を受講した児童の割合です。受講児童の割合が増加することで、環境について考える児童が増加するものと考えられます。過去 5 年間は、若干の増加傾向で推移しており、基準値から約 10 % 増を目標値とします。				

## II 大気関係

### 1 環境基準

#### (1) 大気の汚染に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

#### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

#### (2) 二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年環境庁告示第38号）

物 質	環境上の条件
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

#### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

#### (3) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9年環境庁告示第4号）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

## (資料編) II 大気関係

### (4) 微小粒子状物質に係る環境基準 (平成21年環境省告示第33号)

物 質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

#### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### 2 大気測定項目及び測定地点

種類	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	降下ばいじん
測定法	小型サンプラー	NG-KN-S法	吸光光度法	$\beta$ 線吸収法
測定地点				デポジットゲージ法
廿日市市役所	○	○		○
佐伯支所	○	○		○
阿品台市民センター	○	○		
浅原中央活性化センター	○	○		
吉和支所複合施設	○	○		○
廿日市桂公園			◎	◎
大野支所	○	○		○
宮島福祉センター	○	○		○

#### 備考

- 1 ◎は広島県の設置する一般環境大気測定局による測定である。
- 2 測定は全測定場所において毎月実施している。

### 3 二酸化硫黄濃度測定結果

二酸化硫黄濃度の一時間値の年平均値推移比較表

(単位 : ppb)

測定局	R1	R2	R3	R4	R5
大竹市 大竹油見公園	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0
広島市 井口小学校	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
海田町 海田高校	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

(資料 : 広島県)

二酸化硫黄濃度（小型サンプラー法）の月別変化表

(単位：ppb)

測定月 測定地点	R6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年 1月	2月	3月	最小値	最大値	平均
廿日市市役所	0.8	0.6	0.4	2.4	1.4	0.4	1.0	1.1	0.8	0.3	0.6	0.6	0.3	2.4	0.9
阿品台市民センター	0.4	0.5	0.6	1.3	1.6	0.5	1.4	0.5	6.8	0.4	1.1	0.9	0.4	6.8	1.3
さいき文化センター	0.3	0.5	0.2	3.1	0.9	0.6	1.5	0.9	1.0	0.4	0.6	0.8	0.2	3.1	0.9
浅原中央活性化センター	0.3	0.6	0.9	0.9	1.1	0.3	0.7	0.5	0.7	0.2	0.4	0.7	0.2	1.1	0.6
吉和支所複合施設	0.4	0.4	0.4	1.2	1.0	0.4	0.5	0.3	0.4	0.3	0.5	1.4	0.3	1.4	0.6
大野支所	0.4	0.9	0.5	0.1	0.9	0.3	0.8	0.6	1.4	0.4	0.6	0.8	0.1	1.4	0.6
宮島福祉センター	0.4	1.1	0.3	0.8	0.6	0.5	0.9	0.4	0.6	0.4	0.8	0.8	0.3	1.1	0.6

## 4 二酸化窒素濃度測定結果

二酸化窒素濃度の一時間値の年平均値推移比較表

(単位：ppb)

測定年度 測定局	R1	R2	R3	R4	R5
廿日市市 廿日市桂公園	12.0	11.0	11.0	10.0	9.0
大竹市 大竹油見公園	8.0	8.0	7.0	7.0	6.0
広島市 井口小学校	9.0	9.0	9.0	8.0	8.0
海田町 海田高校	14.0	13.0	13.0	11.0	10.0

(資料：広島県)

二酸化窒素濃度（NG-KN-S法）の月別変化表

(単位：ppb)

測定月 測定地点	R6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年 1月	2月	3月	最小値	最大値	平均
廿日市市役所	16.0	13.0	12.0	11.0	13.0	13.0	11.0	14.0	20.0	14.0	16.0	15.0	11.0	20.0	14.0
阿品台市民センター	10.0	9.2	8.0	8.2	5.9	6.2	7.9	9.1	11.0	7.9	14.0	10.0	5.9	14.0	9.0
さいき文化センター	4.0	6.5	5.3	5.7	6.3	5.0	3.9	5.2	15.0	8.1	3.1	8.0	3.1	15.0	6.3
浅原中央活性化センター	2.9	2.9	3.1	7.9	4.3	2.9	3.3	2.1	3.2	2.8	4.1	2.5	2.1	7.9	3.5
吉和支所複合施設	2.0	2.5	3.7	2.4	2.7	5.4	3.6	2.3	3.9	3.3	7.7	2.7	2.0	7.7	3.5
大野支所	12.0	9.8	8.3	7.3	5.9	6.3	8.9	11.0	13.0	9.4	10.0	11.0	5.9	13.0	9.4
宮島福祉センター	10.0	6.9	8.1	6.4	6.4	6.4	6.6	8.5	9.1	11.0	8.1	8.6	6.4	11.0	8.0

## 5 浮遊粒子状物質濃度測定結果

浮遊粒子状物質濃度の一時間値の年平均値推移比較表

(単位：mg/m³)

測定年度 測定局	R1	R2	R3	R4	R5
廿日市市 廿日市桂公園	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014
大竹市 大竹油見公園	0.016	0.017	0.015	0.018	0.019
広島市 井口小学校	0.017	0.018	0.016	0.015	0.015
海田町 海田高校	0.015	0.015	0.013	0.014	0.013
北広島町 北広島町	0.010	0.009	0.007	0.010	0.013

(資料：広島県)

## 6 降下ばいじん量測定結果

降下ばいじん量（デポジットゲージ法）の経年変化表

(単位 : t / km<sup>2</sup> / 月)

測定年度 測定地点	R2	R3	R4	R5	R6
廿日市市役所	1.4	1.3	1.3	1.8	4.0
大野支所	1.4	1.2	1.2	1.5	3.3
さいき文化センター	1.8	1.4	1.4	1.9	4.2
吉和支所複合施設	2.0	1.8	1.6	2.1	4.3
宮島福祉センター	1.6	1.2	1.3	1.2	2.6

降下ばいじん量の年平均推移比較表

(単位 : t / km<sup>2</sup> / 月)

測定年度 測定地点	R1	R2	R3	R4	R5
廿日市市	1.3	1.6	1.4	1.4	1.7
大竹市	1.7	1.3	1.2	1.1	1.2
広島市	1.8	1.8	-	-	-
海田町	2.7	2.1	2.7	2.6	2.0

(資料 : 広島県)

### III 水質関係

#### 1 環境基準等

(1) 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化塩素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

## ② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

## 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用する目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

## (注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

## 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

### (資料編) III 水質関係

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

#### 備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

#### (注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 〃 2～3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
  - 〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

## 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

## (注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
  - " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
  - " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## (ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

## ウ 海域

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

## 備考

- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

## 備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水 産 1 級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
" 2 級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
" 3 級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

## (2) 水質に係る環境基準の類型指定

## ① 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川（1）（前渕橋より上流で（弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	AA	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域
	玖島川（渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川（全域）	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域
可愛川	可愛川（全域）	B	イ			
御手洗川	御手洗川（全域）	B	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
太田川	太田川上流（一）（明神橋より上流）	AA	イ			
	水内川（全域）	A	イ			

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

## ② 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水域

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

### (資料編) III 水質関係

#### ③ 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
渡之瀬ダム貯水池（渡之瀬貯水池）	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

#### ④ 湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	湖沼II	ハ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池（渡之瀬貯水池）	湖沼II	二	H30. 4. 5	県	小瀬川水系の玖島川の一部 暫定目標（令和4年度） 全窒素 0.23mg/L 全りん 0.014mg/L

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

2 「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

#### ⑤ 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

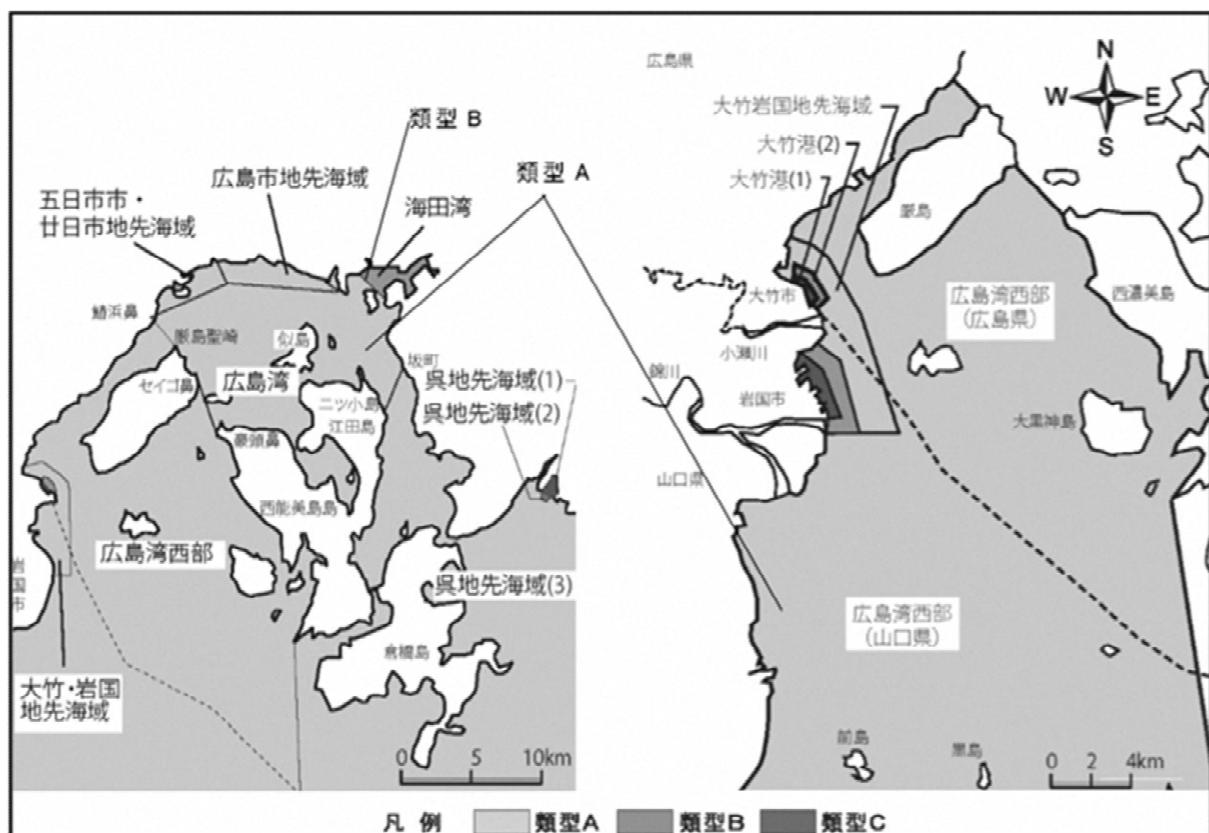
1 「イ」は、直ちに達成

## ⑥ 海域のC O Dに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該當類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
広島湾西部	海域A	イ	S45. 9. 1	国	広島湾西部水域
五日市・廿日市地先海域	海域A	ハ	S45. 10. 1	県	広島湾水域
広島湾	海域A	イ			

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 「イ」は、直ちに達成
  - 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成



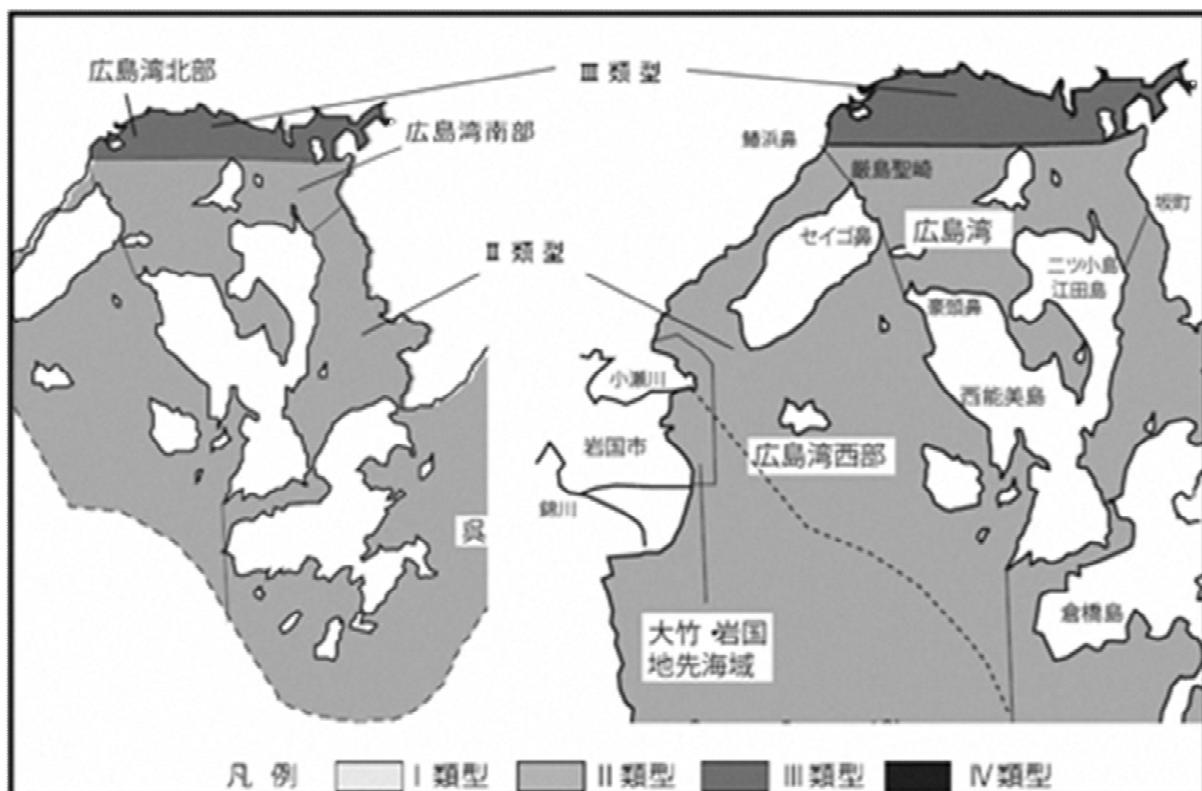
## 類型指定水域図（広島湾西部、五日市・廿日市地先海域、広島湾）

## ⑦ 海域の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
広島湾西部	海域Ⅱ	イ	H9. 4. 28	国	広島湾西部水域
広島湾北部	海域Ⅲ	イ	H9. 4. 10	県	広島湾水域
広島湾南部	海域Ⅱ	ロ			

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成



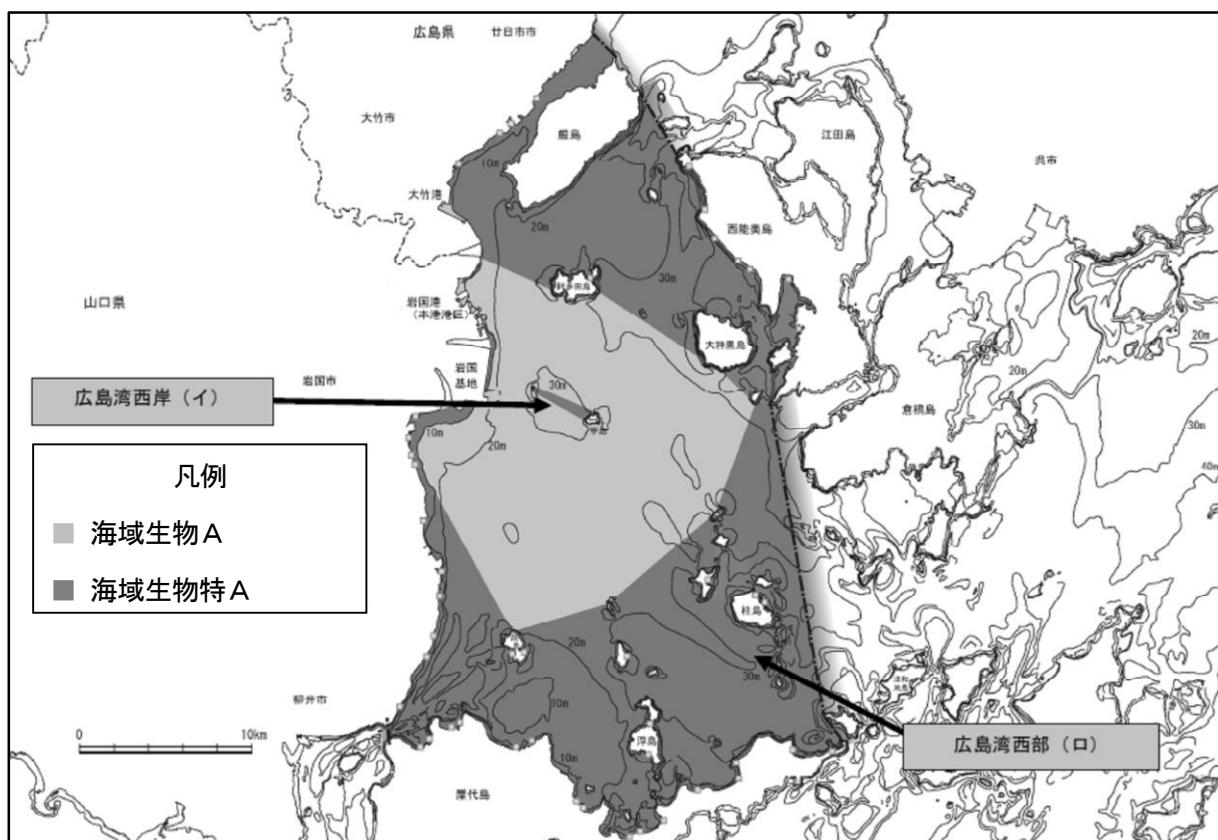
類型指定水域図（広島湾西部、広島湾北部、広島湾南部）

## ⑧ 海域の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該當類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
広島湾西部（口）	海域生物 特A	イ	H29. 5. 22	国	広島湾西部水域

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

## 1 「イ」は、直ちに達成



### 類型指定水域図（広島湾西部）

### (資料編) III 水質関係

#### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化塩素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニル）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオペンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

#### 備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

#### (4) 底質の暫定除去基準値（昭和63年環水管第127号）

項目	底質の暫定除去基準値 (底質の乾燥重量当たり)
水銀	25ppm 以上
P C B	10ppm 以上

#### (5) 水産用水基準 第8版（平成30年公益財団法人日本水産資源保護協会）

項目	基準値	
	淡水域	海域
残留塩素	検出されないこと	検出されないこと

## 2 河川水質測定項目及び測定地点

## (1) 生活環境項目等

(廿日市・佐伯地域)

地域	廿日市地域			佐伯地域		
水系	佐方川水系	可愛川水系	御手洗川水系	小瀬川水系		玖島川水系 (太田川水系)
測定地点	桂橋	今田橋	石原橋 明石橋	市野川合流 林川合流 七瀬川合流 飯山	白河川 冷川 市野川	中山川合流 泉水川合流
年間測定回数	各 6 回	各 6 回	各 6 回	各 6 回	各 1 回	各 6 回
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○	○	○	○
化学的酸素要求量 (COD)	○	○	○	○	○	○
浮遊物質量 (SS)	○	○	○	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○	○	○	○
大腸菌数	○	○	○	○	○	○
全窒素 (T-N)	○	○	○	○	○	○
全りん (T-P)	○	○	○	○	○	○

(吉和・大野・宮島地域)

地域	吉和地域	大野地域		宮島地域
水系	太田川水系	永慶寺川水系	毛保川水系	紅葉谷川水系
測定地点	西村養魚場前 清水原橋下流 中津谷川合流	高見川合流	毛保川	紅葉谷川合流
年間測定回数	各 6 回	各 6 回	各 12 回	各 6 回
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○	○
化学的酸素要求量 (COD)	○	○	○	○
浮遊物質量 (SS)	○	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○	○
大腸菌数	○	○	○	○
全窒素 (T-N)	○	○	○	○
全りん (T-P)	○	○	○	○

## (2) 健康項目

地域	廿日市地域	佐伯地域		吉和地域	大野地域	宮島地域
水系	佐方川水系	小瀬川水系		太田川水系	毛保川水系	紅葉谷川水系
測定地点 測定項目	桂橋	市野川合流	白河川 冷川 市野川	中津谷川合流	毛保川	紅葉谷川合流
年間測定回数	各1回	各1回	各1回	各1回	各2回	各1回
カドミウム	○	○	○	○	○	○
全シアン	○	○	○	○	○	○
鉛	○	○		○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○
ひ素	○	○	○	○	○	○
総水銀	○	○	○	○	○	○
アルキル水銀	○	○		○	○	○
P C B	○	○		○	○	○
ジクロロメタン	○	○		○	○	○
四塩化炭素	○	○		○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	○	○		○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	○	○		○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○		○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○		○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○		○	○	○
トリクロロエチレン	○	○		○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○		○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	○	○		○	○	○
チウラム	○	○		○	○	○
シマジン	○	○		○	○	○
チオベンカルブ	○	○		○	○	○
ベンゼン	○	○		○	○	○
セレン	○	○		○	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○		○	○	○
ふつ素	○	○		○	○	○
ほう素	○	○		○	○	○
1, 4-ジオキサン	○	○		○	○	○

## (3) 残留塩素(遊離残留塩素)

地域	廿日市地域	佐伯地域		吉和地域
水系	可愛川水系	小瀬川水系	玖島川水系 (太田川水系)	太田川水系
測定地点 測定項目	今田橋	市野川合流 七瀬川合流	中山川合流	西村養魚場前 清水原橋下流 中津谷川合流
年間測定回数	各5回	各5回	各5回	各5回
遊離残留塩素	○	○	○	○

## 3 河川生活環境項目等水質測定結果

## (1) 廿日市地域

水系	地測定点	類型	測定項目		流量 (m³/s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
			採水年月日													
佐方川水系	桂橋	-	R6. 5. 9	0.03	18.8	21.9	7.5	2.7	4.9	<1	6.9	930	4.7	0.33	-	
			R6. 7. 8	0.18	33.3	24.6	7.9	2.1	4.3	13	9.8	1,600	0.98	0.081	-	
			R6. 9. 12	0.03	32.7	29.0	9.0	1.2	4.8	1	11	990	2.6	0.32	-	
			R6. 11. 12	0.20	17.8	18.3	8.0	0.9	2.9	2	9.6	1,400	1.8	0.11	-	
			R6. 1. 7	0.04	5.0	8.0	8.5	1.8	6.0	2	13	3,200	3.0	0.34	-	
			R7. 3. 13	0.03	17.7	15.8	8.9	3.1	5.2	2	11	240	2.8	0.28	-	
			年平均	0.09	20.9	19.6	8.3	1.6	4.7	4	10	1,400	2.6	0.24	-	
	今田橋	B	75%値	-	-	-	-	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-
			R6. 5. 9	0.33	18.2	16.2	7.7	0.9	2.1	<1	9.6	150	1.4	0.043	<0.05	
			R6. 7. 8	1.24	33.3	22.0	7.5	0.9	2.7	9	9.8	760	1.2	0.041	<0.05	
可愛川水系	可愛(県)	-	R6. 9. 12	0.17	32.8	26.7	7.9	<0.5	2.4	3	8.1	610	1.0	0.053	<0.05	
			R6. 11. 12	0.57	18.1	17.9	7.6	0.6	1.8	3	9.6	96	1.4	0.036	<0.05	
			R7. 1. 14	0.21	4.1	6.5	7.7	<0.5	1.7	<1	12	52	1.1	0.036	<0.05	
			R7. 3. 13	0.27	16.7	13.0	7.6	0.9	1.6	1	11	230	1.4	0.051	<0.05	
			年平均	0.47	20.5	17.1	7.7	0.7	2.1	3	10	320	1.3	0.043	<0.05	
			75%値	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-
			R5. 4. 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	0.088	-	
	御手洗川水系	石原橋	R5. 6. 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	0.072	-	
			R5. 8. 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	0.11	-	
			R5. 10. 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	0.075	-	
	明石橋	B	R5. 12. 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	0.20	-	
			R6. 2. 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	0.13	-	
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	0.11	-	
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			R6. 5. 16	0.65	17.2	14.3	7.6	1.2	2.3	3	10	26	0.61	0.027	-	
			R6. 7. 8	1.55	31.2	21.5	7.6	0.8	2.9	8	9.7	96	0.40	0.025	-	
			R6. 9. 12	0.24	32.3	26.5	7.9	0.6	2.1	3	9.0	110	0.50	0.030	-	
	金剛寺(県)	-	R6. 11. 12	0.60	16.3	16.8	7.7	0.9	2.1	6	9.4	170	0.84	0.026	-	
			R7. 1. 14	0.25	4.1	6.5	7.6	<0.5	1.6	<1	13	88	0.44	0.019	-	
			R7. 3. 10	0.42	12.9	11.2	8.3	<0.5	2.0	2	11	2,700	0.72	0.032	-	
			年平均	0.62	19.0	16.1	7.8	0.8	2.2	4	10	530	0.59	0.027	-	
			75%値	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-
			R6. 5. 16	0.32	17.1	13.5	7.6	<0.5	1.7	4	10	54	0.50	0.021	-	
			R6. 7. 8	0.52	27.9	21.1	7.5	0.7	2.2	5	9.7	37	0.52	0.026	-	
	玖島川水系	中山川合流	R6. 9. 12	0.08	31.0	24.1	7.6	0.7	2.3	4	8.4	130	0.43	0.025	-	
			R6. 11. 12	0.23	17.1	15.6	7.6	0.6	1.7	4	9.6	95	0.87	0.019	-	
			R7. 1. 14	0.10	4.1	6.0	7.8	<0.5	1.4	<1	12	22	0.25	0.015	-	
			R7. 3. 10	0.23	12.2	9.0	7.6	<0.5	2.6	3	11	20	0.48	0.023	-	
			年平均	0.25	18.2	14.9	7.6	0.6	2.0	4	10	60	0.51	0.022	-	
			75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-
			R5. 4. 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	0.091	-	
	佐伯地域	A	R5. 6. 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	0.043	-	
			R5. 8. 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	0.087	-	
			R5. 10. 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.031	-	
			R5. 12. 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	0.14	-	
			R6. 2. 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	0.095	-	
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	0.081	-	
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 数値の網掛けは、当該類型の基準値を上回ることを示す（以下同じ。）。

## (2) 佐伯地域

水系	地測定点	類型	測定項目		流量 (m³/s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
			採水年月日													
玖島川水系	中山川合流	A	R6. 5. 8	2.86	16.3	14.5	7.5	<0.5	1.9	5	11	270	0.62	0.042	<0.05	
			R6. 7. 9	-	27.8	21.1	7.3	0.7	1.6	3	8.5	110	0.42	0.031	<0.05	
			R6. 9. 9	2.59	34.1	25.3	7.5	0.8	1.9	<1	8.6	650	0.25	0.033	<0.05	
			R6. 11. 18	1.99	11.8	14.5	7.5	<0.5	1.4	<1	10	280	0.40	0.032	<0.05	
			R7. 1. 14	1.35	7.0	5.8	7.6	<0.5	1.5	<1	13	140	0.36	0.023	<0.05	
			R7. 3. 10	2.37	14.2	8.6	7.4	<0.5	1.4	<1	11	11	0.54	0.029	<0.05	
			年平均	2.20	18.5	15.0	7.5	0.6	1.6	2	10	240	0.43	0.032	<0.05	
			75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料編) III 水質関係

(佐伯地域続き)

水系	地測定	類型	測定項目		流量 (m³/s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
			採水年月日													
玖島川水系	泉州川合流	A	R6.5.8	1.72	16.1	14.2	7.5	0.6	2.0	7	10	320	0.45	0.030	-	
			R6.7.9	3.28	30.4	20.2	7.4	0.6	1.6	3	10	150	0.14	0.028	-	
			R6.9.9	1.58	31.5	24.5	7.6	1.2	1.9	<1	8.4	500	0.13	0.022	-	
			R6.11.18	0.88	11.0	14.5	7.5	0.5	1.4	<1	10	100	0.21	0.019	-	
			R7.1.14	0.63	7.1	6.3	7.9	0.7	1.5	<1	13	18	0.18	0.014	-	
			R7.3.10	1.33	14.0	9.4	7.4	0.7	1.1	<1	11	5	0.38	0.018	-	
			年平均	1.60	18.4	14.9	7.6	0.7	1.6	2	10	180	0.25	0.022	-	
	渡ノ瀬貯水池流入前	-	75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-
			R5.4.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.74	0.025	-	
			R5.6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.53	0.021	-	
小瀬川水系	渡ノ瀬ダム貯水池	湖沼II	R5.8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.46	0.023	-	
			R5.10.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.43	0.030	-	
			R5.12.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.60	0.032	-	
			R6.2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.70	0.033	-	
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.58	0.027	-	
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市野川合流	AA	R5.4.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.60	0.029	-	
			R5.6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.87	0.049	-	
			R5.8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.27	0.013	-	
			R5.10.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	0.056	-	
			R5.12.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.50	0.017	-	
			R6.2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.67	0.018	-	
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.96	0.030	-	
	市野川	AA	75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			R6.7.9	0.65	29.9	20.1	7.4	0.5	1.7	<1	9.1	7	0.35	0.009	-	
	冷川	AA	年平均	0.65	29.9	20.1	7.4	0.5	1.7	<1	9.1	7	0.35	0.009	-	
			R6.7.9	0.78	29.5	19.9	7.4	1.3	2.5	3	9.4	86	0.15	0.010	-	
	白河川	AA	年平均	0.78	29.5	19.9	7.4	1.3	2.5	3	9.4	86	0.15	0.010	-	
	林川合流	-	R6.7.9	0.35	27.5	18.9	7.0	0.6	2.0	<1	9.7	120	0.17	0.009	-	
			年平均	0.35	27.5	18.9	7.0	0.6	2.0	<1	9.7	120	0.17	0.009	-	
			R6.5.8	0.36	15.7	14.4	7.3	0.5	2.2	4	9.4	130	0.96	0.055	-	
			R6.7.9	1.13	30.5	20.5	7.2	1.4	1.9	6	9.2	86	0.65	0.040	-	
			R6.9.9	0.48	31.6	24.6	7.3	0.6	2.0	2	8.6	380	0.31	0.038	-	
			R6.11.18	0.47	12.2	14.7	7.4	<0.5	1.7	1	11	730	0.38	0.033	-	
			R7.1.14	0.33	3.7	5.8	7.5	<0.5	1.6	<1	13	660	0.45	0.042	-	
	七瀬川合流	AA	R7.3.10	0.27	14.3	9.1	7.4	0.8	1.8	<1	11	360	0.80	0.035	-	
			年平均	0.51	18.0	14.9	7.4	0.7	1.9	3	10	390	0.59	0.041	-	
			75%値	-	-	-	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
			R6.5.8	6.91	15.7	12.2	7.2	<0.5	1.5	1	10	3,100	0.15	0.014	<0.05	
			R6.7.9	8.45	30.4	19.7	7.2	0.8	1.7	<1	10	23	0.17	0.009	<0.05	
			R6.9.9	2.94	33.5	22.8	7.4	0.6	1.6	<1	9.0	33	0.37	0.016	<0.05	
			R6.11.18	3.15	12.0	13.6	7.5	<0.5	1.4	<1	10	72	0.07	0.015	<0.05	
	飯山	AA	R7.1.14	2.48	7.0	3.8	7.4	<0.5	1.3	<1	13	1	0.24	0.014	<0.05	
			R7.3.10	4.75	11.0	5.8	7.1	<0.5	1.7	<1	12	4	0.34	0.014	<0.05	
			年平均	4.80	18.3	12.9	7.3	0.6	1.5	1	11	540	0.22	0.014	<0.05	
			75%値	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-
			R6.5.8	0.33	11.7	11.2	7.1	0.9	3.2	5	9.8	18	0.48	0.078	-	
			R6.7.9	0.41	23.1	18.0	7.2	1.0	3.0	4	10	70	0.46	0.039	-	
			R6.9.9	0.22	27.1	20.1	7.2	1.9	3.5	1	8.5	700	0.78	0.080	-	
	R6.11.18	AA	R6.11.18	0.17	8.1	11.1	7.4	0.7	3.7	7	10	290	0.77	0.081	-	
			R6.1.14	0.43	2.9	3.8	7.0	0.9	2.9	6	12	38	0.62	0.075	-	
			R7.3.10	0.30	7.2	4.6	7.1	0.7	2.8	4	12	27	0.36	0.036	-	
	年平均	AA	年平均	0.31	46.7	11.5	7.2	1.0	3.2	5	10	190	0.58	0.065	-	
			75%値	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-

## (3) 吉和地域

水系	地測定	類型	測定項目		流量 (m³/s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
			採水年月日													
太田川水系	西村養魚場前	AA	R6. 5. 8	-	14.3	12.2	7.4	0.6	1.7	<1	2	10	28	0.25	0.017	<0.05
			R6. 7. 9	-	25.8	18.6	7.2	1.1	1.3	<1	9.2	130	0.30	0.010	<0.05	
			R6. 9. 9	-	28.6	20.5	7.6	0.9	1.1	<1	9.8	72	0.16	0.017	<0.05	
			R6. 11. 18	-	12.0	10.2	7.2	<0.5	1.6	<1	10	270	0.19	0.015	<0.05	
			R7. 1. 22	-	9.6	5.0	7.7	0.8	1.0	<1	13	2	0.25	0.014	<0.05	
			R7. 3. 10	-	3.5	4.1	7.3	<0.5	1.5	<1	12	6	0.42	0.024	<0.05	
			年平均	-	15.6	11.8	7.4	0.7	1.4	1	11	85	0.26	0.016	<0.05	
			75%値	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	
	中津谷川合流	AA	R6. 5. 8	4.28	13.9	11.0	7.3	<0.5	2.0	<1	10	190	0.21	0.016	<0.05	
			R6. 7. 9	3.94	27.3	18.4	7.2	0.5	1.6	<1	9.8	180	0.26	0.016	<0.05	
			R6. 9. 9	2.43	30.0	20.2	7.5	0.6	1.2	<1	9.2	100	0.12	0.018	<0.05	
			R6. 11. 18	2.34	10.2	11.6	7.4	0.7	1.6	<1	11	120	0.19	0.014	<0.05	
			R7. 1. 22	2.34	8.0	4.3	7.4	<0.5	0.9	<1	12	3	0.35	0.012	<0.05	
			R7. 3. 10	4.41	3.5	4.2	7.2	0.6	1.1	<1	12	9	0.17	0.016	<0.05	
			年平均	3.30	15.5	11.6	7.3	0.6	1.4	1	11	100	0.22	0.015	<0.05	
	清水原橋下流	AA	75%値	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-	
			R6. 5. 8	0.66	12.4	10.4	7.3	<0.5	2.0	1	11	23	0.35	0.024	<0.05	
			R6. 7. 9	0.68	24.0	17.2	7.3	0.9	1.9	1	11	110	0.38	0.016	<0.05	
			R6. 9. 9	0.55	25.5	19.0	7.4	0.6	1.7	<1	8.9	46	0.56	0.039	<0.05	
			R6. 11. 18	0.55	8.1	11.1	7.5	0.9	2.4	<1	12	83	0.21	0.031	<0.05	
			R7. 1. 22	0.39	5.6	4.3	7.3	<0.5	2.1	<1	12	16	0.67	0.060	<0.05	
			R7. 3. 10	0.82	4.0	4.5	7.2	<0.5	1.6	<1	12	10	0.40	0.029	<0.05	
			年平均	0.61	13.3	11.1	7.3	0.7	2.0	1	11	48	0.43	0.033	<0.05	
			75%値	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	

## (4) 大野地域

水系	地測定	類型	測定項目		流量 (m³/s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
			採水年月日													
永慶寺川水系	高見川合流	B	R6. 5. 9	0.22	18.3	15.5	7.2	<0.5	1.9	<1	9.3	42	0.58	0.035	-	
			R6. 7. 8	0.65	35.1	21.1	7.3	0.5	2.4	2	10	250	0.56	0.013	-	
			R6. 9. 12	0.07	32.7	28.0	7.9	0.6	2.5	<1	9.6	130	0.66	0.049	-	
			R6. 11. 12	0.26	17.4	16.9	7.4	1.0	1.3	<1	9.4	270	0.58	0.025	-	
			R7. 1. 7	0.02	6.8	9.1	8.1	<0.5	1.5	<1	13	86	0.78	0.038	-	
			R7. 3. 13	0.09	15.0	12.5	7.4	0.9	1.5	<1	11	1,300	0.48	0.062	-	
			年平均	0.22	20.9	17.2	7.6	0.7	1.9	1	10	350	0.61	0.037	-	
	下浜(県)	-	75%値	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	
			R5. 4. 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	0.039	-	
			R5. 6. 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.038	-	
			R5. 8. 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.044	-	
			R5. 10. 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.026	-	
			R5. 12. 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	0.032	-	
			R6. 2. 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	0.028	-	
毛保川水系	毛保川	-	年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.035	-	
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			R6. 4. 15	0.17	22.3	14.0	7.6	0.6	1.8	<1	11	78	0.19	0.029	-	
			R6. 5. 9	0.24	17.1	15.0	7.5	0.5	1.6	<1	11	30	0.51	0.005	-	
			R6. 6. 13	0.27	26.1	20.0	7.7	1.1	2.0	<1	9.0	68	0.22	0.011	-	
			R6. 7. 8	0.64	34.6	21.4	7.4	0.6	1.7	1	9.3	72	0.50	0.013	-	
			R6. 8. 19	0.08	32.0	23.9	8.0	1.6	2.1	<1	10	260	0.47	0.015	-	
			R6. 9. 12	0.04	31.9	29.3	8.4	<0.5	1.2	<1	9.6	180	0.17	0.012	-	
			R6. 10. 15	0.08	26.4	20.3	8.1	0.8	2.2	<1	10	43	0.14	0.012	-	
			R6. 11. 12	0.24	17.4	16.4	7.5	0.6	1.5	<1	9.8	22	0.41	0.010	-	
			R6. 12. 9	0.07	12.1	8.7	7.7	<0.5	1.4	<1	12	19	0.16	0.017	-	
			R7. 1. 7	0.08	4.5	8.0	8.2	<0.5	1.2	<1	12	4	0.08	0.007	-	
			R7. 2. 6	0.06	4.7	6.9	7.6	<0.5	1.0	<1	13	8	0.27	0.009	-	
			R7. 3. 13	0.08	14.6	12.1	7.6	0.6	1.8	<1	12	50	0.18	0.014	-	
			年平均	0.10	13.3	12.1	7.8	0.7	1.5	1	11	70	0.28	0.013	-	
			75%値	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-	

### (資料編) III 水質関係

#### (5) 宮島地域

水系	地測定	類型	測定項目	流量 (m³/s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
			採水年月日												
紅葉谷川水系	紅葉谷川合流	-	R6.5.9	0.06	16.5	14.0	7.3	<0.5	2.3	<1	11	110	0.29	0.009	-
			R6.7.8	0.15	33.6	21.1	7.3	0.7	2.1	<1	10	210	0.09	0.013	-
			R6.9.12	<0.01	31.9	27.5	8.6	<0.5	2.3	<1	9.8	5,200	0.13	0.011	-
			R6.11.12	0.10	16.8	15.1	7.4	0.9	1.9	<1	9.8	180	0.16	0.010	-
			R7.1.7	0.02	6.6	6.8	7.9	<0.5	1.7	<1	12	460	0.25	0.012	-
			R7.3.13	0.02	15.1	12.1	7.4	0.6	1.9	<1	11	72	0.30	0.012	-
			年平均	0.06	20.1	16.1	7.7	0.6	2.0	<1	11	1,000	0.20	0.011	-
			75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-

#### 4 河川健康項目水質測定結果

(単位:mg/L)

測定項目	測定地点		佐方川水系	小瀬川水系				太田川水系		毛保川水系		紅葉谷川水系	
	桂橋	市野川合流	市野川	冷川	白河川	中津谷川合流	毛保川		紅葉谷川合流		紅葉谷川合流		
採水年月日	R6.7.8	R6.7.9	R6.7.8	R7.1.7	R6.7.8								
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
鉛	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
P C B	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
チウラム	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
シマジン	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.67	0.28	-	-	-	-	0.22	0.16	0.08	0.08	0.08	0.08	
ふっ素	<0.08	<0.08	-	-	-	<0.08	0.18	0.26	0.13	0.26	0.13	0.13	
ほう素	0.01	0.04	-	-	-	<0.01	0.01	0.04	0.02	0.04	0.02	0.02	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

#### 5 河川要監視項目水質測定結果

(単位:mg/L)

測定項目	測定地点	
	可愛川水系	御手洗川水系
採水年月日	R7.1.14	R7.1.14
P F O S · P F O A	0.00000013	0.0000008

## 6 海域水質・底質測定項目及び測定地点

## (1) 水質(生活環境項目)

測定項目 測定地点	大野瀬戸東	
採水地点	表層	中層
年間測定回数	各2回(7月、1月)	
水素イオン濃度(pH)	○	○
化学的酸素要求量(COD)	○	○
浮遊物質量(SS)	○	○
溶存酸素量(DO)	○	○
大腸菌数	○	○
n-ヘキサン抽出物質	○	
全窒素(T-N)	○	○
全りん(T-P)	○	○

## (2) 底質

測定項目 測定地点	大野瀬戸東	広島湾西部21
年間測定回数	各1回(1月)	各1回(1月)
水素イオン濃度(pH)	○	○
化学的酸素要求量(COD)	○	○
硫化物	○	○
強熱減量	○	○
カドミウム	○	○
鉛	○	○
総クロム	○	○
ひ素	○	○
総水銀	○	○
アルキル水銀	○	○
PCB	○	○
銅	○	○
亜鉛	○	○
鉄	○	○
マンガン	○	○
ニッケル	○	○

## 7 海域水質測定結果

地點 測定 点	地 探 水	類 型	測定項目	水温 (°C)	水深 (m)	透明度 (m)	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	
			採水年月日												
大野瀬戸東	表層	A II	R6.7.24	30.4	28.3	14.5	2.6	8.3	3.9	3	7.2	160	<0.5	0.24	0.024
			R7.1.31	6.8	10.7	14.1	3.5	8.1	2.3	2	9.3	<1	<0.5	0.39	0.068
		年平均	18.6	19.5	14.3	3.1	8.2	3.1	3	8.3	160	<0.5	0.32	0.046	
	中層	A II	R6.7.24	30.4	27.8	14.5	2.6	8.3	3.5	2	7.6	240	-	0.19	0.021
			R7.1.31	6.8	11.2	14.1	3.5	8.1	1.8	4	9.2	1	-	0.16	0.027
		年平均	18.6	19.5	14.3	3.1	8.2	2.7	3	8.4	121	-	0.18	0.024	

## 8 海域底質測定結果

測定地点	測定項目 採泥年月日	気温	泥温	水深	p H	C O D	硫化物	強熱減量	カドミウム	鉛	総クロム
		(°C)	(°C)	(m)		(mg/L)	(mg/g)	(%)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)
大野瀬戸東	R7.1.31	6.8	12.0	14.1	7.5	52	0.71	12.5	0.79	49	44
広島湾西部21	R7.1.31	7.6	12.5	33.1	7.6	19	0.18	10.0	0.16	21	33
測定地点	測定項目 採泥年月日	ひ素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル 水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	鉄 (mg/kg)	マンガン (mg/kg)	ニッケル (mg/kg)	
		9.4	0.04	<0.01	<0.01	50	340	48000	620	22	
大野瀬戸東	R7.1.31	2.8	0.01	<0.01	<0.01	21	130	23000	510	19	
広島湾西部21	R7.1.31										

## IV 騒音・振動関係

### 1 環境基準等

#### (1) 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

##### ① 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

##### ② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

- 1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

##### ③ 幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

## ④ その他

- ア 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。  
イ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

## (2) 騒音に係る環境基準の地域の類型指定（平成24年廿日市市告示第78号）

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域 (一部地域を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、吉和地域の一部

## (3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

## 備考

- 1 環境基準は、午前6時から午後12時までの間  
の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

## (4) 新幹線騒音に係る環境基準の地域の類型指定（昭和52年広島県告示第406号）

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m(橋りょう構造に係る部分については、400m)以内の地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

## (5) 自動車騒音の限度（平成12年総理府令第15号、平成24年廿日市市告示第75号）

区域の区分	区域の範囲	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
		近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域(一部地域を除く。)	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、吉和地域の一部	車線を有する道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

## (注)

- 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。  
2 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車

道部分をいう。

- 3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。
- 4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(6) 特定工場等における騒音の規制基準（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第35条、昭和48年広島県告示第171号、平成24年廿日市市告示第75号）

種別	区域の区分 地域	時間の区分	許容限度	
			騒音規制法	広島県条例
第1種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	朝（6時～8時）	45 デシベル	45 デシベル
		昼間（8時～18時）	50 デシベル	50 デシベル
		夕（18時～22時）	45 デシベル	45 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	朝（6時～8時）	50 デシベル	50 デシベル
		昼間（8時～18時）	55 デシベル	55 デシベル
		夕（18時～22時）	50 デシベル	50 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	45 デシベル	45 デシベル
第3種地域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域	朝（6時～8時）	60 デシベル	65 デシベル
		昼間（8時～18時）	60 デシベル	65 デシベル
		夕（18時～22時）	60 デシベル	65 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	50 デシベル	55 デシベル
第4種地域	工業地域及びこれに相当する地域	朝（6時～8時）	70 デシベル	70 デシベル
		昼間（8時～18時）	70 デシベル	70 デシベル
		夕（18時～22時）	70 デシベル	70 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	60 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 2 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域をいう。

(7) 騒音関係特定施設（騒音規制法施行令第1条、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第34条）

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
1 金属加工機械			
	イ 圧延機械	定格出力の合計が22.5 kW以上のもの	回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械
	ロ 製管機械	すべての施設	円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	定格出力の合計が3.75 kW以上のもの	金属材料の曲げを行う機械の総称

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
1 金属加工機械（続き）			
	ニ 液圧プレス（矯正 プレスを除く）	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294 kN以上のもの	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ヘ セン断機	定格出力の合計が3. 75 kW以上のもの	一対のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
	ト 焼造機	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	チ ワイヤーフォーミ ングマシン	すべての施設	線材又は針金を加工する機械
	リ ブラスト（タンブラ スト以外のものであっ て密閉式を除く）	すべての施設	鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	ヌ タンブラー	すべての施設	鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
	ル 切断機（条例名 称：高速度切断機）	といしを用いるものに 限る	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
	ヲ やすり目立機		刃の連続的な上下運動により、なまし鉄（棒）にやすり目を刻む機械
	ワ 旋盤		工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
	カ 型削盤		小型工作物の平面を切削する機械（テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。）
	ヨ 平削盤		長大な平面を切削するのに用いる機械（水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。）
	タ 金属研磨機（移動 式のものを除く）		といしを工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
2 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機で、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、定格出力が7. 5 kW以上のもの。 送風機で、定格出力が7. 5 kW以上のもの。	定格出力が7. 5 kW未満3. 75 kW以上のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するものが圧縮機
3 土石用又は鉱物用の破 碎機、摩碎機、ふるい及び 分級機	定格出力が7. 5 kW 以上のもの		【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩碎機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎等に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4 織機（原動機を用いるも のに限る）	すべての施設		繊維糸を織物として織り上げる機械

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
5 建設用資材製造機械			
イ コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除く）	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの		コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量づつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が、200kg以上のもの		機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
6 穀物用製粉機（ロール式のものに限る）	定格出力が7.5kW以上のもの		小麦等を粉碎する機械
7 木材加工機械			
イ ドラムバーカー	すべての施設		ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
ロ チッパー	定格出力が2.25kW以上のもの		バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
ハ 碎木機	すべての施設		砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
ニ 蒂のこ盤	定格出力が製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のものの	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの	エンドレスの蒂状のこを高速回転させ木材を切断する機械
ホ 丸のこ盤	定格出力が製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のものの	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの	丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
ヘ かんな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの	木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8 抄紙機	すべての施設		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る）	すべての施設		印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10 合成樹脂用射出成形機	すべての施設		加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
11 錄型造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設		録物砂を型に入れ振動で突き固め錄型を造る機械
12 ダイカストマシン		すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に圧し込んで鋳造する機械

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
13 オシレートコンペア		すべての施設	未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンペア
14 電動発電機		すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置（鋳物溶解の熱源として使用）

(8) 特定建設作業騒音規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、昭和48年広島県告示第171号、平成24年廿日市市告示第75号）

特 定 建 設 作 業 の 区 分	音の大きさ の許容限度	禁 止 さ れ る 作 業 時 間	1 日 の 作 業 の許容時間	連 続 作 業 の 許容時間	休 日 作 業 の 禁 止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機の使用作業	85 デシベル	(第1号区域) 午後7時から 翌日の 午前7時まで  (第2号区域) 午後10時から 翌日の 午前6時まで	(第1号区域) 10時間  (第2号区域) 14時間	6日以内	日曜日その他 の休日には行 わないこと
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
バックホウを使用する作業					
トラクターショベルを使用する作業					
ブルドーザーを使用する作業					
備考					

- 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の指定区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の騒音の指定区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは、この基準を適用しない。

(9) 騒音関係特定建設作業（騒音規制法施行令第2条、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第41条）

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーナーと併用する作業を除く）	【くい打機】既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
2 びょう打機を使用する作業	鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業
3 削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	空気圧縮機から送られた圧縮空気を動力としてコンクリートに穴をあける「のみ」を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版の取り壊し等を行う作業
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）	コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業	ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業	掘削された土砂をダンプトラック等に積み込む作業
8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業	土砂の掘削、押土等を行う作業

(10) 道路交通振動の限度（振動規制法施行規則第12条、昭和53年広島県告示第58号、平成24年廿日市市告示第76号）

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	
		昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～翌7時)
第1種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域	70 デシベル	65 デシベル

#### 備考

- 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 3 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

(11) 特定工場等における振動の規制基準（昭和53年広島県告示第58号、平成24年廿日市市告示第76号）

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	許容限度
第1種区域	騒音規制地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域（永原、峠、友田、河津原及び津田の地域を除く。）に属する区域の範囲	昼間（7時～19時）	60 デシベル
		夜間（19時～翌7時）	55 デシベル
第2種区域	騒音規制地域の区域の区分が第3種区域（永原、友田、河津原及び津田の地域を除く。）及び第4種区域（峠の地域を除く。）に属する区域の範囲	昼間（7時～19時）	65 デシベル
		夜間（19時～翌7時）	60 デシベル

(12) 振動関係特定施設（振動規制法施行令第1条）

特定施設の名称	規模又は能力	用途
1 金属加工機械		
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く）	すべての施設 水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
	ロ 機械プレス	すべての施設 被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ハ せん断機	定格出力が1 kW以上のもの 一対のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
	二 鍛造機	すべての施設 金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	ホ ワイヤーフォーミングマシン	定格出力が37.5 kW以上のもの 線材又は針金を加工する機械
		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、圧縮機で、原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの 送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機
4 織機（原動機を用いるものに限る）	すべての施設	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩碎機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎等に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートブロックマシン	定格出力の合計が2.95 kW以上のもの 練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	ロ コンクリート管製造機械	定格出力の合計が10 kW以上のもの コンクリートを管状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な管を造る機械
	ハ コンクリート柱製造機械	定格出力の合計が10 kW以上のもの コンクリートを柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱を造る機械

特定施設の名称	規模又は能力	用 途
6 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべての施設 ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	定格出力が2. 2 kW以上のもの バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
7 印刷機械（原動機を用いるものに限る）	定格出力が2. 2 kW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30 kW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
9 合成樹脂用射出成形機	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
10 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設	鑄物砂を型に入れ振動で突き固め鑄型を造る機械

(13) 特定建設作業振動規制基準（振動規制法施行規則第11条、昭和53年広島県告示第58号、平成24年廿日市市告示第76号）

特 定 建 設 作 業 の 区 分	音の大きさ の許容限度	禁 止 さ れ る 作 業 時 間	1 日 の 作 業 の許容時間	連 続 作 業 の 許容時間	休 日 作 業 の 禁 止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機の使用作業	75 デシベル	(第1号区域) 午後7時から 翌日の 午前7時まで	(第1号区域) 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		(第2号区域) 午後10時から 翌日の 午前6時まで	(第2号区域) 14時間		
舗装版破碎機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					

## 備考

- 1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の指定区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは、この基準を適用しない。

(14) 振動関係特定建設作業（振動規制法施行令第2条）

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	【くい打機】既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2～3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業

(15) 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制（広島県生活環境の保全等に関する条例第55～60条）

項目	内 容	適用除外
音響機器音 (第五十五条)	指定地域内においては、規制基準を超える音響機器音（警音器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器から発生する騒音）を発してはならない。 ※規制基準値は（16）参照	条例第58条 1 法令により認められた事項のためにするとき（公職選挙法に基づく街頭演説、緊急用車両のサイレン等）。 2 広報その他で公共のためにするとき（公共交通機関の利用客に対する案内や放送、火災の警鐘等）。 3 時報（午後11時から午前5時までの間に報じるものを除く）のためにするとき。 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき。
学校等周辺における騒音 (第五十六条)	学校・図書館・児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない（指定地域の内外を問わず適用）。	1 条例第56条 指定地域内の騒音関係特定事業場、特定建設作業、音響機器から発生する騒音を除く。 2 条例第58条 (音響機器音の項に同じ)
深夜騒音 (第五十七条)	午後11時から午前5時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない（指定地域の内外を問わず適用）。	
拡声放送に関する規制 (五十九条)	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者について適用（指定地域の内外を問わず適用）。 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 繰続時間 1時間につき45分を超えないこと（移動して行う場合を除く）。	

項目	内 容	適用除外
(五十九条) 拡声放送に関する規制	3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと。 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと。	
(第六十条) 風俗営業等の営業者に関する規制	風俗営業・興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない（指定地域の内外を問わず適用）。	

## (16) 音響機器音の規制基準（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第45条）

種 別	地 域	区域の区分	時間の区分	許容限度
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	朝（5時～8時）	45 デシベル	
		昼間（8時～19時）	50 デシベル	
		夕（19時～23時）	45 デシベル	
		夜間（23時～翌5時）	45 デシベル	
第2種区域	(1) 第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域 (2) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	朝（5時～8時）	55 デシベル	
		昼間（8時～19時）	65 デシベル	
		夕（19時～23時）	55 デシベル	
		夜間（23時～翌5時）	50 デシベル	
第3種地域	第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝（5時～8時）	65 デシベル	
		昼間（8時～19時）	75 デシベル	
		夕（19時～23時）	65 デシベル	
		夜間（23時～翌5時）	60 デシベル	

## 備考

- 1 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、この表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。
- 2 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物（現に、人が起居し、または業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10mの位置）とする。
- 3 「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域をいう。

## 2 騒音・振動関係特定施設の届出状況

特定施設	届出の種類		騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音）		振動規制法	
	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数
金属加工機械	142	23	169	28	100	20		
空気圧縮機・送風機	677	85	232	51	271	63		
土石・鉱物用破碎機等	14	4	—	—	16	4		
織機	0	0	—	—	0	0		
建設用資材製造機械	6	4	2	1	2	2		
穀物用製粉機	0	0	—	—	—	—		
木材加工機械	263	37	136	32	23	13		
抄紙機	0	0	—	—	—	—		
印刷機械	70	11	—	—	39	5		
ゴム練用等のロール機	—	—	—	—	0	0		
合成樹脂用射出成形機	22	3	—	—	16	3		
鋳型造型機	0	0	—	—	0	0		
ダイカストマシン	—	—	0	0	—	—		
オシレートコンベア	—	—	0	0	—	—		
電動発電機	—	—	4	0	—	—		
合 計	1,194	167	543	112	467	110		

(令和7年3月末現在)

## 3 騒音測定結果

測定年月日		令和6年12月16日(月)～12月17日(火)						
測定場所		廿日市市下平良365-1						
路線名		一般国道2号(道路端)						
測定時間帯	時間区分	騒音レベル(dB)						
		等価騒音レベル	時間率騒音レベル				騒音レベル最大	
		$L_{Aeq}$	$L_{A5}$	$L_{A10}$	$L_{A50}$	$L_{A90}$	$L_{A95}$	
12:00	昼間	73.0	79	77	68	61	59	87
13:00		72.7	78	77	70	61	60	84
14:00		73.6	79	78	70	61	59	85
15:00		74.0	79	78	71	62	60	84
16:00		74.3	79	78	72	63	61	86
17:00		73.7	78	77	72	63	62	84
18:00		74.0	79	78	72	63	61	87
19:00		73.0	79	77	69	60	58	83
20:00		72.7	79	77	67	57	55	87
21:00		71.0	78	75	64	55	53	88
22:00	夜間	69.5	76	73	61	51	49	85
23:00		67.1	74	70	58	48	46	89
24:00		67.7	75	70	58	48	46	80
1:00		65.7	72	67	55	45	45	84
2:00		65.5	71	67	55	44	43	87
3:00		66.3	73	68	56	46	44	84
4:00		68.7	76	72	60	50	48	88
5:00		71.6	79	76	65	56	53	82
6:00		75.1	81	79	73	63	61	83
7:00		75.6	80	79	74	65	63	80
8:00	昼間	75.2	80	79	73	64	63	81
9:00		74.0	79	78	71	62	61	82
10:00		73.9	79	78	71	62	60	80
11:00		73.6	79	78	70	62	60	80
昼間		74	—	—	—	—	—	88
夜間		68	—	—	—	—	—	89

(注)

- 1 時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求めめる。 $L_{Amax}$ は、時間区分ごとの最大値。

## 4 交通量調査結果

調査年月日		令和6年12月16日（月）～12月17日（火）																			
調査場所		廿日市市下平良365-1																			
路線名		一般国道2号線																			
調査時刻	方向別	交通量（台／10分間）														大型車混入率 (%)					
		上り（大竹→広島方面）				下り（広島→大竹方面）				上下線計											
		大型I	大型II	小型	二輪	上り計	大型I	大型II	小型	二輪	下り計	大型I	大型II	小型	二輪	合計	上り	下り	平均		
		昼 間	12:00	11	0	148	0	159	12	0	146	0	158	23	0	294	0	317	7	8	8
		夜 間	16:00	21	0	195	0	216	23	0	181	0	204	44	0	376	0	420	10	11	10
		夜 間	0:00	10	0	62	0	72	12	0	51	0	63	22	0	113	0	135	14	19	16
		夜 間	2:00	5	0	43	0	48	4	0	42	0	46	9	0	85	0	94	10	9	10

## 5 航空機騒音

測定場所	結果項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大元公園	Ldenの平均値 (WECPNLの平均値)	42.2 (54.9)	44.0 (56.4)	42.6 (54.8)	43.7 (56.1)	41.8 (54.4)
	1日当たりの平均騒音発生回数	2	3	2	2	2
	年間騒音発生回数	615	914	716	890	647
八坂公園	Ldenの平均値 (WECPNLの平均値)	42.2 (54.1)	44.0 (56.3)	42.5 (54.9)	43.6 (55.9)	42.9 (54.9)
	1日当たりの平均騒音発生回数	2	4	3	3	2
	年間騒音発生回数	720	1279	987	1202	872

出典：中国四国防衛局ホームページ（「岩国飛行場周辺の航空機騒音状況」を一部抜粋・加工して作成）

（[https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/090\\_juutakubouon/04\\_souonjokyo/index01iwakuni.htm](https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/090_juutakubouon/04_souonjokyo/index01iwakuni.htm)）

※ 数値は速報値です。後日、修正されることがありますので、データ利用の際はご注意ください。

※ 各測定場所の詳細データについては、中国四国防衛局ウェブサイトをご覧ください。

## V 化学物質関係

### 1 環境基準等

(1) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

媒 体	基 準 値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水質の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水質の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

#### 備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラジオキシン（TCDD）の毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250 pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 7 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

(2) ダイオキシン類（大気）排出基準（排出ガスに係るもの）（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2）

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

特定施設の種類・規模	許容限度	
	新設施設	既存施設
1 焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0.1	1
2 製鋼の用に供する電気炉	0.5	5
3 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	1	10
4 アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	1	5
5 廃棄物焼却炉	焼却能力4t／時間以上	0.1
	焼却能力2t／時間以上4t／時間未満	1
	焼却能力2t／時間未満	5

#### 備考

- 1 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

#### (注)

- 1 基準適用場所は各排出口（各煙突）とする。
- 2 酸素濃度の補正は、焼結炉にあっては15%、廃棄物焼却炉にあっては12%とする。
- 3 既存施設とは、平成12年1月14日までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、平成9年12月2日以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉（火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg／時間以上のものに限る。）については新設施設とする。
- 4 廃棄物焼却炉の規模は、施設全体の規模ではなく焼却炉（燃焼室）の規模とする。

## (3) ダイオキシン類（大気）関係特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条）

特定施設の種類	施設の規模
1 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2 製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び、乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4 アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの。溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
5 廃棄物焼却炉	火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であること。

(注)

- 火床面積とは、炉の床面積をいい、炉の形が上方へ広くなっていく場合等は投影面積とする。廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計とする。
- 1つの廃棄物焼却施設について、2以上の廃棄物焼却炉がある場合、火床または焼却能力については、合計するものとする。

## (4) ダイオキシン類（水質）排出基準（排出水に係るもの）（ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2）

(単位：p g - T E Q / L)

特定施設の種類	許容限度
1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7 カプロラクタムの製造（塩化二トロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	
イ 硫酸濃縮施設　口 シクロヘキサン分離施設　ハ 排ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	
イ 硫酸濃縮施設	
イ 水洗施設　口 廃ガス洗浄施設	

(単位 : p g - T E Q / L)

特定施設の種類	許容限度
9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> 乾燥施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設	
10 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設	
11 8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ [3, 2-b : 3', 2'-m] トリフェノジオキサン（別名ジオキサンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 口 ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンバイオレット洗浄施設 二 熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設	
13 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 湿式集じん施設	10
14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> 精製施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設	
15 大気基準適用施設である廃棄物焼却炉（火床面積が0, 5 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が50 kg/h）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設	
16 廃P C B等、P C B処理物の分解施設、P C B汚染物質又はP C B処理物の洗浄施設	
17 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 湿式集じん施設	
18 下水道終末処理施設（1から17及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19 1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（18の下水道終末処理施設を除く。）	

(注) 基準適用場所は、事業場の排水口（水質基準対象施設に係る排水口）とする。

## 2 ダイオキシン類関係特定施設の届出状況

## (1) 大気基準適用施設

特定施設の種類	R2	R3	R4	R5	R6
1 焼結鉱製造用焼結炉	0	0	0	0	0
2 製鋼用電気炉	0	0	0	0	0
3 亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0	0	0
4 アルミニウム合金製造用焙焼炉等	3	3	0	0	0
5 廃棄物焼却炉	9	8	8	8	8
合 計	12	11	8	8	8

(資料：広島県、令和7年3月末現在)

## (2) 水質基準適用施設

特定施設の種類	R2	R3	R4	R5	R6
1 パルプ製造用漂白施設	0	0	0	0	0
2 カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0
3 硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
4 アルミナ纖維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
5 担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
6 塩化ビニルモナー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0
7 カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0
8 クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0	0	0
9 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0	0	0
10 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0	0	0
11 ジオキサンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0
12 アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0
13 亜鉛回収用精製施設等	0	0	0	0	0
14 担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0	0	0
15 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0
16 P C B の処理施設	0	0	0	0	0
17 フロン類破壊用プラズマ反応施設等	0	0	0	0	0
18 下水道終末処理施設	0	0	0	0	0
19 事業場の排水処理施設	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(資料：広島県、令和7年3月末現在)

## 3 ダイオキシン類環境調査結果

調査対象 (単位)	調査地点	ダイオキシン類 濃度	令和5年度 全国調査結果 平均値	環境基準
大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	串戸市民センター	0.19	0.013	0.6 以下
	浅原中央活性化センター	0.0058		
	吉和市民センター	0.0032		
	大野支所	0.012		
	宮島福祉センター	0.0076		
	宮島福祉センター（2回目）	0.0050		
土壤 (pg-TEQ/g-dry)	可愛川公園	0.79	2.6	1,000 以下
	戸屋原集会所	0.15		
	大野学園	0.10		
水質 (pg-TEQ/L)	御手洗川（中流）	0.15	0.18	1 以下
	佐方川（下流）	0.15		
	小瀬川・市野川合流点	0.071		
	永慶寺川水系（繩田）	0.096		

## VI 用語解説

### 1 総説

#### ◎ SDGs

Sustainable Development Goalsの略称で、平成28年～令和12年の15年間で持続可能な開発を達成するために掲げた目標。17の国際目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲット、232の指標から構成され、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、エネルギー、雇用、居住、気候変動などの幅広い課題解決を目指している。平成27年に国連で193の加盟国の全会一致で採択され、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく。日本では平成28年にSDGs推進本部を立ち上げ、取組を進めている。

#### ◎ カーボンニュートラル

炭素中立。ライフサイクルにおける炭素（カーボン）を総量で捉えたときに、その排出量と吸収量・除去量が、プラスマイナスゼロとなる状態（中立＝ニュートラル）のこと。このことをいう。

カーボンニュートラルを達成するためには、二酸化炭素の排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

#### ◎ 外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### ◎ 家庭部門 ⇒ 業務その他部門を参照

#### ◎ 環境アセスメント（環境影響評価）

開発行為が環境に及ぼす影響について、開発計画を実施に移す前の段階で環境に与える影響を予測・評価し、予防策や代替案の比較・検討（アセスメント）を行い、公害の発生を最小限に抑えようとするもの。

#### ◎ 環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する環境保全行政上の目標。人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、現在、大気、騒音、水質（地下水を含む。）、土壤、ダイオキシン類（大気、水質、水底の底質、土壤）について定められている。行政はこれらが環境基準によって定められた値を維持するよう施策を実施している。

#### ◎ 環境月間

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第10条で、6月5日が環境の日とされたが、環境省は、環境の日を含む6月を環境月間とすることを提唱し、環境省をはじめ、関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。

#### ◎ 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響をおよぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境の保全に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

#### ◎ 間伐

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材と呼ばれる。一般に、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施する。

#### ◎ 希少種

一般的には、数が少なく簡単に見ることができないような（まれにしか見ることができない）種を指す。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種や、都道府県・市町村が選定した絶滅危惧種を指して使われることもある。

### ◎ 規制基準（排出・排水基準）

公害の発生を防止し環境基準の達成を確保するため、事業者等の守る基準で大気汚染、水質汚濁、悪臭等の原因となる物質及び騒音・振動について法律で規定されている。

事業者などがこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や刑罰）が講じられる。

### ◎ 業務その他部門、家庭部門、民生部門

日本の二酸化炭素排出量は統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門の5つの部門に区分されている。

業務その他部門は、第3次産業に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、事業所外部での移動・輸送に利用したものは運輸部門に計上する。農家や小売りの個人企業の自宅での混合消費は家庭部門に計上する。

家庭部門は、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、自家用車や公共交通機関など人・物の移動に利用したものは運輸部門に計上する。

民生部門は、旧民生業務部門（現業務その他部門）と旧民生家庭部門（現家庭部門）を合わせた部門。民生部門は他の部門と異なり、排出削減が相対的に進まなかったことから、我が国の大変な課題となっている。

### ◎ クールビズ（ウォームビズ）

地球温暖化対策として、環境省の提唱により平成17年から始まった取組。夏場は冷房をおさえてできるだけ涼しく（クールビズ）、冬場は暖房をおさえてできるだけ温かく（ウォームビズ）仕事ができるように服装を調整すること。

### ◎ 景観形成基準

景観形成の観点から届出・申請を必要とする行為等に対して定めた基準。景観形成基準を定めることで景観形成の誘導を行う。

### ◎ 再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、「再生可能エネルギー源」は「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令により太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。温室効果ガスを排出しないことから、また、国内で生産できるためエネルギーの安定供給の観点からも、今後の重要なエネルギー源として位置づけられる。

### ◎ 自然環境保全地域

自然環境保全法及び広島県自然環境保全条例により指定された、一定の条件を満たし、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。指定を受けると、これに定められた行為に対して許可が必要となる。

### ◎ デマンド

30分間（毎時0分～30分及び30分～60分）の平均電力使用量。高圧受電において、1か月間のデマンドの最大値がその月の最大需要電力とされ、当月を含む過去12か月のうちの最大値が、最大値が記録された月から12か月間、毎月の基本料金の計算に使用されるため、デマンド値が突出しないようにすれば、電気料金の抑制につながる。

### ◎ 電動車

ガソリン車よりも環境への負荷が少ない電力を動力源としてモーターで走る自動車の総称。電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。

## ◎ 特定外来生物

人間の活動により他地域から持ちこまれた外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で指定され、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生物。指定されると飼育、栽培、保管、運搬が原則禁止となる。令和2年11月2日現在、150種類の動物と19種類の植物が指定されている。

## ◎ 内分泌かく乱物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。

## ◎ 濃度規制

工場、事業場などから排出されるばい煙等の中に含まれる汚染物質の割合を一定以下にするよう法等で制限することで、規制方法を論ずる際、総量規制に対するものとして用いられる。

## ◎ バイオマス

バイオマスとは、生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、生物由来の有機性資源のうちで化石資源を除いた、再生可能なものを指す。廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物、廃棄紙、パルプ工場廃液、下水・し尿汚泥、建設廃材、間伐材等）、未利用バイオマス（稻わら、麦わら、もみがら等）、資源作物（さとうきび、とうもろこし、なたね等）に分類される。

バイオマスを燃料とするバイオマスマコーラーは、間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するため、環境問題の面から注目されている。

## ◎ ピークカット・ピークシフト

どちらも、夏の冷房や冬の暖房などによってできる電力需要のピークを低くするための手法である。電気機器・設備の使用を抑えたり、代替電源を用いることなどにより、ピーク時の購入電力の消費を低減することをピークカットといい、電気機器・設備の使用をピーク時から別の時間帯や別の日にずらしたり、夜間に蓄電してピーク時に使用することなどにより、電力消費を平準化することをピークシフトという。

## ◎ PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

## ◎ HEMS

Home Energy Management Systemの略称。家庭における電気製品や設備をネットワークでつなぎ、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」し、機器を自動制御するなど、IT技術により一般住宅のエネルギーを管理するシステム。「見える化」による省エネルギーの喚起、機器のエネルギー使用量の調節・抑制により、省エネルギーの促進ツールとして期待される。

## ◎ 民生部門 ⇒ 業務その他部門を参照

## ◎ 緑地環境保全地域

広島県自然環境保全地域以外の区域で一定の条件を満たし、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域で、広島県自然環境保全条例により指定される。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。

## ◎ 類型指定

水質汚濁に係る環境基準及び騒音に係る環境基準において、基準値を当てはめるための水系や地域の区分。基準値は類型ごとに定められている。類型は水系や地域の環境の状況や利用目的に応じて区分・指定されるが、指定のない水系や地域もある。

## 2 大気関係

◎ 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

硫黄と酸素の化合物の総称。主として二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>、亜硫酸ガス）と三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>、無水

硫酸)である。自然界では火山ガス中にかなりの濃度で存在し、人為的には硫黄を含んだ燃料(主に重油)を燃やすときに発生する。人体への影響としては、呼吸器官の粘膜を刺激し、気管支炎などの原因となる。

#### ◎ 一酸化炭素(CO)

石油、石炭、都市ガス等の燃料が、酸素不足の状態で燃焼したときに必ず発生する。空気より少し軽い無色無臭の有毒ガス。街路における一酸化炭素の90%以上は、自動車から排出されるものといわれている。生理上きわめて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の運搬作用を阻害する。

#### ◎ オキシダント(O<sub>x</sub>)

本来は酸化剤を意味する。自動車や工場の排気ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の作用を受けて(光化学)反応し、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の酸化性物質が生成され、これを総称してオキシダントと呼んでいる。目に対する刺激(チカチカする。涙が出る。)、視程の減少、呼吸困難などを引き起こす場合がある。また、植物を枯らすと言われている。

#### ◎ 吸光光度法

二酸化窒素ザルツマン試薬を用いて測定される。この方法は二酸化窒素を吸収発色液(ザルツマン)に吸収させ、生成した亜硝酸イオンが液中の試薬と反応してできたアゾ色素の発色するのを測定するもの。その際、二酸化窒素と生成した亜硝酸イオンの比を示す係数は、ザルツマン係数と呼ばれている。

#### ◎ 降下ばいじん

大気中に排出されたすななどのばいじんや、風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下(降下)するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。単位はt/km<sup>2</sup>/月。

#### ◎ 自動車排気ガス

汚染成分としては、一酸化炭素、炭酸ガス、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有する。燃料の種類あるいは、運転状態によって発生ガスの成分は異なる。この排ガスの中には、特に有害な鉛やベンゾピレンなどが含有される。

#### ◎ 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)など窒素と酸素の化合物の総称。窒素酸化物は、石油などの燃焼によって必ず発生し、燃焼温度が高いほど大量に発生する。主な発生源は自動車エンジンや工場のボイラなどである。発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、大気中で酸化され二酸化窒素が生成する。二酸化窒素は、肺深部に到達して悪影響を及ぼす。また、窒素酸化物は、炭化水素と共に存すると光化学反応を起こし、オキシダントの原因となる。

#### ◎ NG-KN-S法

大気中の窒素酸化物を簡易的に測定する方法。短期暴露用に開発された小型バッジサンプラーを使用して測定する方法であり、サンプラー内部の捕集エレメントにより捕集する。

#### ◎ デポジットゲージ

直径30cmの大型捕集漏斗と30Lの貯水槽からなる降下ばいじん捕集器。捕集期間は1か月。

#### ◎ ばいじん

工場の煙突の煙や、鉱山・石切り場などの塵(ちり)の中に含まれている微粒子。

#### ◎ 浮遊粒子状物質(SPM)

すな、土ぼこり、花粉など粒子状で大気中に存在するもの。粒径10ミクロン以下の粒子は、大気中の滞留時間が長く、呼吸により器官や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質の一つといわれている。

#### ◎ フロン(Chloro-fluorocarbon)

塩素とフッ素をもった炭化水素クロロフルオロカーボンの日本での通称である。

アメリカのゼネラルモーターズ社で開発された気体で、自然界には存在しない。科学的に安定しており引火・爆発を起こさない、金属や他の物質と反応しない、毒性がないなど多くの長所を備えている。そのために、冷却剤、噴霧剤、潤滑剤、殺菌剤、発泡剤、半導体の洗浄などに広く用いられてきた。しかし、「オゾン層の破壊」と「地球の温暖化」という地球環境破壊の二大要因にフロンが関係している

ことがわかり問題となっている。フロンは地表では安定しているが、上層大気まで上昇すると強い紫外線を浴び、分解されて塩素を放出する。この塩素がオゾンと反応してオゾン層を破壊する。またフロンは、二酸化炭素の一万倍という大きな温室効果をもっている。

#### ◎ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。PM<sub>2.5</sub>ともいう。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響に加え、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

#### ◎ β線吸収法

β線吸収法は、低いエネルギーのβ線を物質に照射した場合、その物質の重量に比例してβ線の吸収量が増加することを利用した測定方法である。ろ紙上に捕集した浮遊粒子状物質に、所定の強度のβ線を照射し、透過β線強度を測定することにより、浮遊粒子状物質の重量を知ることができる。

#### ◎ 硫化水素 (H<sub>2</sub>S)

化学反応や火山の噴火など、たんぱく質の腐敗分解によって発生する。低濃度では卵のくさったような不快臭があり、粘膜の刺激作用がある。

### 3 水質関係

#### ◎ アルキル水銀 (R-Hg)

水銀にメチル基( $\text{CH}_3$ )、エチル基( $\text{C}_2\text{H}_5$ )等のアルキル基と結びついた物質の総称で、この中には、水俣病の原因物質ともなったメチル水銀、エチル水銀なども含まれている。有機水銀による中毒症状は、水銀と結合している有機物により大きく異なり、メチル～プロピル水銀は、特に強い中枢神経障害を起こす。

#### ◎ 汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてBOD( t / 日)、COD( t / 日)、SS( t / 日)で表される。これは都市下水及び工場排水などの汚濁源から排出される放流量と汚濁濃度によって計算される。汚濁負荷量( g / 日) = 濃度( mg / L) × 水量( m<sup>3</sup> / 日)

#### ◎ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ污水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。

#### ◎ 公共用水域

水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

#### ◎ 大腸菌数

河川水や海水中に多数の大腸菌が存在する場合は、その水が人畜のふん便で汚染されていることを示し、公衆衛生上から見て消化器系伝染病原菌(赤痢菌、疫痢菌、チフス菌など)の存在の可能性を考えられる。より正確に病原菌などによる汚染を把握できる指標として、令和4年4月1日から環境項目の大腸菌群数が大腸菌数に変更された。

#### ◎ 化学的酸素要求量 (COD Chemical Oxygen Demand)

水中の酸化されやすい有機物を酸化・分解・浄化するために消費される酸素量であり、単位をmg/Lで表す。海域や湖沼における有機汚濁の代表的な指標である。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。

#### ◎ カドミウム (Cd)

亜鉛の鉱石に多く含まれるもので、鉄や銅のメッキ、黄色の塗料、充電式電池など用途の広い重金属。カドミウムや鉛などの重金属は、もともと人体にないものなので、体内に入っても代謝できず蓄積され、発ガンなどの有害な症状を示すことが多い。その顕著な事例では、富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病がある。

◎ クロム (Cr) 、六価クロム (Cr<sup>6+</sup>)

クロムは、耐熱性・耐酸性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属である。クロムの化合物には、青紫色を呈する三価クロムと黄色から赤色を呈する六価クロムがある。三価クロムは比較的低毒性であるが、六価クロムとなると人体に極めて有毒である。六価クロムを扱う所としては、メッキ工場、無機化学工場、革なめし工場等がある。

## ◎ 健康項目

水質汚濁防止法の人の健康に係わる環境基準に定められている項目。シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、(六価)クロム、砒素、総水銀、P C B、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等の27項目が指定されている。これらの物質は、慢性あるいは急性毒性も強く人の健康を阻害する物質である。

## ◎ 残留塩素

水道水などの塩素処理の結果、水中に残留した有効塩素のことであり、次亜塩素酸などの遊離残留塩素及びクロラミンのような結合残留塩素に区分され、いずれも強い酸化力を有する。

## ◎ シアン (CN)

この物質は、青酸カリなどで知られた物質で、体内に入ると呼吸困難を起こし死にいたらしめる猛毒で、経口致死量は0.06 g/Lといわれる。主な発生源は電気メッキ工場、製鉄所、化学工場など。魚に対する有毒量は、1 L中0.02 mg～1 mgの範囲であるといわれている。

## ◎ 水質汚濁

河川・湖沼・海域などの水質が、工場・事業場や一般家庭などからの排水のため人の健全な生活活動や水中生物の正常な活動を妨げる状況をいう。つまり、汚染物質の量と質が自然浄化作用の限度を超えることである。

## ◎ 水銀 (T-Hg、R-Hg)

常温で唯一の液体金属。水銀化合物には、無機と有機があり、T-Hgは、金属水銀としてすべての水銀化合物を定量するのに対して、R-Hgは、アルキル水銀と呼ばれ、有機水銀を定量する。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、特に毒性が強く脳や神経をおかす作用が大きい。

## ◎ 生活環境項目（一般項目）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を示し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌数となっており海域の場合は、pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）となっている。

## ◎ 生物化学的酸素要求量 (BOD Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。水質汚濁に係る環境基準の中では、河川の利用目的に応じてBOD値が決められている。

## ◎ 全窒素 (T-N)

水中に含まれる有機性及び無機性窒素化合物のことで、農業用水中に過多になると、水稻に及ぼす影響として過繁茂、倒伏などの被害が生じる。農業用水（水稻）としては、1 ppm以下が望ましいとされている。

## ◎ 底質

河川・湖沼・海域などの水底に堆積した土砂・泥など（底泥）をいう。水底の土砂・泥などは、洪水や浚渫など特殊な事情が生じないと大がかりな移動拡散が少ないので、過去からの汚染状況を推定するのによく資料となる。底質の汚染が水質の悪化、魚介類の汚染、へい死などの原因になることもあります。総水銀とP C Bについては、汚染の拡大を防止するため暫定除去基準が設定されている。

## ◎ テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体。水に不溶でドライクリーニング用洗浄剤、金属洗浄剤、溶剤等として使用されている。飲料水としての水質基準値は、0.01 mg/L以下。

## ◎ トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性液体。水に難溶。金属、機械部品などの脱脂洗浄剤、

各種溶剤として使用されている。飲料水としての水質基準値は、0.03 mg/L以下。

◎ 75%値（75%水質値）

環境基準の水質類型を当てはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、当てはめようとする類型の基準値を満たしているデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。年間の日平均値の全データをその値の小さいものから順に並べて $0.75 \times n$ 番目（nは日平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）。

◎ 鉛（Pb）

鉛及びその化合物は、毒性の最も強いものの一つとして古くからよく知られている。大気汚染防止法や水質汚濁防止法においても有害物質に指定されている。毒性としては、原形質毒性で造血機能を含む骨髄神経を侵し、貧血、血液変化、神経障害、身体の衰弱などを起こし、強度の中毒の場合は死亡する。主な発生源としては、塗料化学工場、鉛電池製造業などがある。

◎ n（ノルマル）一ヘキサン抽出物質（油分）

n一ヘキサン抽出物質とは、主として水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質の総称で通常「油分」といっている。油分としては、塗料、石油化学または一般機械に使用する潤滑油などの鉱物油、畜肉又は、魚肉に含まれる動物性油、なたね油などがある。これらの油による被害としては農作物（稻その他）、水産物（ノリ、カキなど）の表面に付着することによって生育に著しい影響を与える。

◎ ひ素（As）

銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒素、砒化水素等の化合物もすべて猛毒である。砒素化合物は、皮膚、消化器、呼吸器から吸收され骨や内臓に沈積して排泄しにくく慢性中毒を起こす。中毒症状は貧血、皮膚の褐色化、局所水腫、おう吐、頭痛、出血、めまいである。水道水の水質基準値0.01 mg/L以下、農業用水の砒素許容量は、0.05 ppm以下と決められている。

◎ PCB（ポリ塩化ビフェニル PolyChlorinated Biphenyl）

石油や石炭を原料として作られるビフェニールの塩化物が数種類混合したもので、DDTの仲間である。熱に対して安定であり、水に不溶である。熱媒体、ペイント、ノーカーボン紙、絶縁油等に使われたが、カネミ油症事件の原因物質として社会問題になり、現在では製造されていない。中毒症として、皮膚障害、肝臓障害等をもたらす。

◎ PFOS・PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸・ペルフルオロオクタン酸）

PFOSは、半導体用反射防止剤・レジスト（電子回路基板を製造する際に表面に塗る薬剤）、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に、PFOAは、フッ素ポリマー加工助剤（他のフッ素化合物を製造する際に、化学反応を促進させるために添加する薬剤）、界面活性剤等に使われてきた。

いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、予防的な取組方法の考え方方に立ち、日本国内では、PFOS・PFOAをそれぞれ2010年・2021年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入等を原則禁止した。

このため、国内で新たに製造・輸入されることは原則ないが、主に過去様々な形で環境中に排出されたものが公共用水域（河川・湖沼・海域）や地下水等から検出されることがある。

令和2年5月に水質汚濁に係る要監視項目に指定され、河川や地下水などにおける暫定的な目標値（指針値）として、PFOS及びPFOAの合算値で1リットルあたり50ナノグラム以下とされた。その後、令和7年5月に、中央環境審議会において「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次答申）」が答申されたことから、国において、令和7年6月に「指針値」へと見直された。

◎ 浮遊物質（SS Suspended Solid）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水中に浮遊する不溶解性の物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また浮遊物が有機物質である場合には、腐敗し、水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。10 mg/L以下が望ましい。

◎ 遊離残留塩素

塩素は、水に溶解すると、水と反応して次亜塩素酸と塩酸になり、次亜塩素酸は、その一部が次亜塩素酸イオンと水素イオンに解離する。この反応は可逆的で、水のpH値や水温によって変化する。次亜塩素酸と次亜塩素酸イオンを遊離残留塩素という。

遊離残留塩素は、即効性があり、消毒効果が極めて強く、塩素耐性が低い水生生物に影響を与える。

#### ◎ 溶存酸素 (Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素の量であり、単位をmg/Lで表す。水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物のためにDOが消費され減少する。

### 4 騒音・振動関係

#### ◎ 規制基準

工場騒音、特定建設作業について定められ、この基準を超えていたときは改善勧告の対象になる場合がある。

#### ◎ 振動

ある量の大きさが時間とともにある基準の値より、大きくなったり、小さくなったりする現象で、周期的現象が毎秒くり返される回数を振動数(Hz, c/s)で表す。低周波の地盤振動、その他の騒音と並列に公害として扱われる振動数は、一般的に振動数が低く数サイクルから可聴域の100サイクル程度のものと言われている。

#### ◎ 騒音

「好ましくない音、不必要な音」の総称である。したがって、騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音として、(1)概して大きい音、(2)音色の不快な音、(3)音声聴取を妨害する音、(4)休養・安眠を妨害する音、(5)勉強・事務の能率を妨げる音、(6)生理的障害を起こすような音などがあげられる。

#### ◎ 騒音レベル

ある音を騒音計で測ったときの指示の読みであり、聽感補正のなされた音圧レベルで、音の大きさのレベルを近似的に示す。単位は「dB(A)デシベル」。日本では「ホン」と呼ばれていた。

#### ◎ dB (デシベル)

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などで異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した振動の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdBで表す。地震の震度で見ると人体に振動を感じない、いわゆる「震度0」は55デシベル以下であり、「震度1」が55~65デシベル、「震度2」が65~75デシベルに相当する。

#### ◎ 等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>)

一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。音の持つエネルギーに着目し、測定時間内における騒音レベルをそのエネルギーで平均して表したもの。

変動騒音に対する人間の生理・心理的反応に比較的よく対応するため、環境騒音を評価するための評価量として多くの国で採用されている。

#### ◎ 騒音マップ調査

500mのメッシュに1地点を目安として、1回に10分間以上の騒音測定を実施し、この環境騒音の測定結果をもとに、昼夜の時間帯の平均値の算出、環境基準値との対比などの処理を行って、年度ごとにデータベースを作成することをいう。また、このデータを用いて地域類型別の環境基準への適合状況の評価を行う。

#### ◎ 特定建設作業

著しい騒音又は振動を発生する建設工事の作業であって、騒音規制法、振動規制法及び条例で定められているもの。指定地域内で特定建設作業を行う場合は、届出の必要があり、騒音の大きさ、作業時間、作業日などに規制がある。

#### ◎ 要請限度

騒音規制法において、市町村長は、指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができる

されている。要請限度とは、この要請判断の基準となる値。振動規制法においても同様に要請限度がある。

## 5 悪臭・廃棄物関係

### ◎ RDF

**R**efuse **D**erived **F**uelの略称で、ごみ固化燃料のこと。一般廃棄物のうち可燃ごみを粉碎・乾燥したものに生石灰を混合して圧縮・固化・成形したもの。輸送や長期保管が可能で、熱源として利用される。RDFは、その原料が一般廃棄物であるため、製造施設は全国的に市町村を中心として広まったが、製造費用、製品の余剰、施設トラブルなどの問題により、施設更新時期に撤退する自治体が多くみられる。

### ◎ 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物以外のものをいう。住民生活や会社・商店から排出されるごみ（固体廃棄物）やし尿（液状廃棄物）を一般廃棄物という。

### ◎ 最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立または海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は埋立により行われる。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び放出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の3タイプに分かれている。

### ◎ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。

### ◎ 3R

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）という3つの取組の頭文字を取ったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、環境省や経済産業省などが「3R政策」を推進している。

### ◎ ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）の総称。物の燃焼過程等で生成され、極めて毒性が高い。かつて、ダイオキシン類による環境汚染が大きな問題となつたことから、廃棄物焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正された。

### ◎ 不法投棄

法律に定められた基準に基づき、廃棄物を適正に処理・処分することなく山林、河川敷や空き地などにみだりに捨てる行為をいう。

### ◎ リサイクル

再資源化すること。本来の意味としては、RE=再び、CYCLE=循環するという意味。

## 6 微量物質のための単位

## ● 重さを量る場合

k g (キログラム)

g (グラム)

m g (ミリグラム)

$10^{-3}$  g (1000分の1グラム)

$\mu$  g (マイクログラム)

$10^{-6}$  g (100万分の1グラム)

n g (ナノグラム)

$10^{-9}$  g (10億分の1グラム)

p g (ピコグラム)

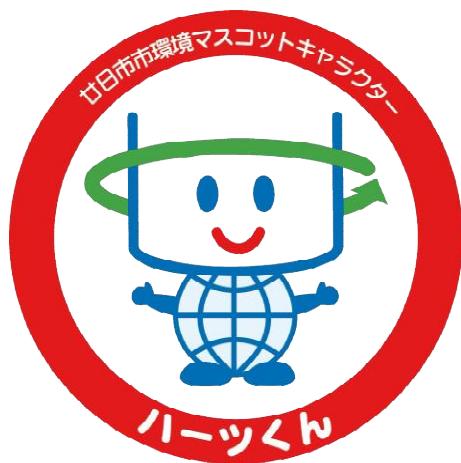
$10^{-12}$  g (1兆分の1グラム)

## ● 濃度を測る場合

p pm ( $\mu$  g/g · mg/L) 100万分の1

p pb (n g/g) 10億分の1

p pt (p g/g) 1兆分の1



廿日市市の環境  
【第39集】  
(令和7年度廿日市市環境年次報告書)

令和7年12月

廿日市市 生活環境部 ゼロカーボン推進課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL : 0829-30-9224 FAX : 0829-31-0999

URL : <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>